

## 第一回 国会 農林水産委員会議録 第七号

昭和六十年三月二十六日(火曜日)  
午前九時四十二分開議

出席委員  
委員長 今井 勇君

理事 衛藤征士郎君  
理事 田名部匡省君

理事 小川 国彦君  
理事 武田 一夫君

理事 大石 千八君  
理事 鍵田忠三郎君

理事 佐藤 隆君  
理事 田邊 國男君

理事 東家 嘉幸君  
理事 羽田 孝君

理事 松田 九郎君  
理事 若林 正俊君

理事 上西 和郎君  
理事 新村 細谷 駒谷

理事 水谷 弘君  
理事 菅原喜重郎君

理事 津川 武一君  
理事 佐藤 守良君

理事 竹内 俊昭君  
理事 松沢 審君

理事 渡辺 島田 竹内

理事 山崎 幸助君  
理事 中林 佳子君

理事 同日 三池 串原 稲富

山村振興法の一部を改正する法律案(福田赳夫君外十一名提出、衆法第一一号)は本委員会に付託された。

三月二十二日  
山村振興法の一部を改正する法律案(福田赳夫君外十一名提出、衆法第一一号)

○島村議員 ただいま議題となりました山村振興法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

昭和四十年に制定された山村振興法に基づく山村振興対策につきましては、昭和五十年の法改正を経て今日まで、産業基盤や生活環境などの地域格差の是正等を図ることを目的として、各種の施策が推進され、一定の成果を上げてきたところであります。

○今井委員長 これがより会議を開きます。

福田赳夫君外十一名提出、山村振興法の一部を改正する法律案を議題とし、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。島村宣伸君。

山村振興法の一部を改正する法律案

[本号末尾に掲載]

○島村議員 ただいま議題となりました山村振興法の一部を改正する法律案につきまして、提出者がよろしく御審議の上、速やかに御可決ください。

○今井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

山村振興法の期限延長に関する陳情書外五件(愛媛県知事白石春樹外五十一名)(第二五一号)は去る一月三十日に建設委員会に参考送付されたが、これを本委員会に送付替えられた。

本日の会議に付した案件

山村振興法の一部を改正する法律案(福田赳夫君外十一名提出、衆法第一一号)  
(内閣提出第四五号)  
農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)  
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)  
農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

あります。山村の現状は依然として他地域との格差が解消されず、また若年層を中心とする人口の流出がなお続いているなど、極めて厳しいものがあります。中でも、自然的、経済的、社会的条件に特に恵まれず、かつ産業基盤及び生活環境の整備の程度が著しく低い振興山村の状況は一層厳しいものがあります。

一方、山村地域は、国土の保全、水源の涵養、蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一歩を改正する法律案(内閣提出第三〇号)  
農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

自然環境の保全等に重要な役割を担っていますが、近年これら役割の高度発揮に対する国民的要請が一段と高まってきております。

このような実情にかんがみまして、本年三月三十一日をもつて期限切れとなる本法の有効期限を延長いたしますとともに、山村の当面する新たな情勢に対処して、その内容の充実を図ることとして、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。

以下、改正の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、法の有効期限を十年間延長することといたしました。

第二に、国は、振興の緊要度が高い振興山村の促進されるよう配慮するものとすることといたしました。

以上が、山村振興法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

以上が、山村振興法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

○今井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

まず第一は、振興の緊要度が高い振興山村に対する政府の今後の取り組みであります。このたびの改正案によれば、国は、振興の緊要度が高い振興山村の山村振興計画に基づく重要な事業の円滑な実施が促進されるよう配慮するものとされておりますが、この追加規定の施行に当つての政府の取り組みの考え方を明らかにされたいと思うであります。

また、この追加規定により、従来の振興山村に対する施策が後退するようなことがあつてはならないと考えておりますが、このことについての政府の見解を明らかにされたいと思うのであります。

次に、現在政府部内で策定作業中と聞いております、いわゆる四全総との関連であります。

今日の社会における山村問題は、単に地域住民の課題であるのみならず、国民的な課題であると考えられます。山村の振興につきましては、山村振興法制定以来、山村の産業基盤や生活環境の整備のため般にわたる振興対策が実施され、着実にその成果が上がってきたところであります。山村地域は、依然として厳しい状況に置かれております。とりわけ自然的、経済的、社会的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備の程度が著しく低い山村においては多くの問題を抱えております。

国土庁といたしましては、これらの山村の振興のためには、関係事業の優先採択等により、事業の円滑な実施が促進されるようになることが必要と考えております。このため、今回の改正の趣旨を十分に体して、関係省庁の協力を得て適切に対処してまいりたいと考えております。

また山村地域は、一般に農林産物の供給を初め、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全等、国民生活の全般にわたって極めて重要な役割を担つており、今後とも、こうした役割を高度に

發揮させるため、引き続き、山村振興対策を積極的に推進する必要があると考えておりますが、御指摘の点につきましては、さきに申し上げました

追加規定の対象となる山村に対する配慮のため、一般的の山村の振興が図られないといったことのないように努めてまいりたいと考えております。

次に、現在策定中の四全総との関連について申

し述べます。

山村地域は、国土の約半分を占め、国土保全、水資源の確保等、国土管理面で重要な役割を果たしております。また、長期的な国土利用上の観点から考えても、これらの地域を可能な限り生

活や生産の場として活用していくことが不可欠であります。そのためには、農林業を中心とする産業の振興や生活基盤の整備を進めるとともに、豊かな自然など山村地域の持つ特質に価値を見出す

都市住民の協力や参入を進めていくことが重要であります。したがいまして、長期的視点に立つて活力ある山村地域の実現を目指すことは今後とも重要なと考えており、四全総の策定に際しましても、この点も含めて十分検討を進めてまいりたいと存じます。

○今井委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○今井委員長 この際、本案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見があれば定事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。菅原喜重郎君。

○菅原委員 大臣に御質問申し上げます。

日本政府といたしましては、山村の現状にかんがみ、本法律案についてはやむを得ないものと考えております。御可決された暁には、この趣旨を体して、山村地域の果たす重要な役割を踏まえつつ適正な運用に努め、山村振興対策の一層の推進を期してまいる所存であります。

らお伺いしたいと思います。

○今井委員長 これより討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

福田赳夫君外十一名提出の山村振興法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今井委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○今井委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前九時五十一分休憩

午後一時四十分開議

○今井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、繭糸價格安定法及び蚕糸砂糖類價格安定事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。菅原喜重郎君。

○菅原委員 大臣に御質問申し上げます。

日本の養蚕業は御承知のように大変な危機にさらされておるわけでございます。このままでは千歳から続いた日本の養蚕業はどうなるのか、危ぶまれるやういの状況でございます。つきましては、この縮小の前途をたどつてゐる養蚕業に対しまして今後の振興対策、また、その方針を大臣か

○佐藤国務大臣 菅原先生にお答えいたします。先生御存じのことと思いますが、養蚕業というものは戦前は大変ウエーブの高い産業であったわけですが、特に戦後は、畑作地帯における農業経営に重要な作目という感じがしておるわけです。しかし最近の養蚕業をめぐる情勢は、絹需要の大幅な減退により生糸需給の不均衡、それから蚕糸砂糖類價格安定事業団における膨大な生糸在庫の累積と事業団の財政の極度の悪化等極めて厳しい状況にござります。

このため、今後におきましては需給動向に即しており、生糸需給の不均衡、それから蚕糸砂糖類價格安定事業団における膨大な生糸在庫の累積と事業団の財政の極度の悪化等極めて厳しい状況にござります。

特に、現下の厳しい蚕糸情勢のもとでは養蚕主産地の形成及び中核的養蚕農家の育成等により、足腰の強い低成本養蚕の実現を図つていくことが大切であると考えております。そんなことで、養蚕生産対策としては、今後とも高能率な養蚕の展開可能な地域を対象にいたしまして桑園基盤の整備あるいは省力新技術の導入等による低成本養蚕経営の育成、広域的生産流通施設の充実などの諸施策を重点的に実施し、また、蚕業改良普及組織による技術指導を行うことによりまして、主産地形成と中核的養蚕農家の育成を図つてまいりたいと考えております。

○菅原委員 足腰の強い養蚕業を育成、もつともなことございます。しかし、構造改善事業その他で一時、桑園の造成が全国各地で行われたわけなんですが、何しろ新しい造園地というのは地力がまだ十分についておりませんし、心土をそのまま出した造成であるところが新規の中では大半であつたわけだと思いますので、今どうして今後どのようにこれを強化していくのか、お伺いしたいと思うわけでございます。

○関谷政府委員 桑園の地力増進、先生お尋ねの桑園については、そういう問題があるわけですが、

ざいます。

私どもとしましては、融資というお尋ねでもございましたが、補助事業関係では、私の局の生産振興総合対策の中で堆肥生産機械施設の導入を図るということで、地力増進のための事業をこれは一般的に実施しておりますが、養蚕産地につきましても特に桑園地力増強施設整備事業ということとで堆肥等についての助成をしております。また、畜産の関係では、これは特に有機物の投入といふことになりますと畜産のし尿の投入が大事でございますので、環境対策あるいは広域畜産環境対策、それから良質堆肥供給促進モデル、こういうようないわゆる耕種農家と畜産農家の連携を図るということで、関係の補助事業によりまして地力の維持向上に努めておるわけでございます。

〔委員長退席　玉沢委員長代理着席〕

さらに融資でございますが、今国会で御審議いたしております農業改良資金制度の再編拡充の一環として、養蚕技術総合改善資金、こういうものを創設しようとしておるわけでございますが、その中で、桑園の改植を前提にしまして桑の栽培方法を総合的に改善する場合、土壤改良資材、堆肥生産施設等も含めました経費につきまして無利子資金を創設する、こういうようなことも考えておりまます。

以上のことによりまして、特に桑園において大事な地力増進については今後とも一層努力してまいりたいと考えております。

○菅原委員　地力の増進は国土保全にもつながっていく問題でございますので、手厚い御指導をお願いしたいわけでございます。

次に、構造改善事業で基盤整備と施設整備が同時に行われたところがあるわけでございます。これには計画に基づいたわけでございますが、しかし新しい桑地からの採桑量が少なかつたり、また施設が、整備と相まってすぐ同時の利用ができないというようなギャップがありまして、このことに対する農民の金利もばかにならないわけでござります。こういう負担について今後どのように国で

対応しようとしているのか、お伺いしたいと思うわけでございます。

○井上(喜)政府委員

お答えいたします。

農業構造改善事業につきましては、御承知のとおり市町村が計画を立てるわけでございます。私どもといたしましては、そういう市町村が立てました計画に応じまして事業を進捗していくわけでございます。したがいまして、原則といたしまして市町村が希望する順序によりまして基盤整備などもといたしましては、そういう地元の意向も十分お聞きいたしまして、土地基盤整備事業と農業近代化施設等がうまくかみ合はれないかといふような御質問かと思ひますが、これからはそういう地元の実態を十分調査し、かつて必ずしもそういった手順が踏まれてないのではないかと、いかとお考えであります。したがいまして、市町村が希望する順序によりまして基盤整備などもといたしましては、そういう地元の意向も十分お聞きいたしまして、土地基盤整備事業と農業近代化施設等がうまくかみ合はれないかといふような御質問かと思ひますが、これからはそういう地元の実態を十分調査し、かつて必ずしもそういった手順が踏まれてないのではないかと、いかとお考えであります。

わざれまして効果が發揮できますように、そういう形で農業構造改善事業を進めてまいりたい、このように考へております。

○菅原委員

次に、桑園を造成いたしましても、今後は、人力での桑園の管理ということはほとんど不可能になつてきてるわけでございます。つきましては、管理作業の機械化の推進ということが農民にとりまして最も重要なことでございまるいたいと考えております。

○菅原委員　地力の増進は国土保全にもつながっていく問題でございますので、手厚い御指導をお願いしたいわけでございます。

になりますと、まさにお尋ねのございましたような桑園管理の機械化あるいはその体系的な機械化ということが今後の低コスト養蚕あるいは省力的な養蚕経営の上で大変大事になるわけでございます。

この関係では、やはり収穫過程の能率向上が桑園管理の機械化の中一番大事なことであろうと

いうことで、条桑收穫、要するに条桑刈り取り過

程の機械化ということで条桑刈り取り機の導入と

いうことを一つのポイントとして進めておりま

す。この関係の助成措置としましては、新地域農業生産総合振興対策の中の養蚕産地総合整備対策事業あるいは高生産性養蚕経営モデル事業、こういうような関係がいわばかなめになつてゐるわけ

でございます。特に高生産性養蚕経営モデル事業においては共同利用の機械整備ということで、条桑刈り取り機とその格納庫、こういうようなものを助成対象にしているわけでございます。

さらには、地力関係のところでお答え申し上げました養蚕技術総合改善資金を助成対象にしており上げていく、こういうようなことも考えておるわけでございます。

なお、農業近代化資金等の一般的な助成措置についても、この桑園管理の機械化については十分留意して取り上げてまいりたいということをございます。刈り取り機のことばかり申し上げました

が、桑園管理用トラクター及び作業機、こういう

ような汎用性のあるもの、この機械導入も非常に大事でございまして、今までかなり入ってきておりましたが、これについては広く一般の融資措置の利用で、さらに導入されるように指導してまいりたいと考えております。

○菅原委員

この桑園管理作業の機械化の対応に

どうしても欠かすことのできないのが密植桑園の造成なわけでございまして、機械化のための密植桑園をぜひ進めていただきたいと思うわけでございます。

いますが、この密植桑園をする際、今までの桑園造成の本数より多くの苗の本数が必要でございます。この点についてはどのようになつておるのか。一応、密植桑園とこの進め方について、また苗の助成とかそういう点についてお聞きしたい、こう思うわけでございます。

○関谷政府委員

この密植桑園造成は省力化、生産性向上に非常に大事なことでございまして、先ほど申し上げました養蚕産地総合整備対策事業、

技術総合改善資金、こういうものの中でも機械化桑園の造成それから条桑收穫機の導入、こういうものについても助成事業として取り上げているわけでございますが、その中で特に先生お尋ねのござい

ました桑の苗代金、それから当然のこと

ですが、桑園をつくるに必要な整地費関係、こう

いても助成事業として取り上げているわけでございます。

さうして、また苗の助成とかそういう点についてお聞きしたい、こう思うわけでございます。

○菅原委員

次に、東北地方におきましても桑園

は北上しているわけでございます。北上するに

つれまして桑の霜害防止問題あるいは寒さによる

いろいろな桑の病気、殊に胴枯れ病等は北部行

くほど蔓延するわけなのでござりますが、こうい

う北部における新耐寒性の桑の品種も今、開発さ

れているわけでございます。東北地方においても

ユキシノギ、新剣持、そういう品種が開発され

て、また桑の苗代金、それから当然のこと

ですが、桑園をつくるに必要な整地費関係、こう

いても助成事業として取り上げているわけでござ

ります。

○関谷政府委員

桑の関係につきましては、お尋

ねのございましたように気象災害による部分が多

いございまして、特にその中でも凍霜害、これは

わざでございまして、東北、北関東、東山、こう

いうような北寄りの地域では霜害防止対策あるい

はその被害軽減対策というのが非常に大事でござ

ります。

これは、一つは予防過程から取り組まなければいけないということで、基本的な予防体制とします。各県の蚕糸の主務課のもとに技術指導所を中心としました地方予防班をつくり、現地では稚蚕共同桑園や集団桑園を中心とした現地予防班を組織する、これらの桑園凍霜害防除対策会議を開催する、こういうような一つの仕組み、体制を整備しまして、その中で気象予報伝達経路を確認し、あるいは重点予防対象桑園を設定するとか防除資材、器具を整備しておく、こういう体制と同時に、それぞれの地域の実態に即した霜害の予防法、これは御承知のように重油等を燃焼いたしましたり、散水するとか被覆する、こういうような方法がございますが、こういう適切な方法を適期に実施する、こういうような指導予防と実際の予防方法の適期実施、こういうことを指導しているわけでございます。こういう体制を整備しております。

最近は霜害はやや減ってはおりますけれども、やはり大事なことでございますので、例えば今年につきましても春、夏作の技術指導通達の中的確な予報活動の推進それから技術指導所による予防技術の指導の徹底、さらに県では桑の生育状況の早期把握に努める、こういうようなことでござりますし、また全国レベルの凍霜害等予防対策會議を開く、こういうようなことによりまして、適正な技術指導によりまして、特に北の地域におきます気象災害、凍霜害の防止には一層努力してまいりたいと考えております。

○菅原委員 なお、養蚕業の技術開発の中で欠かすことのできない問題といたしまして、殊に北の地域に行くほど大切なわけなんですが、稚蚕の人工飼育あるいは飼料育の研究開発、このことについて現状がどのようになつてゐるのか、それから今後の普及推進について国はどのような方針を持っているのか、お聞きしたいと思います。

○関谷政府委員 稚蚕の人工飼育でございますが、これは養蚕の合理化にとつては大変大事な技

術でございまして、御承知のように飼育労働力が大幅に節減される、稚蚕用の桑が不要になります。それで桑園管理等の労力が不要になる、さらには言えども桑作が向上し安定する、こういうような効果を持つてゐるわけでございまして、これは一つの技術の実証、検証、さらに発展を図ります。五十九年度で見ますと、実施県が三十三都府県ございまして、一、二飼育の稚蚕人工飼育で見ますと、普及率は二八%、こういうような水準でござります。

これは大変普及の速度は高まってきたわけでございますが、この過程で我々としても二つの問題がありますが、この過程で我々としても二つの問題があります。これは蚕糸試験場を中心に、県の試験場も一緒になりながら実施をしているわけでございますが、その大事な点としましては、人工飼料そのものの性能の向上、例えは摂食性、食べやすいといふかそういう性質、それから栄養組成、こういうものをさらに向上させる。それから、これはなかなか難しいと思いますが、桑葉の粉末を含まない実用飼料の可能性があるかどうか。それから人工飼料の保存技術あるいは品質のチェックの方法、こういうものを開発する。それから飼育技術につきましても、本当に人工飼料に適した飼育技術を確立しなければならない。なお最近、蚕糸試験場等でお話を聞いておりますと、人工飼育、飼育にかなり傾斜しました場合の蚕のつくります。

○菅原委員 全く、現在養蚕業が、採算のある養蚕業を指導するというよりも、養蚕業そのものを作ります。

存続させるということに意義が出てきたぐらいの養蚕業界の逼迫した現状でございます。こういう点で、ぜひこの養蚕をこれからも次の時代に受け継がせるためには、これを存続させるところの政策努力が必要なわけございます。このために私は、やはり生産団地を指定していくとか、あるいは私、養蚕農家をめぐってみまして、どの養蚕農家も養蚕単独ではもう既に維持できないという意識に立っております。これは、稻作との複合経営、その他小家畜を入れた複合経営、養蚕の蚕沙、蚕ふんを利用したところの堆肥をつくる畑作への還元とか、そういうような複合的な体制で養蚕が現在保存されているというふうに見ていくわけでございます。つまり、この堆肥をつくる畑作への還元もむしろ存続させるために最も大切な対策は何かということでお伺いするわけなんですが、これが、その一つとして生産団地も話しましたが、このことについての政府の御見解をひとつただしておきたい、こう思うわけでございます。

#### ○関谷政府委員

考え方でございますが、養蚕といふ一つの生産の特色からしますと、一つは、やはり養蚕を家族經營中心に一つの経営としてやっていくということです。その場合には、かねがね申し上げているわけでございますが、一つの中核的な担い手となるような中心的な養蚕農家を育成していく。もちろん、お尋ねにございましたように、そういう養蚕規模のかなり大きい農家といえども、養蚕専業だけではないませんので、一つの複合化、稻作のみならずいろいろな地域の畑作物との複合的な経営として成り立っていくというようないすれにしましても養蚕の経営体といふものを作り出すということをございますが、その場合に、先生のお尋ねの団地化ということが非常に大事でございます。これが我々のもう一つの考え方でございまして、養蚕の、例えは稚蚕の共同飼育なり、あるいはできました繭の販売流通面なり、あるいは基盤整備なり、いろいろ考えまして

○菅原委員 さらに養蚕業の振興を図るために整備対策事業、こういうものがございまして、その中で稚蚕人工飼育調製施設、それから人工飼育を行います稚蚕共同飼育場の整備、これらを事業内容の中で重点的に推進をしていくところでございます。

○菅原委員 さらに養蚕業の振興を図るために整備対策事業、こういうものがございまして、その中で稚蚕人工飼育調製施設、それから人工飼育を行います稚蚕共同飼育場の整備、これらを事業内容の中で重点的に推進をしていくところでございます。

していく、団地をつくっていく、そういう主産地形形成的な視点がもう一つどうしても必要なわけでございます。

この点につきましては私ども、高能率養蚕地域は、桑園のまとまり、それから生産組織体制の整備、こうしこことが大事でございますので、六十年に入りましたから若干この高能率養蚕地域を見直しまして、非常に集約的な、いわば一つの共同的な体制による養蚕の能率化が図られていくと、いうような対策として、これを見直していかないと、いうことを考えております。

そのいわゆる団地でございますが、主産地たる園の基礎整備、省力的な新技術の導入、それから稚蚕共同飼育所その他の広域的な生産流通施設の整備、こういうようなことを含めました養蚕産地総合整備対策事業、こういうものを実施すると同時に、最初に申し上げました個別経営のいわば育成あるいはその共同化、こういうことを中心にしてござります。その場合には、かねがね申し上げた高生産性養蚕経営モデル事業とか、あるいは農業改良資金に今度新設される予定の養蚕技術総合改善資金の活用、こういうようなこともいわゆる主産地形形成なり団地化対策の一環として取り上げていくこと、そういうことで、そういう施策を集中的に実施しまして、足腰の強い、これからも養蚕の非常に傾斜をしまして、能率の高い養蚕ができるようないわゆる主産地形形成なり団地化対策を集中的に行なう。そういう状況からいたしまして、この和装の消費が伸び悩んでいるということが大きくなり、養蚕業にも影響していけるわけでございます。つい

ては、下着、インテリアとか、その他書画用の絹布とか、いろいろ絹の消費を伸ばす対策が必要でございます。これらの開発についての現況と消費状況をお聞きしたいと思います。

○閑谷政府委員

日本の絹需要は世界で第一位の約三十万俵近くのものを持ってゐるわけございまが、今その中で和装関係が実は九割程度を占めておりますので、現状では和装に傾斜しておるわけございますが、お尋ねのよう、和装以外の部分、洋装でありますとか、それから可能性としてはこれから問題でございますがインテリア小物類、こういうような関係について、いわば一割部分であります、和装以外の部分の拡大を何とか図つていただきたいということは、かねてから私ももも考えているわけでございます。これまでのところでは蚕糸砂糖類価格安定事業団の行つております新規用途切り渡しという中で、全体では二万俵ぐらい売り渡しをしているわけでございますが、この中で洋装関係で約一万一千俵近く、これは背広とかブラウス、ワンピース、海外見本市展示会、こういうようなものでございます。御承知のように、この中にはコート、スーツ類のようなこれから開拓する分野、現状では非常に合織とかウール物を中心を占めておるわけでございます。そういうもののとの競合の中でシルクのコート、スーツ類、こういう洋装物を伸ばしていくといふこと、五千四百俵余りがインテリア小物類、これは絵の額とか壁かけ、カーテン、テーブルクロス、こんなものの新規用途の開拓に充てられております。こういう関係でいろいろ研究開発が進められているわけでございます。

その関係でございますと、例えば蚕糸試験場では、実はきょうも大臣お召しになつておられますけれども、非常に縮むとか、そういうような従来の絹のやや欠点と見られるような点を改善しまし新しい繊維の開拓をして、それをコート、背広として使っていく、こういうことにも取り組んでおりますし、それから、これは民間の

研究も含めてであります、例えばニットの下着関係では編み物の編み方とか糸素材の向上、染色方法、それからインテリア類では、要するに脱色したりする変色の防止、虫食いの防止、それから書画用の絹布、いわゆる絲絹でございますが、

○佐藤國務大臣

先生にお答えします。  
私は私も今、先生のお話を聞きながら、小さいころ私の祖母がくず繭を織つて、たしか冬のちゃんとやんこに真綿を後ろに入れる作業をしておった記憶を懐かしく思い出しておったわけでございます。確かに私の祖母は損得抜きで、あるものはもつたいないなどいう形でやつておつて、そういうものを私たち孫に着させておつたような感じがしておつたわけでございますが、そんなことで、だ續についたばかりで消費量も伸びております。こういうようなことで状況を見ますと、私は

例えはニット下着、こういう関係はかなり新しいものが出ていますが、ニット下着関係ではまだだ續についたばかりで消費量も伸びております。こういうようなことで状況を見ますと、私は研究機関と同時に、いわば民間のそういうことに取組む努力をさらに開拓、推進いたしました。それで、こういう関係で国の研究機関あるいは県の研究機関と同時に、いわば民間のそういうことに取組む努力をさらに開拓、推進いたしました。これが、この面から絹需要の拡大に少しでも効果の上がるようないふうに努力を続けてまいりたいと考えております。

○菅原委員

次に、絹の需要増進について大臣にお伺いいたします。

実は岩手県で、くず繭からのつむぎづくりに補助を出したいたしまして、この副業を伸ばそう、そういうことでございます。さらに五千四百俵余りがインテリア小物類、これは絵の額とか壁かけ、カーテン、テーブルクロス、こんなものの新規用途の開拓に充てられております。こういう関係でいろいろ研究開発が進められているわけでございます。

実は岩手県で、くず繭からのつむぎづくりに補助を出したいたしまして、この副業を伸ばそう、そういう努力をしているわけでございます。

力を入れていただきたいと思いますので、お伺いするわけでございます。

○菅原委員

次に、絹の需要増進について大臣にお伺いします。

○佐藤國務大臣

先生にお答えします。  
私は私も今、先生のお話を聞きながら、小さいころ私の祖母がくず繭を織つて、たしか冬のちゃんとやんこに真綿を後ろに入れる作業をしておつた記憶を懐かしく思い出しておつたわけでございます。確かに私の祖母は損得抜きで、あるものはもつたいないなどいう形でやつておつて、そういう

ものを私たち孫に着させておつたような感じがしておつたわけでございますが、そんなことで、だ續についたばかりで消費量も伸びております。こういう

力を入れていただきたいと思いますので、お伺いするわけでございます。

○佐藤國務大臣

先生にお答えします。  
私は私も今、先生のお話を聞きながら、今まで農蚕園局長からお答えしたとおりでございますが、蚕糸政策の大きな柱の一つとして位置づけておりまして、現在も事業団在庫糸を活用し

○菅原委員

た新規用途、販路拡大などというものの、値引き売却やあるいは絹の消費の宣伝及び啓蒙活動を積極的に推進してきたところでございます。

○菅原委員

実は、私はこちらの農林水産省に来て約四、五十日、五ヶ月ちょっととでございますが、局长や皆さんと相談しながら一番何に向くんだろうかということをいろいろ研究しました。それから商店の方、消費者の方、デパートあるいは専門家にいろいろ聞きましたところ、実は値段との問題があるわけですね。もちろん絹のよさはございませんが、絹の欠点もござります。先ほど局长が申し上げましたように新製品ということです、ずっとこれを着て頑張つております。なかなかいいですね。ただし、これは八月以降にこの洋服が出来るということで、実は私は筑波の試験場にお願いして三着つくつてもらいました。今度は総理がサミットへ行くときに着てもらおうということにしておるわけです。そういうようなことです、やはり下着類にしても価格が高いわけですね、正直言いますと。例えばワイヤーシャツなども一着一万元弱、いいのは三万円です。そうしますと、ちょっと着れません。下着類なども一万円。そうしますと、やはりいろいろな先ほど局长の言つた洋装品その

他を含めて、洋服とかレーンコート、こんなものに一番向くのじゃないかというようなことで、そういうことを含めまして、いろいろ人の御意見を聞きながら、今言った和装需要だけではなくて洋装製品、インテリア製品など新しい分野の需要の

○佐藤國務大臣

先生にお答えします。  
私は私も今、先生のお話を聞きながら、今まで農蚕園局長からお答えしたとおりでございますが、蚕糸政策の大きな柱の一つとして位置づけておりまして、現在も事業団在庫糸を活用し

○菅原委員

た新規用途、販路拡大などというものの、値引き売却やあるいは絹の消費の宣伝及び啓蒙活動を積極的に推進してきたところでございます。

○菅原委員

実は、私はこちらの農林水産省に来て約四、五十日、五ヶ月ちょっととでございますが、局长や皆さんと相談しながら一番何に向くんだろうかということをいろいろ研究しました。それから商店の方、消費者の方、デパートあるいは専門家にいろいろ聞きましたところ、実は値段との問題があるわけですね。もちろん絹のよさはございませんが、絹の欠点もござります。先ほど局长が申し上げましたように新製品ということです、ずっとこれを着て頑張つております。なかなかいいですね。ただし、これは八月以降にこの洋服が出来るということで、実は私は筑波の試験場にお願いして三着つくつてもらいました。今度は総理がサミットへ行くときに着てもらおうということにしておるわけです。そういうようなことです、やはり下着類にしても価格が高いわけですね、正直言いますと。例えばワイヤーシャツなども一着一万元弱、いいのは三万円です。そうしますと、ちょっと着れません。下着類なども一万円。そうしますと、やはりいろいろな先ほど局长の言つた洋装品その

○佐藤國務大臣

先生にお答えします。  
私は私も今、先生のお話を聞きながら、今まで農蚕園局長からお答えしたとおりでございますが、蚕糸政策の大きな柱の一つとして位置づけておりまして、現在も事業団在庫糸を活用し

○菅原委員

た新規用途、販路拡大などというものの、値引き売却やあるいは絹の消費の宣伝及び啓蒙活動を積極的に推進してきたところでございます。

○菅原委員

実は、私はこちらの農林水産省に来て約四、五十日、五ヶ月ちょっととでございますが、局长や皆さんと相談しながら一番何に向くんだろうか

は対象事業について融資措置を活用するということが大変大事であるし、また政策手段としても非常に有意義であるというふうに考えております。

こういう意味で今回、またさらに今後の御審議いただく法案の中でも、農林漁業金融公庫制度の改正なり農業近代化資金の改正なり、こういうことを通しまして、從来からございます金融措置の拡充改善を図つておるわけでございますが、同時に私どもの直接生産対策に携わる局といたしましても、今国会で農業改良資金助成法を改正すると

いうことを御提案しているわけでございます。これはまさに農業経営の状況から見ますと農業者の自主性・創意工夫、これを生かすことが非常に大事であるというふうことで、この改良資金の無利子資金制度の再編拡充を図るということを予定しているわけでございます。

この中には、特に從来、技術導入資金といふことで技術をいわば指定しまして、こういう技術を導入する場合に無利子資金を融資するということございましたが、今度は生産方式改修資金といふようにこの技術導入資金を改めまして、生産方式といふ言葉にあらわれますような一つの技術の総合的な組み合わせによりまして農業生産の改善を図つていくということで、畜産、果樹、野菜、養蚕、こういう部門についての新しい生産方式改革資金をつくりますとともに、規模拡大、農地流動化の面でも利用権の取得に必要ないわゆる小作物一括前払いのための農業経営規模拡大資金、これを設ける、こんなふうな制度改正によりまして、さらにその地域の実態に応じ、また農家の希望に応じた経営改善の努力が助長されるよう融資措置についても大いに拡充改善に努めてまいりたいと考えております。

〔玉沢委員長代理退席、委員長着席〕

○鷹原委員 さらに、今後の養蚕業はやはり研究開発によって維持発展させなければならない要素が大きいわけでございます。こういう点では新しい素材の開発研究あるいは上蔟時期をホルモン剤等の開発によってピーク時をなくすとか、あるいは

はホワイトシルク、ソフトシルク、麻のような性質を持たせたシルクを開発するとか、毛糸のよ

うでございます。この点に対しまして、政府に特段のこういうことへの配慮をお願い申し上げました。

○今井委員長 次に、滝沢幸助君。

○滝沢委員 委員長御苦労さまです。各委員どうも御苦労さま、大臣御苦労さまです。

蚕糸砂糖類価格安定事業團法の一部を改正する今回の提案でございますが、それに関し、あるいはまたそれに関連しまして、短い時間であります

が二、三お尋ねさせていただきたいと思います。

大体この養蚕業といふのは神代の神話にも出てくるほどに古い、日本民族にとっては因縁の深いものでございます。しかし時代の変化、科学の発達の前には手も足も出ないというものが現状だと思

うのです。私は昨年も三月五日の予算委員会でこのことを質問させていただいたのであります。

四十一年にこの事業団が発足して以来、今日まで投入されました公的資金は都合幾らになりますか。

○関谷政府委員 四十一年度来ということではございませんが、最近の時点から、むしろ蚕糸砂糖類価格安定事業団のいわば使っております資金

こちらの面から見ますと、この中間安定の関係の勘定で資本金三十億三千万元、それから借入金が

今年度末見込みで一千百一十五億円でございま

す。借入金は、御承知のように農林中央金庫から

の借入金でございまして、こういう資金によりま

してこの中間安定の価格安定業務を今日まで営んでおるわけでございます。

○滝沢委員 今お聞きのようないわば気の遠くな

るような金が投入されても、なお蚕糸業界は満足

をしない、生産農家も満足はしない、そして國も

これが大きいわけでございます。こういう点では新し

い素材の開発研究あるいは上蔟時期をホルモン剤

等の開発によってピーク時をなくすとか、あるいは苦労しておるのが今日のたどり着いたところ

であります。

事務的なことで大変恐縮であります。このようにすれば誰でござりますか。

○関谷政府委員 役職員の数でございますが、五

十九年度におきまして役員が九名、職員百二十三名でございます。その職員のうち蚕糸関係者が三十四名でございまして、その他は砂糖類価格関係でござります。

○滝沢委員 今回の改正の理念をお伺いしようと思ひましたが、時間がなんですから、これは言わずと知れたことであります。

今度の改正を見ますと、異常変動防止措置といふものが廃止をされるというのであります。今まで一度も発動されなかつたよう聞いておりま

すけれども、どうしてでしょうか。価格の異常な変動がなかつたからでしょうか。

○関谷政府委員 御承知のよう、これは価格安

定制度としましては当初は異常変動防止から始まつたわけでございます。この異常変動といふ言葉にあらわれますような、比較的幅の広い範囲内で

価格を安定させようということで始まつたわけでございますが、その後四十一年に中間安定といふこと

ことで、もつと狭い幅で真ん中で安定させると

いう中間安定帯が設けられたわけでございます。

○滝沢委員 いろいろとおっしゃっております

が、手軽に在庫が手放せるように、そして一般財

源からの肩のわりが簡単にできるようなど、

が今度の改正のねらいではないか、こう思うので

あります。

○関谷政府委員 法律上は、この関係のところの

いわゆる在庫の特別売り渡しにつきましては、一

般競争入札契約その他の時価に悪影響を及ぼさない

方法でと書いてございまして、趣旨はやはり価格安定帯といふものが一方で設けられておりますので、それとの関係で、非常に時価を引き下げる、

こういうような状況にならないようなど、このこと

でございます。建前が一般競争入札契約でござい

ますので、そういう関係から、最低価格を設定しまして、その最低予定価格の上で入札されたものから契約をしていく、こういうような売り方を考えておるわけでございます。

なお、これはもちろん時価に影響を及ぼさないようなどいふことでござります。がら、需給関係、価格関係から事業団の売り渡しによって価格がどんどん下がっていく、こういうような需要の弱い状態では、おのずからその売り方につけは調整を加えられることが必要でございますけれども、通常の状態では、余り変動させるよりはむしろ定期定量と申しますか、普通の状態では定期定量で例えば毎月幾らという形で売り渡した方が、恐らく需給に対する作用は擾乱的ではなくて安定するのではないか、こう考えております。

○瀧澤委員 従来物価は、その需要供給の関係に

おいておのずから生まれるべきもの、それは一種の社会主義政策でございましょうけれども、このようなことで、操縦するのはなかなか難しいことでございます。これは血圧を理想的型におさめておくようなもので難しいことがあります。

ところで大臣、今十一万四千戸前後というの

で五百萬くらい、これだけ生産していらっしゃる農家は百世帯くらいと聞いておりますが、もしも

そうだとするとならば、今まで政府が努力され

たこの事業団のあり方は、果たして日本農政全体

にどのようなプラスがあったか。ないしは繭を生

産していらっしゃる、命をかけていらっしゃる方

が百世帯、こういう方々のために今も菅原先生か

らいろいろと議論があつたところでありますか、

安易なる補助金政策、安易なる価格政策によつて

農家が、農政が将来展望が開けるという時代は終

わつたと私は確信して疑いません。新しい展望が

ありますか。

○佐藤国務大臣 瀧澤先生にお答えいたします

が、実は養蚕業というのは既に御存じのことです

ます。

ざいますが、戦前には非常な高い地位を占めて、

既に御質問がいろいろありましたように三つの点

がござります。その一つは、その最終製品である

絹製品が奢侈品であるということで、需要が絶

滅動とともに大きく変動するということ、その次

は、桑という供給調整の困難な永年性作物を基盤

とするものであること、三番目には、製糸業者は

中小企業が多く在庫調整能力に乏しいこと等から

価格の乱高下が非常に生じやすい性格である。そ

んなことで蚕業については、先生御存じのこと

だと思いますが、合織の競合性の発達とか、あるいは海外からの輸入圧力の増大等の厳しい環境のも

とに置かれていること、そんなことで、先ほど言

ったような私の感覚のものと、養蚕業の経営の安

定と生糸需要の増進を図る上で事業団は大変大切

な役割を果たしている、こういうふうに実は考え

ているわけでございます。

○瀧澤委員 それで、結果として無慮四十五億

を、これから何年間一般会計から持つていけばい

いのか知りませんけれども、このようなことはし

ょせんいつまでも続くものではないと私は信じま

す。これはいつ、どのような形で、こういう事業

団のあり方について終結をするお考えですか。大臣

でなくては、こういう国策の大きなことは答へ

られないだろう。

○佐藤国務大臣 先生にお答えいたしますが、先

ほど言つたようなことで、養蚕業をどうして生か

すかという観点のもとに、実はこの事業団を運営

しておるというわけでござります。そんなことで

ございました。

○今井委員長 次に、中林佳子君。

○中林委員 私は、まず、今回の改正案が養蚕農

家の経営とか製糸業の経営にどんな影響を与えるか

かといふ点についてお伺いしたいと思います。

私の地元の島根県の養蚕農家の方の話をいろいろ

繰り返しますが、ただ単なる補助金、ただ単なる価格政策で農政の将来が展開できる時代は終わ

ったといふ認識を私は持つておるのでありますけれども、重ねて、このことはいつ終結する気な

か、ずっと続ける気なのかどうか、その点。

○佐藤国務大臣 実は私は先ほど言つたよなこ

とでございまして、例え生糸團地の育成とか、

糸の販路拡大は将来見込みがあると思ひます。そ

ういう形の中で養蚕業をこれから続けていく上に

おいては事業団の存在を無視できない、このよう

に考えておるわけでござります。

○瀧澤委員 では事業団はずっと続けられるとい

うふうに理解していいですか、いいですね。

○佐藤国務大臣 餻業の統く限り事業団の存在

価値は十分あると考えております。

○瀧澤委員 納得できない点も多々ありますが、

時間でありますからこれで終わらしていただき

ますけれども、また機会をとらえて承らしていただきます。

○佐藤国務大臣 今、先生から御質問ございましたが、

委員長、御苦労さまでした。各委員さん御苦労

さま、大臣どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

○瀧澤委員 では、これまでの審議の中でも明らかに

なったと思います。

○佐藤国務大臣 紬価格安定法は、その目的に「養蚕業の経営

の安定に資する」こういうことを挙げてゐるわけ

ですけれども、今回の改正がこうした危機的状況

にある養蚕農家の経営安定にどういうふうに役立つのか、お答えいただきたいと思います。

○鴨谷政府委員 昨年のいわゆる期中改定のお話

もございましたが、結果、日本の絹需要といふ

か、内需が減退し始めたのが五十三年以降、

この数年の間、急速な足取りで減つてしまいまし

た。この間、価格安定制度はどうしていたかと申しますと、五十六年に基準糸価について5%の引

き下げをやつたわけでございまして、その後は何

とか需給改善で対応しようということでやってま

ったわけですが、五十九年度の二五%減産も含

めまして、昨年秋、価格面でのいわば大変な低落

が起きました関係から、価格安定制度としては、

このままいけば在庫の増大のみでも非常に偏

和安定制度自体が崩壊をするという危機に瀕して

いる。一方、養蚕農家の方々がこの制度に寄せる

期待は大変大きいものでございまして、まさに昨

年の価格低落は制度不安という制度に対する不信の念から起きたわけでございます。

こういう状況を見まして、私ども今回の法律改正につきましては、まず、この安定制度というものをしっかりと守っていくことで養蚕農家の方にも安心をしていただくということを基本に考えておるわけでございまして、そのため従来から行つてまいりました価格安定措置を堅持する、生糸の一元輸入措置も含めまして中間安定を中心にして直す、それから從来の買い入れによつて重荷になつております在庫の処理の円滑化を図つていく、そのための損失補てんの受け入れも可能なようになります。こういうことで、一口に申しますと蚕糸業経営の安定のために非常に支障になりますと制度不安の解消、こういうことが今回の法律改正の一番主眼であろうというふうに考えております。

#### ○中林委員 私は、今の養蚕農家の経営危機の一

番の原因是繭の生産費が年々上昇していることにあります。そういう中で繭の価格がずっと低迷続け抑えられている。ですから農家の取り分け結局減つてしまつてあります。農水省の統計で調べてみましても、五十四年以来の一キログラム当たりの繭の生産費と繭価格、これを比較してみると、繭の生産費は、五十四年が一千六百九十五円だったのが五十五年一千九百九十四円、五十六年三千三百八円、五十七年三千三百四十三円、五十八年三千四百二十八円。生産費の方は五十四年から五十八年にかけて七百三十八円、一キログラム当たり上がつておられます。それに引きかえて繭価格というのは、昭和五十四年一千百八十九円、五十五年一千百七十二円、五十六年二千五十九円、五十七年二千二百四十一円、五十八年二千五十八円。五十四年と五十八年を比較して百三十円繭の価格は実は下がつてゐるということですから、これは当然農家の取り分が随分下がつているということが、この統計からも明らかだと思います。

本来、蚕糸業の経営安定のためというのは何よりも糸価あるいは繭の価格の水準の引き上げ、これが一番大切だと思うのですね。昨年、二五%の減産が決まつた直後に全養連が要望を出しておられるわけです。この中でも、今までの一万四千円の価格でもぎりぎりだということをおっしゃつて

れるわけですね。この中でも、今までの一万四千円の価格でもぎりぎりだということをおっしゃつて「養蚕農家のねがう「制度堅持」とは、再生産可能な繭価格の維持と、日本の蚕糸業が存続しますと蚕糸業経営の安定のために非常に支障になりますと制度不安の解消、こういうことが今回の法律改正の一番主眼であろうというふうに考えております。制度の堅持である。いかえれば、この制度の運用によって、養蚕農家の経営が明るく開けることではなければならぬ。」こういうふうになつてしまつて、これ以後一千円も価格が引き下げられ、壊滅的な打撃を受けるというふうになつてしまつて、これから本当に養蚕農家の経営の安定に資するということであれば、価格は今以上引き下げるべきではない、むしろ上げるべきだと思うわけですけれども、この点についてはいかがでしょう。

#### ○関谷政府委員 生産費調査の関係と価格との関

係はお尋ねのとおりでございますが、一方、生産費の中にはいわゆる家族労働部分あるいは資本利子、地代部分等も含まれておりますが、これがいわゆる所得部分になるわけでございます。そういうものも含めて考えますと、確かに最近の繭価格、養蚕農家のなかには、一千円引き下げられたことによつてやむなくやめていかなければならぬ農家もあつたわけですね、それは御存じだと思うのですが、そういう末端の養蚕農家の状況を把握しないで、中規模あるいは大規模というものは残つてゐるのではないかとおっしゃるけれども、まさにそれがねらいだったのじゃないかと思えてなりません。

ただ、絶対的に繭生産の継続が不可能になるような水準の農業所得なり家族労働報酬というところまでは来ておらないわけでございまして、昨年の期中改定の際も、こういう点を十分検討いたしました。そこで、この関係でも、日本の繭生産といつものが全く不可能になるという状態ではございませんが、入っておりましてとおっしゃいますけれども、農家の方々の所得あるいは生活、それをかかるためには、生産費とか繭の価格とかいうもので比べなければ比べるものはないわけですね。ですから生産費云々といふことをいろいろ条件を述べられるわけですが、それは言い逃れにすぎないと思うわけです。農水省の方にもいろいろ御要望が來ていると思うのですよ。去年、期中改定を行つたときにも、もうぎりぎりだという声も聞けでございまして、現在のこの基準繭価がこれか

らの繭生産にどういう影響を与えるかについては、現在非常に見通しの難しいところでございまして、一万二千円を割るようなことはならないと、この委員会でも言明をされているわけですが、それがさくばらんに申し上げますと、今六十年ですが、さくばらんに申し上げますと、今六十年の繭生産の規模をどうするかという問題について、都道府県なり生産者団体ともいろいろ調整をして、昨年程度あるいはそれ以上の規模のものはつくりたいというような地域もかなり多いようでござります。こういうことをもつて生産費がどうこういうことを申し上げる気はございませんけれども、現在の繭価でもつて日本の養蚕農家が全く繭生産ができないくなるというような状況ではないのではないか。むしろ今日まで推移しまして、現在の繭価でもつて日本養蚕農家の経営の運営によって、養蚕農家の経営が明るく開けることではなければならぬ。」こういうふうになつてしまつて、これ以後一千円も価格が引き下げられ、壊滅的な打撃を受けるというふうになつてしまつて、これから本当に養蚕農家の経営の安定に資するということであれば、価格は今以上引き下げるべきではない、むしろ上げるべきだと思うわけですけれども、この点についてはいかがでしょう。

○関谷政府委員 生産費調査の関係と価格との関係はお尋ねのとおりでございますが、一方、生産費の中にはいわゆる家族労働部分あるいは資本利子、地代部分等も含まれておりますが、これがいわゆる所得部分になるわけでございます。そういうものも含めて考えますと、確かに最近の繭価格、養蚕農家のなかには、一千円引き下げられたことによつてやむなくやめていかなければならぬ農家もあつたわけですね、それは御存じだと思うのですが、そういう末端の養蚕農家の状況を把握しないで、中規模あるいは大規模というものは残つてゐるのではないかとおっしゃるけれども、まさにそれがねらいだったのじゃないかと思えてなりません。

私が言いたいのは、生産費にはいろいろな条件が入っておりますとおっしゃいますけれども、農家の方々の所得あるいは生活、それをかかるためには、生産費とか繭の価格とかいうもので比べなければ比べるものはないわけですね。ですから生産費云々といふことをいろいろ条件を述べられるわけですが、それは言い逃れにすぎないと思うわけです。農水省の方にもいろいろ御要望が來ていると思うのですよ。去年、期中改定を行つたときにも、もうぎりぎりだという声も聞けでございまして、現在のこの基準繭価がこれか

いておられると思うのですけれども、六十年度は一万二千円を割るようなことはならないと、この委員会でも言明をされているわけですが、それがさくばらんに申し上げますと、今六十年の繭生産の規模をどうするかという問題について、都道府県なり生産者団体ともいろいろ調整をして、昨年程度あるいはそれ以上の規模のものはつくりたいというような地域もかなり多いようでござります。こういうことをもつて生産費がどうこういうことを申し上げる気はございませんけれども、現在の繭価でもつて日本養蚕農家の経営の運営によって、養蚕農家の経営が明るく開けることではなければならぬ。」こういうふうになつてしまつて、これ以後一千円も価格が引き下げられ、壊滅的な打撃を受けるというふうになつてしまつて、これから本当に養蚕農家の経営の安定に資するということであれば、価格は今以上引き下げるべきではない、むしろ上げるべきだと思うわけですけれども、この点についてはいかがでしょう。

○関谷政府委員 六十年度の基準糸価及び基準繭価につきましては、お尋ねのございましたように、この繭生産の規模をどうするかという問題について、都道府県なり生産者団体ともいろいろ調整をして、昨年程度あるいはそれ以上の規模のものはつくりたいというような地域もかなり多いようでござります。こういうことをもつて生産費がどうこういうことを申し上げる気はございませんけれども、現在の繭価でもつて日本養蚕農家の経営の運営によって、養蚕農家の経営が明るく開けることではなければならぬ。」こういうふうになつてしまつて、これ以後一千円も価格が引き下げられ、壊滅的な打撃を受けるというふうになつてしまつて、これから本当に養蚕農家の経営の安定に資するということであれば、価格は今以上引き下げるべきではない、むしろ上げるべきだと思うわけですけれども、この点についてはいかがでしょう。

その後、将来展望はどうかということについてお尋ねのございましたが、一方、生産費の中にはいわゆる家族労働部分あるいは資本利子、地代部分等も含まれておりますが、これがいわゆる所得部分になるわけでございます。そういうことを申し上げる気はございませんけれども、現在の繭価でもつて日本養蚕農家の経営の運営によって、養蚕農家の経営が明るく開けることではなければならぬ。」こういうふうになつてしまつて、これ以後一千円も価格が引き下げられ、壊滅的な打撃を受けるというふうになつてしまつて、これから本当に養蚕農家の経営の安定に資するということであれば、価格は今以上引き下げるべきではない、むしろ上げるべきだと思うわけですけれども、この点についてはいかがでしょう。

○関谷政府委員 六十年度の基準糸価及び基準繭価につきましては、お尋ねのございましたように、この繭生産の規模をどうするかという問題について、都道府県なり生産者団体ともいろいろ調整をして、昨年程度あるいはそれ以上の規模のものはつくりたいというような地域もかなり多いようでござります。こういうことをもつて生産費がどうこういうことを申し上げる気はございませんけれども、現在の繭価でもつて日本養蚕農家の経営の運営によって、養蚕農家の経営が明るく開けることではなければならぬ。」こういうふうになつてしまつて、これ以後一千円も価格が引き下げられ、壊滅的な打撃を受けるというふうになつてしまつて、これから本当に養蚕農家の経営の安定に資するということであれば、価格は今以上引き下げるべきではない、むしろ上げるべきだと思うわけですけれども、この点についてはいかがでしょう。

○関谷政府委員 六十年度の基準糸価及び基準繭価につきましては、お尋ねのございましたように、この繭生産の規模をどうするかという問題について、都道府県なり生産者団体ともいろいろ調整をして、昨年程度あるいはそれ以上の規模のものはつくりたいというような地域もかなり多いようでござります。こういうことをもつて生産費がどうこういうことを申し上げる気はございませんけれども、現在の繭価でもつて日本養蚕農家の経営の運営によって、養蚕農家の経営が明るく開けることではなければならぬ。」こういうふうになつてしまつて、これ以後一千円も価格が引き下げられ、壊滅的な打撃を受けるというふうになつてしまつて、これから本当に養蚕農家の経営の安定に資するということであれば、価格は今以上引き下げるべきではない、むしろ上げるべきだと思うわけですけれども、この点についてはいかがでしょう。

と、何とか合理化をし省力化もして生産そのものを上げていきたいという意欲を持って取り組んでいたのに、価格が引き下げられてとても大変だ、これではとても息子などにつくれということは言えない、だから自分たちは自分たち一代限りで終わらなければいけないような状況ではないか。伝統産業でもありますし、山間地帯の農業あるいは國土を守るという觀点からしても、そういう人たちの意欲をそぐもので、こういう状況では本当に後継者が育たないと指摘せざるを得ないということを申し添えさせておきたいと思います。

今回の改正で繩と生糸の価格安定に関する制度が大きく変更されることになるわけ、その点についてお聞きするわけですが、これまでの異常変動防止帯の安定下位価格は、生糸生産費を基準としてその八割五分を下らない範囲において算定されていたわけですね。現行の安定下位価格は、なぜそういう規定を設けられたのか、ということをお答えいただきたいと思います。

○関谷政府委員 異常変動防止措置の安定下位価格でございますが、これは文字どおり異常変動ということで、変動の異常と見られるような下限をとるということをございます。これが生産費に対しまして八割五分、さらに臨時の特例政令によりますと六割までの範囲を下らないよう決めるということになっておったわけでござります。これが一つの下限の極どめである、こういうふうに考へれば考えることもできるわけでございますが、反面、昭和四十一年中間安定措置が発足しました以後は、この安定下位価格の上方の中間安定という措置に生産者側、需要者側全体の関心が集まりまして、狭い方の、より高い方の中間安定措置で価格安定をどうしてもしてくれ、こういうスタイルで二十年近く参ったわけでございます。

そうなりますと、むしろ中間安定措置が安定価格制度の実体である、こういうことになりましたので、制度の簡素化と同時に、一部の不安としましては、昨年の価格推移なども見ますと、本来、中間安定のところまでとまるべき価格が現物価格

で安定下位価格のところまで落ちてきました、こういふように二重底は丈夫なようだけれども、初めの一重底の方がかえって軽視されて下の方に近づいておりますので、むしろ中間安定措置を中心にしておりました価格安定制度でこれをしっかりと守る、こういった体制に整えた方がよからうというのが今回、異常変動措置を廃止した理由でございます。

○中林委員 そんなこと聞いていないじゃないですか。要するに現行の安定下位価格は生産費の八割五分を下らないものとする、こう決められたその後に承知しております。当時の基準生産費の内容にもよりますけれども、生産費の中の相当部分をカバーするということで決められましたし、十四年の臨時特例政令では六割になつておりますが、こういう場合にも、例えば所得的な部分は多少カットをする、こういうような考え方で比率が決められておるわけでございます。

○中林委員 それならば今回新たに改正されます安定帯の基準価格及び上位価格はどういう基準で決められるわけですか。

○関谷政府委員 私どもとしましては、提案理由等で御説明申し上げておりますような中間安定措置を実質的にもとした安定制度というふうに考えておりますので、今回の法律改正後の上位価格及び基準価格については、今やつております中間

安定帯の価格水準の決め方を継承するのが一番妥当であろうと考えております。具体的には、從来の基準価格につきましては、いわゆる需給実勢方式によるものによりまして需給調整係数等を用いて算定する方式が中心になつておるわけでございます。

○中林委員 今お聞きますと、新しい制度の安定基準価格は従来の中間安定措置の基準価格に對応して、決め方もそういうふうに準ずる、こう

言われるわけですけれども、しかし、これまでの基準価格というものは異常変動防止帯の中で定められたことになっておつて、現行の安定下位価格をく、こんなような相場関係者の心理も働きたりしておりますので、むしろ中間安定措置を中心にしておりました価格安定制度でこれをしっかりと守る、こういった体制に整えた方がよからうというのが今回、異常変動措置を廃止した理由でございます。

○中林委員 そんなこと聞いていないじゃないですか。要するに現行の安定下位価格は生産費の八割五分を下らないものとする、こう決められたその後に承知しております。当時の基準生産費の内容にもよりますけれども、生産費の中の相当部分をカバーするということで決められましたし、十四年の臨時特例政令では六割になつておりますが、こういう場合にも、例えば所得的な部分は多少カットをする、こういうような考え方で比率が決められておるわけでございます。

○中林委員 それならば今回新たに改正されます安定帯の基準価格及び上位価格はどういう基準で決められるわけですか。

○関谷政府委員 私どもとしましては、提案理由等で御説明申し上げますように、中間安定措置を実質的にもとした安定制度といふことに考へておられますので、今回の法律改正後の上位価格及び基準価格についても、今お答え申し上げましたとおり、いわゆる基準生産費の八五%ということで、基準生産費全額をカバーするという考え方になつておらないわけでございます。さらに、臨時の特例としましては六割を下らない額までで決められるということでお、そういうふうな形で、基準生産費との関係で申しますと、必ずしもそれがいわゆる生産費カバーという事ではなかつたということが一つござります。

一方、従来の基準価格、今回の価格安定制度における基準価格でございますが、これは需給実勢方式と先ほど申し上げましたが、一定の期間における実勢価格でございますが、これは需給実勢価格と生産費の変化率、さらに需給関係をあらわします需給調整係数、この三つの要素が一つの下限の極どめである、こういうふうに考へれば考えることもできるわけでございますが、反面、昭和四十一年中間安定措置が発足しました以後は、この安定下位価格の上方の中間安定といふ措置に生産者側、需要者側全体の関心が集まりまして、狭い方の、より高い方の中間安定措置で価格安定をどうしてもしてくれ、こういうスタイルで二十年近く参ったわけでございます。

そうなりますと、むしろ中間安定措置が安定価格制度の実体である、こういうことになりましたので、制度の簡素化と同時に、一部の不安としましては、昨年の価格推移なども見ますと、本来、中間安定のところまでとまるべき価格が現物価格

でやつていくわけですから、安定帯といふのがど

んどん下がつていくように考えられるわけです。先ほど述べました研究会の報告では、内外価格差の状況というようなことも書かれてるわけで、こういう点も価格を決める一つの考慮に入るのかどうかというのが一点です。事業団の在庫を一定を放出していくということになるわけですから、そういうときこそ異常変動防止帯というのが必要だと思うのですけれども、その点についてはどうでしょう。

○閑谷政府委員 安定価格帯制度における価格決定基準のかなり基本的な考え方方にかかるわけでございますが、従来の異常変動防止措置の生産費基準という点については、確かに言葉は生産費基準でございますが、反面、あくまでも異常変動でございましたので、これは政令に委任され、その政令で八割五分とか六割を決めていたということにあらわれますように、異常性の判断については行政当局にそこは任せられたわけでございました。そういう関係で、それも歴史的であつたではないかということでござりますけれども、生糸といいうものの商品としての性質なり何なりを考えますと、やはり需給というものが一番大事である。これは生産者があり需要者があつてそれで初めて価格が成り立ち、また物が売られるわけでございまますので、そういう関係で今度の新制度のもとでありますので、そういう関係で今度の新制度のもとであります。そういう関係で、それは生糸といいう商品の需給の需任せということではなくて、繰り返しになりますけれども、需給の給の供給側には養蚕農家あり製糸業者があるわけでございますから、そういう供給面の要因といいうものが入つてくる。当然生産費も入つてくる。ただ、それが從来のよろな生産費の何割というような基準によつてこない、こういうよろな違いがあるわけでございますが、あくまでも需要と供給が、少し長期的な面も含めてバランスをとつていくといいうことが制度の基本的な考え方であるうと思います。

○閑谷政府委員 在庫の売り渡しの仕方でございまして、これは先ほどもちょっと申し上げたわけですが、その場合は、お尋ねの外国の価格の問題については、これはもちろん明文でそういうことを書いておるわけではございませんけれども、ちょうど他の織維の価格関係等を考慮するということが必要であると同様に、いわば供給面の要因として、外國でかなり低い価格のものが売られておる、このような国際的な価格は全体の中に全く考慮に入らないということは言えないのです。むしろ総合的な観点から決める中の、ウエートは何%といふことは言えないにしても、全く考慮されないということはではなかろうというふうに考えます。○中林委員 大変なことだと思うわけですね。国際価格を考慮に入れるということになりますと六千円とか七千円とか、大変低い価格ですから、なんごとに国内の養蚕農家は太刀打ちできませんと、このはもう言うまでもないことです。ですから条文では除かれてしまつたわけですから、生産費を償うというこの観点はぜひ貫いていただきたいことを申し添えておきたいと思います。

次に、今回のもう一つの改正点であります生糸売り渡し特例の拡大について聞くわけですが、事

業団に大量の生糸在庫がたまつて、それが価格低迷の大きな要因となつております。そのため事務局が買い入れ数量をふやさなければならないといふことは事実であります。ただ、ここで申し上げますことは、事業団在庫、かなり期間がたつておりますので、これを売り渡しました一方で、買い入れによって新しい糸が事業団に入つてくる、こういうよろな一つの物の動きのメリットもござりますので、下がつたら、買い入れをしているときは全く全然売り渡さないということでもないだろう。これはその時期の需給関係の状況をかなり慎重に見きわめて対処しなければならないということござります。いずれにしましても在庫処理という必要性は認められるわけでございますが、価格安定制度との調和ということを、そういう場合にどうやって図つていくかということをございます。これがある場合でも売り渡しができる、こういうふうにあるわけですが、それは、生糸価格が基準価格を下回つて事業団が買い入れを実施中にいつてこない、こういうよろな違いがあるわけでございますが、承認はあり得るのですか。

○閑谷政府委員 在庫の売り渡しの仕方でございまして、これは先ほどもちょっと申し上げたわけ考

でございますが、私どもとしては、基本的にはこれが何か全く自分の関係のない人からしょった借り入れたのが主体になつて、過去の日本国内でつくられたものが従来の安定制度の中で買入れられただけでございます。それは生産者なり供給面でも何とか苦労をして処理していかなければいけない、いわば自分自身の借金であるというように考えなければならぬと思うわけでございます。そういうことからしますと、今後の新しい安定制度と何とかうまく調和をしながら、この我々の持つておる借金というか在庫を処理していくという考え方方に立ちたいわけでございます。そうしますと考え方としては、できるだけ需給に無理なく入つていくよな一定期間、毎月幾らといろよな形で売つていくのがよからうというふうに考えております。

ただ、これがお尋ねのようになつたときの問題としますと、私どもとし

ては、そういう事態にはこの売り渡しは全部とめらか、あるいはかなり制限するか、いずれにしましても相当な調整を加えなければいけないことは事実だと思います。ただ、ここで申し上げますことは、事業団在庫、かなり期間がたつておりますのでこれを売り渡しました一方で、買い入れによって新しい糸が事業団に入つてくる、こういうよろな一つの物の動きのメリットもござりますので、下がつたら、買い入れをしているときは全く全然売り渡さないということでもないだろう。これはその時期の需給関係の状況をかなり慎重に見きわめて対処しなければならないということござります。いずれにしましても在庫処理という必要性は認められるわけでございますが、価格安定制度との調和ということを、そういう場合にどうやって図つていくかということをございます。これがある場合でも売り渡しができる、こういうふうにあるわけですが、それは、生糸価格が基準価格を下回つて事業団が買い入れを実施中にいつてこない、こういうよろな違いがあるわけでございますが、承認はあり得るのですか。

○中林委員 そういう買い入れている一方で

特別売り渡しをするという事態は、私どもとしては予想しておりません。確かに、そういうことはあってはならないはずでございますが、ただ、さつき申し上げました在庫系がかなり古くなつていいことは考へる、あるいは実行する意味がないんだということにはならないわけでござります。したがいまして、買い入れているときには全く売り渡しあしないんだということの大原則だけではまいらない場合もあるう、こういうことでございます。

○中林委員 そういう買ひ入れるならば、本当に歴史的であります。しかし、問題は処分の方法であります。しかしながら、問題は処分の方法であります。そこで聞くわけですが、今回、事業団が大臣の承認を得て、基準価格を下回るか、そのおいても承認はあり得るのですか。

○中林委員 その方法は、農家にとっては大変だというふうに思ひます。大臣の承認を得ての条件として、「時価に悪影響を及ぼさない方法によつて」、こういふふうにあるわけですから、その悪影響を及ぼさないということはどういうことなのか、どういう影響があれば悪影響というのか、それからまた、その方法とはどんなことを考へていらっしゃるのか、関係者が最も知りたいことだと思います。

○中林委員 この時価に悪影響を及ぼさない方法の例示としましては、法律に一般競争入札契約ということが書いてございまして、考え方として、文字どおり時価を非常に引き下げる、こういうよろな影響が見られます場合には、とめるなり、例えば一般競争入札契約でございますとそこでは、具体的にお答えいただきたいと思います。

うなことは避けるべきだというふうに考へてゐるわけでございます。

そういう意味で、売り渡しについてはそういう条件のもとで、慎重に対処をすべき事態、特に買入れをしているような事態におきましては、何といつても原則としてはそういう場合に売り渡しをすることはなかろうというふうに考へますけれども、何度も申し上げて恐縮でございますが、その可能性は全く排除し得ないだろう、こういうようなことでございます。

○中林委員 改正後に事業團保有在庫が約十七万俵程度になるとおもふるに思ひますけれども、これは大体どのくらいの期間をかけて処分をなさらうとしていらっしゃるのか、これまでの委員会で余りはつきりお答えが出ていないのですけれども、ある程度の見通しは立てていらっしゃると思うので、おおよそそのところで結構ですので、期間だけお答えいただければと思います。

○関谷政府委員 率直に申しまして、この全体を処理する期間については、私どもまだ一切、何年とかいうようなことは考へておりません。ただ、いろいろ前提として置きますと、余り長くては在庫処理に努力する意味もなかろうということでは、もちろん、気持ちとしてはまさに時に悪影響を及ぼさないよう、安定制度の機能を損なうことのないように早くやりたいという気持ちはござりますけれども、これは実際に法律のもとにおきまして対応する場合に相当慎重な対応を要すると思ひますので、いずれにしましても、機械的にある期間を初めから設定をしてかかるということは適当ではなかろうと思つております。

○中林委員 はつきりはおつしやれないと思いますけれども、農水省の方から説明をいろいろ聞きまると、数年ぐらいではないか、といふことは持つていらっしゃるよう思ひます。

○中林委員 そうしますと、今の御答弁でも生産にもというような言葉を出していらっしゃるわけですねけれども、例えば二万俵とか三万俵とか売り渡しが出ますと、その分、国内の生産量を減らすこともあり得るということですか。

は、保税加工分を除いて実際国内に出回る量は約五千俵、合わせて十八万五千俵前後になるわけですね。これに新たに事業團が放出した分、三万俵になるか二万俵になるか、それはいずれ、それに近い線だと思ひますけれども、保税に必ず悪い影響を及ぼすと私は思ひますけれども、その場合、具体的にはどのようになさるおつもりです。

○関谷政府委員 稲価に悪影響というものは、判断の仕方はございますけれども、現在の安定管理制度がござりますので、それを物差しにしまして、それが非常に機能が損なわれるよう売り方、売るテンポではないだろう、こうしたことでござります。ただ、それが具体的に毎月どのくらいとか、あるいは年にどのくらいの数字になるかといふことについては、本当のところ非常に予測が立てにくいといふふうに考へております。

今までいろいろ期間を設定してはどうかといふ考へ方もございましたけれども、やはりその間の在庫処理までの期間は、これは過去の、先ほど借り金と申ましたが、過去に国内でつくられたものがそれだけ在庫にあるわけでございますから、その間、生産の面なり何なりで、いわば価格の面なりで若干の不便は忍び、といふのは、これは從来の生産がそれだけ事業團に物が入った、事業團の生産を削減せざるを得ない。ただ、これはあくまでも価格安定制度で年間二万俵くらいの保税用糸が入っておりま

おりますが、いわゆる生産割り当てといふようなことは実際上不可能でございますし、從来もやっておらないわけで、あくまでも自主的な調整でお願いをしておるわけでございます。そういうことから申しますと、毎年幾ら処分するから生産の方を幾ら調整を加えるというようなことは實際上はできないわけでございまして、ただ現在の需給

それから在庫の処理の必要性等から考へますと、やはり生産数量というものは指導の内容としましては相当抑えていく、少なくとも從来のものよりはふやすことはできない、若干抑制みにお願いをする、こういう気持ちとしての指導は今後とも続けていく必要があろうと考えております。

○中林委員 気持ちの指導といふのは非常にわかりにくく言葉なんですが、私はやはり具体的に縮小の指導をなさるんじやないかと思うのですね。そうすると結局、国内生産を削減せざら、その足りない分を在庫減らしで賄つていく、常に悪い結果をもたらすことになるのではない。何のための在庫減らしなのかわからないといふふうに思ひます。

私も、先ほども言いましたように事業團の在庫がどんなにあっても構わないという立場はどちらに発揮させる上で、何らかの方法による処分が必要だと思うわけですね。国内生産の現状維持を極力図りながら、かつ糸価に影響を与えない形で在庫を放出する、この一つの方法として、保税加工の生糸、これは五十八年、五十九年度とも約二万俵あるわけですから、この輸入を大幅に減らして、そこに事業團在庫の糸を充てる、こういう考へは非常にいいと思うのですけれども、いかがですか。

うのは、数量的な抑制は制度としても建前として不可能になつております。

ただ、方針としてそういうことはできないか、つまり事業團在庫を保税用糸に回してというか、つまり輸出用にかなり低い価格で回せないか、こういう御議論にならうかと思いますけれども、これはそこだけを見ますと、いわゆる補助金つき輸出についていくという問題もございます。それから現

点で年間二万俵くらいの保税用糸が入っておりますので、現在入っている、いわば保税用糸を輸出している国との関係、これも出てまいります。そのほかに、保税用糸は御承知のように一キロ六千円台くらいの価格で入ってきておりますので、事業團の損失額というのは非常に膨大になるわけでございます。こういう関係から、そういう方法は私ども、議論する過程で幅広い議論の中にそういう議論も出てまいりましたことは承知しておりますけれども、実際的にはなかなかとれない方策であるといふふうに考へております。

○中林委員 確かに財政負担はかかるわけです。だけれども、実際に繭とか、そういう今の養蚕農家の抱えている国民的な意味合いから考へてみれば、私どももどのくらいお金がかかるかといふ計算もしてみたのですけれども、二十億円足らずではないかというふうに思ひます。そうしますと本当に国民的な観点での養蚕農業あるいは繭織物などを守つていかなければ、財政事情の問題だと予算を立てるのです。そうしますと本当に国民的かその他のことで、こういう保税加工用に在庫分を回せないと、議論にはならない。そういう在庫処理の話あるいはそれによって養蚕農家も助かる日本伝統産業も守られるということであれば、その程度の財政負担というものは当然ではないかといふふうに思ひます。

次に進みますけれども、今回の法改正の最大の理由として政府は、糸の需要の大額な減退で生糸需要に著しい不均衡が生じた結果、事業團在庫が累増し、価格安定制度が十分機能しなくなつたことを挙げておられるわけです。確かに需要が減つ

たことのあるのですけれども、何といつても生糸、綿織物の輸入問題、これを声を大きくて指摘をせざるを得ないと思うのです。

そこで聞くわけですけれども、織の自主的減産が始まりました昭和五六年以降五十九年末までの四年間の国内の生糸生産量、それから輸出を除く純国内需要量、それから生糸輸入量、これは保税加工分を除いてです、それから事業団の在庫増加量、この四年間の累計はどのくらいになりますか、暦年ベースで。

○関谷政府委員 まず輸入の方から四年間、五十五年から五十九年末まででございますが、五十五年輸入が十三万八千俵、これは生糸、綿織物両方含めまして……。

○中林委員 今お聞きした点、ちゃんと申し上げていただけますけれども……。じゃ、いいです。これは農省の方から資料もいただいたおりましたが、五十五年、十六年以降五十九年末まで、これは暦年ベースで八十五万二千俵、それは輸出向けを除く純国内需要量が八十四万八千俵、それから生糸輸入量、これは保税加工分を除くわけですから、四万六千俵、事業団の在庫増加量が三万六千俵、これは農水省の資料をいただいたので、いいと思うのですが、累計でわざか四千俵ほど違いますが、これは五十八年まででいきますと千俵の差といふうに、ほんとなんですね。したがって事業団の在庫量の増加というのは結局は輸入生糸による、こういうふうに言えるんじゃないかと思うのですけれども、この数字を見る限り国内産と国内需要量がほぼ同じだというふうに私は思うわけですね。累計でわざか四千俵ほど違いますが、これは五十八年まででいきますと千俵の差といふうに、ほんとなんですね。したがって事業団の在庫量の増加というのは結局は輸入生糸による、こういうふうに言えるんじゃないかと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○関谷政府委員 数量的な関係だけから申しますと、そのところが一致をするというような形になつてます。ただ、事業団の場合には、輸入量といふものは、事業団に入つてすぐ出ますものと、過去に事業団が輸入をいたしましたまま在庫となつてたまっているものといふてあります。そこで聞くわけですけれども、織の自主的減産が始まりました昭和五六年以降五十九年末までの四年間の国内の生糸生産量、それから輸出を除く純国内需要量、それは保税加工分を除いてです、それから事業団の在庫増加量、この四年間の累計はどのくらいになりますか、暦年ベースで。

いまして、一方、買入れの方は買った方でたまつております。そういうことで現在の在庫の中で見ますと、約十万俵超のものが国内の買入れ数の増加によるものでございまして、数字的な関係だけから申しますと先生のおっしゃるような見方もあり立つわけでございますが、現物の動きから申しますと、輸入したもののが在庫としてたまつてあるという部分は全体の中では一部になるわけでございます。

○中林委員 それは、いろいろな操作上の問題はあると思いますけれども、今、生糸の生産を抑えたいこうとする、官民一体とはおっしゃつても農水省主導型でそういうのが進められていく中で、決して抑えられるべき問題じゃない。結局、輸入がとまれば数量的には合うのじゃないか。数字はそうだとおっしゃるので、そうだと思うのですよ。これは糸だけじゃなくて綿の面から見ましても、五十八年度の内需は糸換算で二十八万九千俵、生糸の生産量は国内では十九万八千俵です。輸入が十万六千俵ですから、これを見ても国内産の生糸が過剰になる理由はどこにもないわけですね。累計でわざか四千俵ほど違いますが、これは五十七年、五十八年の輸入量を見ますと、ずつとふえてきております。会計年度で調べても横ばいがあえるかという状況なんですね。少なくとも生糸は事業団が輸入発注しなければ事実上輸入ストップになるわけです。これは五十六年度で保税加工分以外、事業団取り扱いの輸入がゼロであつたことを考えれば、決して無理な話ではないと思うわけですね。しかも現在は、五十六年と比べても生糸需給が厳しい、そういう状況ですか、事業団発注は当分中止すべきだと思うわけですね。重ねていかがでしょうか。

○佐藤國務大臣 中林先生にお答えいたします。

○中林委員 先ほど局長も言つたとおりでございますが、結局、綿糸の輸入については自由化品目であり、また価格が安いというようなことで、いよいよ力によりまして生糸の一元輸入制度の運営あるいは中国、韓国との二国間協議を通じて輸入の縮減を図っております。そんなことで綿織物は自由化された品目でございますが、現下の国際経済情勢などから見ますと輸入停止ということは極めて困難だと考えております。今までではそうですが、今まで我が国蚕糸業の当面する困難な事情について理解と協力を求めるとともに、現行の諸施策を活用して輸入量の縮減に極力努めてまいりたいと考えております。

○中林委員 自由化品目だから難しいということでは養蚕農家の納得は得られないと思うのです。先日、参考人の御意見もお聞きしたわけですが、ここで全般連の中島専務理事がきっぱりおっしゃったわけですね。在庫をなくせばやはり価格に影響が出ると考える価格に影響を与えないで在庫をなくす道は輸入をストップする以外にないのだ、こういうことをきっぱりおっしゃっています。それはほとんどの農家の人たちの総合的な意見です。輸入削減にはこれまで努力をしたといふふうにおっしゃるわけですから、国内の織の自主的減産の始まった昭和五十六年と比べて輸入量は減つてはいないのです。暦年ベースで五十六年、五十七年、五十八年の輸入量を見ますと、ずつとふえてきております。会計年度で調べても横ばいがあえるかという状況なんですね。少なくとも生糸は事業団が輸入発注しなければ事実上輸入ストップになるわけです。これは五十六年度で保税加工分以外、事業団取り扱いの輸入がゼロであつたことを考えれば、決して無理な話ではないと思うわけですね。しかも現在は、五十六年と比べても生糸需給が厳しい、そういう状況ですか、事業団発注は当分中止すべきだと思うわけですね。重ねていかがでしょうか。

○中林委員 今お尋ねの数字の推移で、総体としましては、一元輸入生糸、要するに事業団の入れます生糸とそれから綿糸、二次製品関係であります。事業団発注は当分中止すべきだと思うわけですね。重ねていかがでしょうか。

○中林委員 大臣、ぜひ大臣に言つてほしいといふ声を実は農家の人がから承つてきたのです。日本一の養蚕地帯の群馬を訪ねたときなんですけれども、養蚕団体や製糸業の関係者から話を聞く中で、五十九年度に新規枠、協議枠を設定する、このように強調されたことは、綿の需要は減る、事業団の在庫は放出しなければならない、しかし輸入を減らすことは相手国との関係で困難だ、したがって国内産を減らしてくれ、こういう言い方はだれだってできる、これは政治じゃない。だから国内産に犠牲を押しつける政府のやり方には、これ以上そういうことをやられたのではもう本当に耐えられない。外国との関係を優先させて、おれた

ち養蚕農民を見殺しにするつもりか、こういう訴えをせひ大臣に聞いてくれとおっしゃるのです。そして輸入は当分ストップする。こういう約束をぜひ取りつけてほしいという希望があるのでけれども、いかがでしょうか。

○佐藤國務大臣 お答えいたします。

先ほどから局長が答弁しておるのは、いかにして日本の養蚕業を生かすかということで最善の努力をしておるということございます。生産コストをいかに安くするかということで、養蚕農家の方たちにもいろいろな御努力をお願いしておる、国としてもできるだけのことをする、こういうことでお願ひしておるわけでございます。今、日本の置かれた立場それから国際環境等を考えた場合、おっしゃる意味はよくわかりますけれども、輸入停止というようなことは難しいと考えております。そんなことで、先ほど私が言つたようなことでござりますが、とにかく日本の置かれた現状をよく説明し、理解と協力を求めながら輸入の縮減に努力をいたしたい、このように考えておるわけでございます。

○中林委員 輸入を減らすことに努力はするけれども非常に困難だ、こういうことで結局、国内生産を減らしていく、という結果がどういう状況になつたかということは、もうこれまでの状況で明らかだと思うのですね。昨年の政府の強力な指導によつて二五%の繭の減産を強行して、主産地の農業や経済に深刻な打撃を与えたということになります。全国一の養蚕県の群馬で、昨年の繭減産による減収が七十億円にも達しているわけです。そうすると一戸当たり平均二十万円以上の減収となつてゐるわけです。桑園面積が前年比八百ヘクタールも減つた上に、遊休化した桑園が県の控え目な調査でも六百九十三ヘクタールにも上つております。しかも晚秋蚕においては使用しなかつた桑園が五千ヘクタールにも達して、アメリカシロヒトリが大量に発生してほかの農産物にも影響を与えた、こういう悪影響が出ている話を聞きました。農地と農業の荒廃、農村経済に重

大な打撃をもたらしたこのよな繭の一連減産は、来年度以降はぜひやめてほしいと関係者から強く訴えられたのです。

そこで聞きますけれども、政府は六十年度及びそれ以降の繭の生産調整をどのようにされるおつもりなのか、昨年のよな一律減産の押しつけをなさるのか。生糸や絹の織物の輸入、在庫増のツケを、これまでのよなやり方で国内生産の減少という形で回すことはもうやめてほしい。やはり農家の方がおっしゃるように、農家の犠牲で乗り切るようなことはやめてほしいとおっしゃつてるので、その点ぜひ具体的に私は聞きたいと思います。

○関谷政府委員 繭の減産といかが生産対策の今後の方向でございますが、昨年、五十九年産につきましては、当時の大変厳しい需給関係から見て二五%減産ということをお願いし、全養連を中心とする生産者団体がこれに協力して、自分たちとしても団体の仕事として指導しよう、こういうことで結果的には約一八%の生産減、これはいろいろ気象的な要因も若干関係いたしたわけでございますが、それに落ちついたわけでございます。

六十年の繭生産につきましては、年当初から各県それから生産者団体等内々のいろいろ意見調整をしておりますが、全体としてはまだ方針を決めておりませんけれども、おおよその考え方としては、やはり我々が想定する生産規模について、群馬では野菜やコンニャクの生産者団体から、養蚕からか果樹などはもう過剰ぎみになつていて、群馬では野菜やコンニャクの生産者団体から、養蚕から繭をやめて何をつくれとおっしゃるのか。昨年の減産の際に政府は転換のための指針というものを示すといふことは私は当然だと思うのですけれども、群馬でいる農水省が指導なさつてやめるとだけは言えるんだけれども、ではかわるべきものを示すといふことは私は当然だと思うのですけれども、群馬で聞きますと、やめろという指導だけで、では何をいう指導はなかつた、こういう不満の声も実は聞いたわけなんですね。ですから昨年一体どういう御指導をなされたのか、お聞きしたいと思いますし、それから二五%の減産は各県にも配分されただけ図つてしまつたわけでございます。養蚕部門の生産の転換なりあるいは養蚕自身も合理化をしていくということに対する資金面での配慮はできるだけ図つてしまつたわけでございます。養蚕部門それから転換先の部門も含めまして農業改良資金ののような無利子資金、その他資金措置の面でのいわば配慮については今後とも十分に考えてまいります。

○中林委員 農家の人たちが求めているのは、やめるというならば資金対策ももちろん必要ですがそれでも、そうではなくて、それから以後、転換作業でちゃんと生計が立てられるかどうか、生計が

十年度以降も含めまして、やはり総体の生産規模の想定についてはやはり相当厳しい線で我々考へませんと、従来から起きましたような非常に需給の不均衡と、それによるまた価格の低迷、こういうようなことを招来するおそれがございます。

○中林委員 現在、養蚕をやっているところは残りくして残つたところ、こういう厳しい状況の中でも何とか耐え得て残つたところだというふうに思つてますね。群馬に行つてもそうだと思いまして、生産地である福島でもそうですし、私の地元の島根においても、やはり残るべくして残つた人しか残つてないという状況なんです。養蚕地帯のほとんどは山間地、過疎地、土地などもやせていて桑以外に適したものがないというところなんです。しかも担い手のほとんどは高齢者といふこともありまして、新しい作物の導入とか經營転換といふのは非常に困難な状況になつております。加えて、ほかの作物へといつても野菜だとすれば、やはり我々が想定する生産規模について、群馬では野菜やコンニャクの生産者団体から、養蚕から繭をやめて何をつくれとおっしゃるのか。昨年の減産の際に政府は転換のための指針といふことを示すといふことは私は当然だと思うのですけれども、群馬でいる農水省が指導なさつてやめるとだけは言えるんだけれども、ではかわるべきものを示すといふことは私は当然だと思うのですけれども、群馬で聞きますと、やめろという指導だけで、では何をいう指導はなかつた、こういう不満の声も実は聞いたわけなんですね。ですから昨年一体どういう御指導をなされたのか、お聞きしたいと思いますし、それから二五%の減産は各県にも配分されただけ図つてしまつたわけでございます。養蚕部門の生産の転換なりあるいは養蚕自身も合理化をしていくということに対する資金面での配慮はできるだけ図つてしまつたわけでございます。

○中林委員 農家の人たちが求めているのは、やめるというならば資金対策ももちろん必要ですがそれでも、そうではなくて、それから以後、転換作業でちゃんと生計が立てられるかどうか、生計が

立てられるような作物転換、そこまでの指導を求めているわけですよ。とにかく繭は減らして、後はどうにでもなれ、自分たちの頭で考えよというようなことでは、群馬のようにコンニャクなんかに転換してもらつたら困るという、そういうコンニャク生産の農家の方から陳情が上がるという事態も生まれているわけなんですよ。ですから、これはもう資金対策をすればそれで十分みたいなことをおっしゃるのは無責任だと言わざるを得ないと思います。

しかも桑は四年前までは水田利用再編対策の奨励金支給の対象作物だったわけですよ。五十六年度を見ても米から桑へ何と千三百七十一ヘクタールも転換しております。わずか一、三年しかたたないのに桑をやめろということでは、猫の目農政という批判がまともに当たることではないかといふうに思います。これは群馬の例でも地域経済に大変大きな打撃を与えておりますけれども、もうう一つ、山梨県の豊富村というところに行ってみたのですけれども、ここは耕地面積の七割が桑園といふうに思っています。これは群馬の例でも地域経済に大変大きな打撃を与えておりますけれども、も

うで守れるんだろうか、こういう気がいたします。あふうに思います。これは群馬の例でも地域経済に大変大きな打撃を与えておりますけれども、もうう一つ、山梨県の豊富村というところに行ってみたのですけれども、ここは耕地面積の七割が桑園といふうに思っています。これは群馬の例でも地域経済に大変大きな打撃を与えておりますけれども、も

たちの不信感、これらを取り除いていくためにも大臣、現在残っている養蚕地域農家については今後とも維持発展ができる積極的な政策を施すべきだと思います。

○佐藤国務大臣 お答えいたします。

実は私は、一番問題は販路の拡大だと思っておりましたが、前にちらりと申し上げましたけれども、私は養蚕県の方に陳情を受けますけれども、養蚕県の方が陳情に来まして絹の洋服を着ている人はほとんどないのです。綿製品を着ていいな

い。それで実は私は、そんなことで果たしてこれで守れるんだろうか、こういう気がいたします。第一番に養蚕県の皆様方が自分たちのつくった絹を自分たちが使うんだという意欲をまず持つていただきたい。大体農林水産業は八百万ござりますが、家族を入れて約二千五百万、こうした人たちの手によってまず守ることをお願いいたしたい。そういう形の中で先ほどから局長等が答弁したよ

うなことで最大限これを維持発展させる努力をいたしたい、このように考えておるわけでございます。

○中林委員

もう質問時間が終わりましたので多くは言いませんけれども、養蚕県の人たちが綿製品を着てほしいとおっしゃるのは、安ければだれだつて着ますよ。やはりコストの問題だし、それは流通にメスを入れていただきかなればならないと思うのです。この雑誌で大臣が新珠三千代さんと対談していらっしゃる中で、大いに着てほしいという話を聞いていらっしゃって結構だと思うのですけれども、しかしコストが高いから売れないと思うのです。この雑誌で大臣が新珠三千代さん

と対談していらっしゃる中で、大いに着てほしいという話を聞いていらっしゃって結構だと思うのですけれども、しかしコストが高いから売れないと思うのです。この雑誌で大臣が新珠三千代さんと対談していらっしゃる中で、大いに着てほしい

終わります。

○今井委員長 次に、竹内猛君。

○竹内(猛)委員 繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類

価格安定事業団法の一部を改正する法律案に関連

をして質問をいたします。

まず最初に、たくさん皆さんがもう既に質問

をした後でありますけれども、この法案の性格と

いうものについて、一体この法案はどういう性格

を持つておられるのかということを基本的にお尋ねを

したいわけです。

これは在庫があえた、消費が進まない、そして

在庫処理のための財政的赤字がだんだんふえてき

た。したがって昨年は基準価値も引き下げたし減

反もした。こういう状態の中で農林水産省の中と

通産省に研究会を設けて、この答申によつてこの

法案を出してきたんだ、こういうふうな経過があ

ります。これは緊急避難じゃないのか、こういう

ふうにまず第一に思うのですね。基本的に日本の

蚕糸業の行くべき方向といふものを指示さな

いで、当面とりあえず緊急避難のためにこれをや

るんだ、こういうふうな法案の性格としてまず考

えられていいのかどうか、これが第一。

〔委員長退席、衛藤委員長代理着席〕  
○関谷政府委員 緊急避難ではないかと、いうお尋ねでございますが、確かに昨年から今日の法案の提案に至りますまでの経過を考えてみますと、こういうような制度改正が非常に緊急に必要とされるんだ、こういうふうな法案の性格としてまず考

えられていいのかどうか、これが第一。

○関谷政府委員 御指摘のございましたよう

域産業として見て、特にまたその中でも山村純

山村地帯の産業として見ますと、非常に養蚕業の

ウエートの高い地域あるいはそういうウエートの

高い農家があることは事実でございます。

そういう点については甚だ心配がある、大いに心

配がある。この点についてはどうです。

〔委員長退席、衛藤委員長代理着席〕

山地帯の産業として見ますと、非常に養蚕業の

ウエートの高い地域あるいはそういうウエートの

高い農家があることは事実でございます。

そういう点については甚だ心配がある、大いに心

配がある。この点についてはどうです。

○関谷政府委員 御指摘のございましたよう

域産業として見て、特にまたその中でも山村純

山村地帯の産業として見ますと、非常に養蚕業の

ウエートの高い地域あるいはそういうウエートの

高い農家があることは事実でございます。

そういう点については甚だ心配がある、大いに心

配がある。この点についてはどうです。

○関谷政府委員 御指摘のございましたよう

域産業として見て、特にまたその中でも山村純

山村地帯の産業として見ますと、非常に養蚕業の

ウエートの高い地域あるいはそういうウエートの

高い農家があることは事実でございます。

そういう点については甚だ心配がある、大いに心

配がある。この点についてはどうです。

○関谷政府委員 御指摘のございましたよう

域産業として見て、特にまたその中でも山村純

山村地帯の産業として見ますと、非常に養蚕業の

ウエートの高い地域あるいはそういうウエートの

高い農家があることは事実でございます。

いく、こういう取り組み方にしなければいけない

ということで、動機においては緊急性に裏づけら

れておりますが、内容については、やはり日本の

養蚕業の将来にとって不安のないような制度は、

これまで見られたような事態から見ますと、こ

ういう制度は、非常に不安な制度でございます。

そこで、そういう観点から価格安定制度を新しくつくり直し、ま

た、一元輸入制度は堅持し、在庫処理についても

探る、その過程で在庫処理についても道を開いて

立てるわけですが、とにかくそれがなければいけない

こと、つまりこれがなければいけない

る、こういうことで地域産業として非常に大事な桑糸業の経営の安定に寄与していく、かねて法律の目的にもございますが需要の増進にも役立つよう配慮していく、この法案のねらいはこういうことで考えております。

〔衛藤委員長代理退席、委員長着席〕

○竹内(益)委員 将来に向かって何がしかを求めたいこうということありますけれども、もう既に各委員からも質問がありました。農林水産省が六十五年の長期見通しというものを立てて、今の現状との間に余りにも誤差があり過ぎる。したがって私は、この責任というものを明らかにしてもらわなければならぬと思うのです。すなわち、言いあれば四十年代の資料に基づいて三十年を基準として六十五年を展望した「農産物の需要と生産の長期見通し」というものが出来た。これは農業基本法の第八条によって、農政審議会の議を経て政府が責任を持って出したものですね。そういう中で農家はそれに従つて生産をしてきたが、五十一年は四十六万五千俵の需要があつたものが、基準年の五十三年が三十九万三千俵、こういうふうにだんだん落ちてきて、四十万俵というものを目標にしてきたけれども、まあ五十三年はほぼそれに達したわけですが、ところが五十八年には二十八万九千、六十四年には二十万俵そこそこにならぬ、こういうことをしばしば本委員会でも答弁をされている。そうなると、当初四十万というものを見通して立てた計画、展望というものははるかに狂ってきていたる。

それだけではなしに桑園の面積においても、五十三年に十三万ヘクタールあったものが、そして農家も十八万七千戸のものが、五十九年には桑園は十万五千ヘクタール、農家は十一万四千戸と激減をする。一戸当たりの桑園面積は確かに九・二ヘクタールとふえているし、収量も若干はふえているけれども、収穫量は七万八千トンから五万トンへと四〇%も減ってしまった。他面、蚕糸砂糖類価格安定事業団の在庫というものが十七万俵以

上にもなって、史上最高の在庫を擁する、そういうよろくなことで、二五%も減反しました。

温州ミカンがかなり狂ったと思いますが、そういうことでござります。

ということで年度途中の改定でもございましたので、我々の見込みとしまして、その時期以後の生産量と見込まれます繭の量につきましては、大体当時の価格低落幅には見合うという考え方によります一種の損失補てんの交付金を、五十九年産繭につきましては御承知のように緊急対策で桑

糸業の経営の安定に寄与していく、かねて法律の目的にもござりますが需要の増進にも役立つよう配慮していく、この法案のねらいはこういうことで考えております。

○竹内(益)委員 まだはつきりしませんね。長期見通しというものは誤つていなかつたというよりも全く経験のない、予期せざる事態であるこというものを正すために私は二つのことをこの際要求したい。

第一は、この長期見通しというものは狂つていいのだから、これはもう即刻に直してもらいたい。こういうものがある限りは、これは政治責任ですよ。G.N.P.一%というものは常に問題になるけれども、あれも閣議の決定だが、これも閣議の決定をしているわけだから、こういうものを早く直さない限り、これは大臣の責任だ。

それから第二番目はこの誤り、つまり誤差を生じていて農家の手取りは大いに減ってしまった。

これに対する國の責任を明らかにしなければならぬ。つまり、政策をはつきりしたものにしていくことをおっしゃるけれども、これは大いに誤つているでしょう。それから価格を引き下げて、その間におけるところの農家の手取り自体が非常に減少している。この分についてどういうような手当で補償するかという問題については答えがないですね。

○関谷政府委員 ただいま大臣からお答え申し上げましたように大変大きな見通しの狂いがあつたわけでございます。これは事後的に見ますと大変言ひわけめいたことばかり出でまいりますが、やはり相当大きなこれだけの減少というのではなくかが見通せなかつた、こういうようなことでございまして、特に和装需要関係のカジュアル着物等の狂いが多かつたわけでございます。

その間のいわば政府の姿勢と申しますか、行政のあり方でございますが、これは、その辺の事態が明確に需要のいわば期待したとおりの足取りではないということから、対応を始めましたのは昭和五六年産からでございまして、五六年産以後、生産については抑制的な方針を出ししまして指導し、さらに五十九年にこれを強化したわけでござります。

○竹内(益)委員 官房長、見えているから官房長からも答弁してもらいたいのですが、やはり果樹を取り上げても、あるいは養鶏の問題でも鶏卵でもブロイラーにしても、幾つかの点について長期見通しというものがいろいろ問題になつていて、だから、この際これらもあわせてひとつ再検討してもらいたい。

○竹内(益)委員 特に桑糸業については、どちらかといふと、こういうはずじやないんだけれども、だんだん局地的な特産地的なものになってきてることはやむを得なくなつておるわけです。しかし日本に冠婚葬祭と神社仏閣といふものがある限り、やはりどうしても絹の和装というものは必要なんだ。だから先ほどからも語があつたように、適切な價段であれば需要というのがあるはずなんだ。にもかかわらず、それが非常に高いという印象というものがぬぐえない、そのためには絹製品といふものは高いんだ、こういう印象が入り込んでいる。これ

この二つの点についてお伺いします。これは大臣から答弁を願いたい。

○佐藤國務大臣 竹内先生にお答えします。

生糸需要量から桑の栽培面積あるいは収穫量等については、全く先生の御指摘のとおりでござります。実は、この長期見通しの策定、当時において需要量はいと見通したのは、振りでなどフォーマルな綿織物については十分な固定的な需要を見込んでいたと思います。また、成人女子人口が増加することが見込まれたこと等によるものでございま

います。が、結果としては先生御指摘のようなことで、カジュアル着物等についての大軒な需要の減退を予測できなかつたことが大きな原因であると考えております。いずれにいたしましても長期見通しが現状と大幅に相違していることは事実でございます。このような大幅な減少は他の農産物が立たずた予想のうち、こういうふうに狂つたのはこれが立たずた予想のうち、こういうふうに狂つたのはこれ一つ、私はこう理解しておる。あと、たしか

四千円を出しましたにもかかわらず、一万一千円

で、我々の見込みとしまして、その時期以後の生産量と見込まれます繭の量につきましては、大体当時の価格低落幅には見合うという考え方によります一種の損失補てんの交付金を、五十九年産繭につきましては御承知のように緊急対策で桑糸業の経営の安定に寄与していく、かねて法律の目的にもござりますが需要の増進にも役立つよう配慮していく、この法案のねらいはこういうことで考えております。

○竹内(益)委員 将来に向かって何がしかを求めたいこうということありますけれども、もう既に各委員からも質問がありました。農林水産省

が六十一年の長期見通しというものを立てて、今現状との間に余りにも誤差があり過ぎる。したがって私は、この責任というものを明らかにしてもらわなければならぬと思うのです。すなわち、言いあれば四十年代の資料に基づいて三十年を基準として六十五年を展望した「農産物の需要と生産の長期見通し」というものが出来た。これは農業基本法の第八条によって、農政審議会の議を経て政府が責任を持つて出したものですね。そういう中で農家はそれに従つて生産をしてきたが、五十一年は四十六万五千俵の需要があつたものが、基準年の五十三年が三十九万三千俵、こういうふうにだんだん落ちてきて、四十万俵というものを目標にしてきたけれども、まあ五十三年はほぼそれに達したわけですが、ところが五十八年には二十八万九千、六十四年には二十万俵そこそこにならぬ、こういうことをしばしば本委員会でも答弁をされている。そうなると、当初四十万というものを見通して立てた計画、展望というものははるかに狂つてきていたる。

それだけではなしに桑園の面積においても、五十三年に十三万ヘクタール、農家は十一万四千戸と激減をする。一戸当たりの桑園面積は確かに九・二ヘクタールとふえているし、収量も若干はふえているけれども、収穫量は七万八千トンから五万トンへと四〇%も減ってしまった。他面、蚕糸砂糖類価格安定事業団の在庫というものが十七万俵以

たいと思いますが、そういう点でやはり生産者、消費者あるいは地域の人、それから専門家、学者、技術者は製糸業関係の労働者、いろいろありますが、こういう人が入って、ここでとりあげます。たとえば蚕糸網業についての長期並びに中期年次計画というようなものを立ていかなければ、場当たり的に、ことしはこれでいいかもしないけれども、その次はどうだということでは非常に困る。このことをぜひやつてもらいたい。これは單に農蚕園芸局だけの問題ではない。官房の仕事、省自体の責任なのだから、ぜひお願いしたい。

○田中(宏尚)政府委員 長期見通しは、先生御承知のとおり単品単品というよりは、日本の狭い国土全体をどういうふうに持っていくかという総合についての六十五年を見通しての見通しを立てておるわけでございます。そういう中で、御指摘のとおり、ミカンでござりますとか生糸でございますとかを中心いたしまして、残念ながら長期見通しとかなり乖離した動きを示している物品があるわけござりますけれども、ただ、土地利用といふ点から言いますと大宗をなしております米なり大畜産というものにつきましては、若干の誤差はござりますけれども、おおむね長期見通しの方に向に向けた線上に現在のところ動いているわけでございます。

そういう点からいいまして、いろいろと問題が出てきていることは確かでございますけれども、現在の時点での六十五年の長期見通しを全体として直ちに見直さなければならないというふうには我々必ずしも考えていないわけでございます。しかし、個々のものについてはいろいろ問題ございますし、国全体としても四全統とかという全体の動きがござりますので、そういう中で長期見通しの問題点なり、そういうものにつきましては事務的に検証を探めてまいりたいと考えております。

○竹内(猛)委員 今回の場合、国の責任で四十四億八千八百万円というものを特別会計をつくって努力されたことについては非常に努力したと思いますが、これは一年ばかりで終わってしまうも

のじやなしに、毎年毎年この特別会計が作用していくものである、こういうふうに理解をしてよろしいか。

○関谷政府委員 先生お尋ねの四十四億八千八百万円というのは、事業団に交付します損失補てん交付金のことになるわけでございます。この四十四億八千八百万円という数字の考え方は、昭和五十九年度末の損失見込みが大体三百億円を少し超え方で四十四億八千八百万円という金額を出してありますので、これにつきましては、毎年度の予算のこととござりますけれども、今後ともそういう形で予算化をしていかなければいけない。これは予算の問題でございます。

なお、これはあくまでも昭和五十九年度末の損失に見合うものでございますので、六十年度以降、新規に損失が発生いたすことが見込まれておりますが、そうしますと、さらに補てん交付金ももっと大きな金額が必要になってくるということございます。

○竹内(猛)委員 それはなお一層努力してもらいたいと思います。

次に生産対策について大臣にお聞きしたい。

大臣の答弁を記録でいろいろ見てみますと、需

要が伸び悩み、在庫があえて赤字が累積したから、この際この法案を出して、中核農家をつくって、足腰の強い、コストの安い養蚕業を育成するのだ、こういうふうに言っておられる。

た関谷局長は、一トンの規模の農家をつくつていこうとしばしば答弁されておる。

そこで、中山間地帯の山の中で、私のところであります。およそ転作がなかなかできないところですね。おおむねこの法案を出して、中核農家をつくつて、また下がたであります。あのとき、値を下げれば在庫はうまくいくのだと黙っていましたが、うまくいくかないじゃないですか。それでまた今度値を下げる。値を下げるということは生産者に対してそれがだけ犠牲を強いるわけですよ。こういうことにならなければなりませんから値を下げる。まだ今までのように、進めてきたけれども、どうもうまくいかないから値を下げる。また値を下げた。亀岡森林水産大臣のときに基準価格を下げて、また下がたであります。あのとき、値を下げるわけです。だから、それぞれの分野を代表する者が寄つて十分に議論をして、それでやはりこれまでいくのだ、最小限度の生産を守つていくのだ。こういうような意思をお互いに固め合つておられます。だから、それぞれの分野を代表するわけですね。だから、それぞれの分野を代表する者たちが寄つて十分に議論をして、それでやはりこれまでいくのだ、最小限度の生産を守つていくの

農家というと一万二千戸くらいだ。極めて少数の農家ですが、そういうような農家で例えば一トンの繭をつくった場合、現在の価格で計算して粗収入で百七十五万円、生産費を引くと大体百万円ぐらにしかならない。こういう農家では、一トンの繭をつくつても、これで家計がやれるというわけにはいかないのです。

先ほどから答弁を聞いていると、兼業なんだ、養蚕業だけではなくて兼業でいくのだ、こういうふうに言われている。それはそのとおりだと思うのです。それなら、どういうものと組み合わせるのか、こういう点まで指導してもらわなければどうにもならない。野菜に転作しろといつても容易ではないのです。何をつくらにしても頭打ちになつてくる。そういう状態の中で足腰の強いと言われる中核農家を一体どうしてつくつていくのか、この生産対策に対してどのような構想をお持ちになつておられるのか、お聞きいたします。

○関谷政府委員 確かに、私どもの申しておりますが、そうしますと、さらに補てん交付金も一トンというような中核的な養蚕農家にいたしましても、養蚕生産だけで所得が十分な水準に達するわけではありませんし、複合化といふような措置が必要になつてくるわけでございます。個々に見られます地域の条件に応じた複合経営のあり方、その姿というものは地域によって相違つてくると思うわけでございまして、例えば地域によつては、これまた非常に難しい作物でござりますたばこと相当結びついているとか種作と結びついている、それから野菜、特にこれから夏秋作の野菜のような所得の非常にいいもの、あるいは場合によつては果樹というように、結びつき方がいろいろござりますので、複合経営の指導については画一的な基準は非常に難しいと思うわけでございます。

○佐藤(國務大臣) 今、局長からいろいろ答弁しましたが、私が着ておる洋服がそういうふうに改められていくべきだと思います。私が着ておる洋服がそういうふうに改められていくべきだと思います。

それは自分でしてある程度の規模を持つた専業的な農家と、規模の多少小さい、あるいは高齢者も相当含みましたような農家と一体となつた主産地形成ということを養蚕政策としては考えるべきじ

術的には、伸縮性とかあるいは高さとか、いろいろな点で改良されてきました。

ただ問題は、コストの高いのをどうするかという問題が基本的に実はあると思います。これが一つ販路の拡大を邪魔しておる。例えば先生のおしゃった和装の問題でも、実はデザインで非常に手間がかかるわけですね。したがって綱目体はそろ高いものではございませんが、それによつてかなり高くなる。また、若い婦人は同じ柄よりか違つた柄のいいものを着たい、こんな気持ちもあって高くなる。そんなことでござりますので、どうしたら価格を安くできるかということが大きな命題であると思うのです。

そんなことで、先ほどちょっと先生に言つたようなことで、大変抽象的で恐縮ですが、養蚕生産地の形成とかあるいは中核的養蚕農家の育成、こいつらふうにして足腰の強い、低コストの養蚕の実現を図るということが大切じゃないか。

また、先ほど先生がおつしやつた複合経営の場合、それは非常に難しい問題です、すばり言うと。やはり各地域ごとに違う、それから全体の農業をどう見るか、そういう形の中に、どんな作物転換を図るとかいうことですが、これはやはり先生がおつしやつたようなことで、みんなで研究しながら、天候その他が地域で違つてくると思いますから、やはり地域に合つたような作物を指導していく、というようなことでございますが、これは大いに努力していきたい、こういうふうに考えております。

○竹内(猛)委員 これは後でまたその問題が出るからね。

私はもともと養蚕農家に生まれて蚕を飼つてきたんだ。だから蚕の気持ちよくわかるんですね。絹の問題もよく知つてますから、それだけに養蚕業というものに対する愛情も感するし、それからやはりこれを日本の伝統的な産業としてつぶしてはいけない、どうしてもこれは守つていくべきものだ、こういうふうに思つております。

次には生産の価格の問題ですね。価格の問題で最大の問題といるのは、やはり何といつても、二十年間発動はしなかつたとはいえ異常変動防止措置というものが今度は廃止をされた。つまり価格決定の歯止めが取られてしまった。そういうわけ

で、まあ物の価格を決めるには、生産費を積み上げて生産者価格というものをちゃんと出して、そしてこれに対応してどれだけの努力をするかというのが筋なんだ。ところが今度の場合には、生産条件に対する生産者価格を決めたときに、生産条件、需給事情、経済事情その他等々を勘案をして決めるということは、これはまさに需給実勢価格というものであつて、価格の決め方に対しても大転換になるわけですよ、いろいろ表現はありますけれどもね。だから農家にしてみればこれはなかなか大きな転換だな、こういうふうに思いますね。

そこで最終的には農林水産大臣がお決めるに生産農家が不利にならないという保障についてはどうですか。

○関谷政府委員

異常変動防止措置そのものがな

ということになるけれども、このことによって生産農家が不利にならないという保障についてはどうですか。

○竹内(猛)委員

大変心配をしておりますから、

心配のないように十分に支えをしてもらいたい、

こういうことを希望をしておきますけれども、私は、なおまだ非常に心配なのです。決してその心配が解けたわけではありません。

次の問題は、事業団の在庫処理の問題に関連をして、この在庫があえたということは、一つは、需要が減退をしたということもあることながら、これはもう先生よく御承知のよう異常変動のくなるという意味で農家の方から見てどうか、こ

ういう問題がござりますけれども、現実の動きは、やはり依然としてやめられない。確かに二国間協定があり、一元輸入というものがやられ

ておりますし、それから貿易管理令によってそれが厳しくしていることもよくわかつておりますが、しかししながら、まだまだ、かつては青竹というようなものがあつたけれども、外國から品を変え

割というようなことで、相当低いところで異常変動防止措置でも落とせるようになつて、こ

ういうようなことがございましたりしまして、やはり我々としては、一番織糸価格安定制度で求められているものは何かというと、從来であります

中間安定に当たります従来の基準糸価を下限とし

ます安定、これが一番大事なので、現在で申しま

すと一万二千円でござりますけれども、こういう

ものをじきりと守つていく。それで需要面、生

産面両面から見て不安のないような価格設定をし

て、それを守つていくということが、これから

織糸価格安定制度としまして農家の方にも不安が

なくなる、こういうような考え方立ちまして、

今回の制度改正を考えたような次第でございま

す。

○佐藤國務大臣

先生にお答えしますが、実は先

生の御指摘のようなこと、先生も御理解を賜りな

がら何とかならぬかという御質問だと思います

が、つまり現在、日本の置かれた事情等を考えた

場合、中國、韓国と一元的輸入とか二国間協定を

やつておりますが、そんなことでできるだけ日本

の国内の実情を話し、理解と協力を求めるながら

今、縮減に努力するということが精いっぱいでござります。実は局長を中心とする最大の努力をしておりまして、先生のおつしやるようなことについて全

力を使つておるということを御理解願いたいと

思つておきます。

○竹内(猛)委員

そこで在庫処理の計画、今十七

万俵あるでしょう、それを減らす計画といふもの

が立てられてるかいなかということが問題なん

です。この在庫をどういうようにして五万俵の

理想の形にするか、この計画が明らかにならない

限り生産者の心配は絶えないし、輸入の方だけを

抑えられない、そして在庫の方は余り減らない、

これではどうしようもないでしょう。何とかこれ

をちゃんと年次で、この程度に減らしていくん

だ、そのためにはこれくらいの財政的な支出もや

むを得ないという、これくらいの計画はできない

ものかどうか。

○関谷政府委員

在庫処理の全体の年次計画につ

いては、理想としましては、そういうものがある

りますから、どうしても外国の輸入というものに

ついてこれを調整し、抑えて制限する、こういう

ことが当分の間できないかどうか。永久にしろと

いうのじゃない。これだけ農家に犠牲をしよわ

せ、それから製糸家ももう大変減つた。製糸の労

働者も少なくなった。そして労働省は、その離職

をする労働者に金をやってやめてもらうようなこ

ういう処置をとつていて、なおかつ在庫がある

わけですから、国内でいいあんばいにして在庫が

ふえたわけじゃない。それだけのことをやつて

ふえたわけですから、その期間においては、こ

れはやはり一定の制限措置をとつていく。五万俵

なら五万俵の段階に達するまでは計画的にこれ

を抑えていくということはできないかどうか。これ

はどうです。

○竹内(猛)委員 これは後でまたその問題が出るからね。

私はもともと養蚕農家に生まれて蚕を飼つてきたんだ。だから蚕の気持ちよくわかるんですね。絹の問題もよく知つてますから、それだけに養蚕業というものに対する愛情も感するし、それからやはりこれを日本の伝統的な産業としてつぶしてはいけない、どうしてもこれは守つていくべきものだ、こういうふうに思つております。

○竹内(猛)委員 在庫処理の全体の年次計画につ

いては、理想としましては、そういうものがある

りますから、どうしても外国の輸入というものに

ついてこれを調整し、抑えて制限する、こういう

ことが当分の間できないかどうか。永久にしろと

いうのじゃない。これだけ農家に犠牲をしよわ

せ、それから製糸家ももう大変減つた。製糸の労

働者も少なくなった。そして労働省は、その離職

をする労働者に金をやってやめてもらうようなこ

ういう処置をとつていて、なおかつ在庫が

ふえたわけじゃない。それだけのことをやつて

ふえたわけですから、その期間においては、こ

れはやはり一定の制限措置をとつていく。五万俵

なら五万俵の段階に達するまでは計画的にこれ

を抑えていくということはできないかどうか。これ

はどうです。

○竹内(猛)委員 これは後でまたその問題が出るからね。

私はもともと養蚕農家に生まれて蚕を飼つてきたんだ。だから蚕の気持ちよくわかるんですね。絹の問題もよく知つてますから、それだけに養蚕業というものに対する愛情も感するし、それからやはりこれを日本の伝統的な産業としてつぶしてはいけない、どうしてもこれは守つていくべきものだ、こういうふうに思つております。

○竹内(猛)委員 在庫処理の全体の年次計画につ

いては、理想としましては、そういうものがある

りますから、どうしても外国の輸入というものに

ついてこれを調整し、抑えて制限する、こういう

ことが当分の間できないかどうか。永久にしろと

いうのじゃない。これだけ農家に犠牲をしよわ

せ、それから製糸家ももう大変減つた。製糸の労

働者も少なくなった。そして労働省は、その離職

をする労働者に金をやってやめてもらうようなこ

ういう処置をとつていて、なおかつ在庫が

ふえたわけじゃない。それだけのことをやつて

ふえたわけですから、その期間においては、こ

れはやはり一定の制限措置をとつていく。五万俵

なら五万俵の段階に達するまでは計画的にこれ

を抑えていくということはできないかどうか。これ

はどうです。

○竹内(猛)委員 これは後でまたその問題が出るからね。

私はもともと養蚕農家に生まれて蚕を飼つてきたんだ。だから蚕の気持ちよくわかるんですね。絹の問題もよく知つてますから、それだけに養蚕業というものに対する愛情も感するし、それからやはりこれを日本の伝統的な産業としてつぶしてはいけない、どうしてもこれは守つていくべきものだ、こういうふうに思つております。

○竹内(猛)委員 在庫処理の全体の年次計画につ

いては、理想としましては、そういうものがある

りますから、どうしても外国の輸入というものに

ついてこれを調整し、抑えて制限する、こういう

ことが当分の間できないかどうか。永久にしろと

いうのじゃない。これだけ農家に犠牲をしよわ

せ、それから製糸家ももう大変減つた。製糸の労

働者も少なくなった。そして労働省は、その離職

をする労働者に金をやってやめてもらうようなこ

ういう処置をとつていて、なおかつ在庫が

ふえたわけじゃない。それだけのことをやつて

ふえたわけですから、その期間においては、こ

れはやはり一定の制限措置をとつていく。五万俵

なら五万俵の段階に達するまでは計画的にこれ

を抑えていくということはできないかどうか。これ

はどうです。

ことがいいという考え方とそれないわけではないわけでございまして、その方がかえつて全体の見込みが立つ。こういう考え方方あります。しかし反面、従来の生糸価格形成あるいは需給関係の経験からしますと、そういういわば一定計画ですといくという方針の発表が、かなり相場あるいは価格形成あるいは需給調整に重荷になります。

そこで、むしろそういう機械的な処理をすることは非常にその反応で価格面にもよくないという見方もございまして、私ども、それではどうするかといふことになりますと、やはり現時点では、一定期間を設定して、これを機械的にというか、計画的にございますが、一定期間にどうしても処理するという考え方方はとるべきではないので、現実の需給価格の動きを見ながら、しかし余り変動的ではなくて原則としては毎月幾らというようなテンポを設定をして、それで相場に無理のないような形ではまつていく。こういう価格安定制度とうまく折り合いのつくような処理のベースをまず設定する、それをつかむということが法案の実施の第一の着手ではなかろうかというふうに考えております。

現時点で少し先の需給関係まで見通しまして、需給計画に即して売り渡しをしていくというのは一つの理想ではございますが、なかなか今の自由取引、自由価格形成のもとでは、どうもそちらの面のマイナスが大きいのにならうかということで、まず法律成立後の滑り出しとして、どういふことが最初になすべきことだらうと考えております。

○竹内(猛)委員 今お話をありました、やはり私は一定の腹つもり、見通しというものを立てていかなければ、また生産者に対し思わざるしわ寄せをして、減反あるいは価格の引き下げといふものを、生産条件、需給事情、経済事情その他の諸事情なんというようなことになると、生産者に對してこれはいいといふような条件は余りない、どうしても厳しい条件が生産者の方にしわ寄せをされてくるのではないか、こういう心配が依然として消えないわけです。だからこの際、やはりそれが集まって在庫処理、輸入問題、生産

問題、それから需要をどう拡大するかという問題を検討して、お互いが協力し合うことが必要だ、こう思うのです。

そこで、三月六日の本委員会で本案の審議中

に、我が党の松沢委員が在庫処理について、捨てるかあるいは焼き捨てるか、抜本的な政府の対策を立てなければならないということを発言をされ要だ、こう思うのです。

そこで、一定の期間、一定の時期に、また

時価に悪影響を及ぼさないように放出をするとい

う、一定の時期とはどのような時期を言うのか、

時価に悪影響を及ぼさないということは一体何を

もってそういうことを言うのか、これについて

は捨てるとか焼却するという形で、いわゆる廃棄

という形で考えたらどうかという議論、これは別

に、今までの検討の過程でそういうことはどうか

という議論がいつもなかつたかといふことはございません。私ども、そういうことについて全

く議論の外に置いたわけではございませんけれども、しかし現実的に考えますと、現状において、

用途に応じ事業団から売れば使える、簡単に言え

ば使える状態にある糸を全く廃棄をするというこ

とについて、一つは、もちろん事業団の財政上の

問題からしまして、今後売り渡しをしていくよ

うは損失が非常に大きくなるという問題がございま

す。それから、これは国民感情と申しますが、あ

るいは事業団というような国の特殊法人の行うこ

ととしまして、簡単に言えば、そういう価値のあ

るものを、大量なものを、相當額なものを作成せ

ることでしまして、簡単な結論を私どもとしまして出

しておきます。

○竹内(猛)委員 この松沢提案というのも、これ

は大事な一つの提案ですよ。在庫処理のために相

当な金をかけてやることも一つの方針、しかし余り負担がかからないうちに決断をするのも一つの提案なのであって、これは乱暴な問題ではないと私は思いますね。そういう点で、なおこれはあわせて検討を求みたいことだというふうに、この委員会で私は申し添えます。

そこで次に、一定の期間、一定の時期に、また

時価に悪影響を及ぼさないように放出をするとい

う、一定の時期とはどのような時期を言うのか、

時価に悪影響を及ぼさないということは一体何を

もってそういうことを言うのか、これについて

は捨てるとか焼却するという形で、いわゆる廃棄

という形で考えたらどうかという議論、これは別

に、今までの検討の過程でそういうことはどうか

という議論がいつもなかつたかといふことはございません。私ども、そういうことについて全

く議論の外に置いたわけではございませんけれども、しかし現実的に考えますと、現状において、

用途に応じ事業団から売れば使える、簡単に言え

ば使える状態にある糸を全く廃棄をするというこ

とについて、一つは、もちろん事業団の財政上の

問題からしまして、今後売り渡しをしていくよ

うは損失が非常に大きくなるという問題がございま

す。それから、これは国民感情と申しますが、あ

るいは事業団というような国の特殊法人の行うこ

ととしまして、簡単に言えば、そういう価値のあ

るものを、大量なものを、相當額のものを作成せ

ることでしまして、簡単な結論を私どもとしまして出

しておきます。

○竹内(猛)委員 先ほど外国からの輸入の話をし

たのですけれども、これについては我々は、一定

の制限をするために臨時立法でもしてやらなけれ

ばならないと考えている。これは自民党中央にもそういう考え方があったでしょう。一定の期間、永く持っている。これが誤りであるかないかといふことは、やがてわかつてくるわけだけれども、この外国からの輸入の問題についてもう一度、たらしいけれどもね。我々はそういう考え方を今

も持っている。これが誤りであるかないかとい

ふことは、やがてわかつてくるわけだけれども、

研究をしておられます。全体的な方向としまして

は、これは生糸に限らず一般的な問題になるわけ

でございますが、特に生糸の場合には工業製品で

もございますので、現在自由化されているものに

ついて有効といふか、かなり効き日のある輸入調整、国境調整措置を新設する、あるいは現在以上

に規制を厳しくするということは非常に難しい、

こういう状況にあるということをごぞいます。

したがいまして私どもとしましては、先ほど大臣のお答えにもございましたように、現在ござい

ますいわゆる二国間協議それから生糸の一元輸入

措置、これを効率的に運用すると同時に、相手国

に対しましては、日本の養蚕、製糸、あるいは需

要の減退、こういうような非常に難しい状況をよ

く理解してもらつて、できる限り協力してもら

う、こういうような方向で対処せざるを得ないと

いますが、現実的な対応としましては今申し上げ

したことのごぞいまして、議論としましては、こ

の輸入問題、いつも生糸の問題についてはつきま

とう問題のごぞいまして、大変大事な問題でござ

いますが、現実的な対応としましては今申し上げ

ましたような対応にならざるを得ない、こういう

ふうに考えております。

○竹内(猛)委員 この点でも、私どもはいまだに

は大事な一つの提案ですよ。在庫処理のために相

いうことについては、依然として考え方を曲げて

いないということをこの際言つておきます。

それから、通産省並びに農林水産省に伺うわけですが、前々から需要の拡大という問題について、それぞれの団体と相図つて何とかして綿製品の大衆化というものを、和装が九〇%であると言われておりますけれども、これを大衆化するといふことについてどういう努力をされて、そのためにはどれくらい金を使つて、何か問題であったか、こういう点について、それこれから御報告をいただきたい。

○渡辺説明員 綿製品関係の需要の実態でござりますが、ただいま先生からお話をございましたように、九割近くが和装需要だ。この和装需要が最近特に落ち込みが著しいということで需要減退が急速になつてゐるわけでございますが、細かく見ますと、和装の中でもカジュアルの部門の落ち込みが非常に大きいということをごぞいます。

そこで、こういった実態に対しまして私どもの方では、大宗を占めます和装の落ち込みをいかにして食いとめていくかというのがまず大きな課題としてござります。これは日本の伝統的な衣装でござりますので、着用についての潜在的な希望と申しますか、そういうものは大変強いわけでござりますが、現実に生活様式の問題でござりますとかあるのは着用機会の問題でござりますとか、そういうことで構造的な現象が見られるということございますから、そういった着用機会をできるだけやすためのいろいろなイベントでございますが、そういうものを生産者あるいは流通業者が一体となつてやる、そういういろいろな事業に対しまして、政府の方でもそれぞれの支援措置をやつておるもののがござります。

例を挙げますと、織維工業構造改善事業協会の中に綿振興基金というものをわざわざ設けまして、そういう事業に対しても支援ができる、そういうようなこともやつておりますし、そういう政府直接の支援とは別にいたしまして、流通業者の、例えば百貨店業界がシルクフェアのようなも

のを統一的なキャンペーン運動としてやりますむるのでござりますとか、あるいは和服の振興会がいろいろな形での催し物をやるとか、そういう形

での、とにかく潜在的な需要はあるんだということが、問題は、消費拡大のために、筑波の蚕糸試験とを前提としたキャンペーンのようなことをいろいろやつておるわけでございます。

そのほかに今後の新しい需要をどうやって開拓し、ふやしていくか、こういうものがございまして、衣服で申しますといわゆる洋装分野でございまして非常にウエートが低いということをごぞいますから、努力次第によりましては今後一つの期待の持てる分野であろう、こういうふうに考えておられます。

したがいまして、この分野についてできるだけ商品開発を進めてそれを広げていくという努力が基本だらうということで、政府の方といたしまして、それそれの織物産地に対しまして新しい洋装分野での綿使いといふものについて、いろいろな試作品をつくるというよなものに補助金を出したりいたしておりますし、それを実際に需要家につなげるという意味で、でき上がった製品を国内の展示会に持つて、実際にアパレルの関係の人見てもらうとか、さらには、洋装分野でござりますので、外國にまで出かけて、いつてその展示会をするとか、そういったことについてもそれを予算措置を講じておるわけでござります。

ただ、これは量的にはまだ少のうござりますし、段階的にも緒についたばかりでござりますので、今すぐ大きなウエートを持つておるというわけではございませんが、こういう努力を積み重ねることによって新しい分野での需要も広がつてくるのではないか、こういうふうに考へておるわけでございます。

いますが、現在まで約二万俵余りを売り渡しておりまして、その中に、和装関係四千俵ぐらい、洋装が一万八百五十二俵、これは背広、ブラウス、ワンピース、海外見本市展示会、こんなようなものでございます。そのほか絵額、壁かけ、カーテン、テーブルクロス等のインテリア関係で、五千

四百二十三俵、この辺が主体を占めております。それから、もう一つは畜産振興事業団で、今度も非常にウエートが低いということでございまして、これは昭和五十九年度で申しますと約一億五千万円ぐらゐの決定をいたしておりますが、内容は和装及び綿製品の需要振興宣伝、それから養蚕地域で例えば養蚕農家婦人等を対象とした展示会、展示用資材の製作、それから綿製品需要促進のための各種の宣伝事業、それから和装の着装教育、着物の着方、マナー、こんなものを対象としましたビデオカセットの制作、配布、こういうようなことも実施をしております。

こういうようないろいろな関係につきまして、今後とも両方の事業を大いに拡充し、またいろいろ工夫をして需要増進に寄与したい、こう考へております。

○竹内猛委員 前々から議論があるし、先般、小川委員も京都いろいろ調査をされて、克明にここで述べられた記録もありますが、大臣は価格が高いと言われるけれども、コストはそう高くなってしまふね。確かに、外國から輸入するものは日本半額だ。品物は若干落ちるけれども、値段は安い。つまり、やわらかいか、かたいかという問題でしょうね。それで一万四千円の原料が何とかかを渡つて歩くと六十万円になつてしまつて、ここに、中間マージン、卸といふところに大変な問題がありはしないか。そこではやはり高いものなんだという印象を大衆に持たしてしまつてゐる。これを何とか大衆化して、和装といふものは一人着は持つたつていじやないか、男も女も。一億二千万の国民が、この間人口が発表された、そのうちの半分が一着ずつ持てば、これは大変ですよ。僕らは二着か三着くらい持つてあるのではなく、これは五

ら大きなことをここで言うのだけれどもね。私は今、物特の委員長だから、物価の委員会の中で取り上げて、ここではそれ以上のことは言わない

が、問題は、消費拡大のために、筑波の蚕糸試験場で間隔を中心として今、大衆に向くようなそろいの研究をしていますね、綿糸の。これは年間二千万で三年間で六千万、こういう研究をしている研究者の皆さんのが失望しないように、お互いに通産省も農林水産省も需要の拡大のために官民携手でひとつ努力をしてもらいたい。このことについての努力を要請するわけです。どうです。

○鶴淵政府委員 ただいま先生のおっしゃったように、筑波の蚕糸試験場では、新しい需要増進を図るというような見地から、和服以外の洋服や下着類、そういうものの生地に適するような新しい形質の生糸あるいは綿織物の開発に向けまして鋭意研究を進めているわけでございます。これまでいろいろと成果が上がっておりまます。今最も力を入れておりますのは、生糸と合成繊維、このまた摩耗性とか洗濯がしにくいとか、こういった形質がどんどん改善された新しい素材が開発されつつあります。

今度はこういった素材を中心にして洋服地、ワイシャツ、ブラウス、その他下着といったものに適するような新規の綿織物の開発に取り組んでいるわけでござりますが、いずれにしまして輸入試験場におきましては、これまで大変輝かしい伝統がござりますし、こうした新しい研究需要に対応するべく研究者は大いに意欲的に頑張つておる次第でございます。

○竹内猛委員 もう一つ通産省に要請をしますが、輸入については、私たちは輸入を規制しようと言つておるのですが、通産省の統計を見ると輸入は減つておるという。なるほど面積から見ればこれは減つておるような面積が出てくるけれども、重量からいえば減つておるとは言えない。だから面積と重量両方を出されないと輸入が減つたとは言えない。そういう点では片手落ちじやない

か。平米だけじゃなしに目方の方でも同時にこれが減ったんだ、こういう証拠がなければ減ったことにはならない。これはもう時間がないので答弁は要らないから、そういうことを私は常に思っておりまますし、これからもこれは十分に注意をしてもらいたいと思うのです。

そこで、あと二点だけ質問をしますが、一つは、先般私は群馬県に行ってきました。群馬県の沢田農協というところでは桑の実からジャムをつくっている、桑の実ジャム。一村一品運動という形で今各地でやっていますね。これは地域の創意でやっているわけだ。遊休桑園の中に桑の実がなる、その実でジャムをつくて、これはもう市販されています。これからは糠田ワインというものと提携をして、信州大学の織維学部の協力を得て今度は桑の実からワインをとろう、今この事業に入っている。こういうように桑園そのものを廃さないで使っていこう、利用していこうというような運動がある。だから、ただ能もなく野菜にかかるとか何にかかるとか言わないで、その地域におけるところの特産物とか合わせながら、同時にこれを生かしていくことについて考えてもらいたいということが第一点。

それから第二点の問題は、価格決定の時期です。やはり本委員会で我が党の上西委員が、五月に価格を決定するというのは余りにもショックが大きいのではないか、今まで三月に決めてきたものをなぜ五月に決めなければならないのか、こういう点で、これは法律事項でありますから、そして後の方では三月にしよう、こういう答弁になっているから、この辺をもう一つ確実に、三月にすることをなぜ五月に決めるべきなのかといふことをお答えをいたさたいと思います。この二点に対応用として、ただいま御紹介のありましたような点につきましては私どもも勉強いたしておりまます。特に群馬県の中之桑の農協あるいは信州大

学織維学部の研究、こういうものに大変興味を持

つておるわけでございます。こういう桑の多目利用については、これからも新しい観点から私どもこの研究の進歩に関心を持ち、またその実用化についても十分配慮してまいりたいと考えております。

それから第二の価格決定の部分につきましては、今回の改正で「五月底まで」というふうに直

しましたのは別に他意はないわけでございまして、ほかの制度の例にもよつたような次第でございましまし、これも取引上の関係もそう大きな影響はないと思っておるわけでございます。しかし、近年に

決定期につきましては従来三月に決定してき

たりでありますから、そこをぐっとかたく念を押して、ひとつ大臣の答弁をもらいます。

○竹内(猛)委員 最後に、今の問題は法律の事項

でありますから、そこをぐっとかたく念を押して、ひどく心配がされておるわけでございま

す。○佐藤國務大臣 お答えいたします。

時期の問題につきましては局長の答弁したとおりでございます。

○竹内(猛)委員 上上で終わりますけれども、今

度の国会に出されている農林関係の法案を見る

と、どの法案を見ても大変重要で、農業が曲がり角に来ているという形で非常に心配をしているの

です。その中の先端を切つて養蚕が出てきた。養

蚕に光を当てるのか、やみに葬ってしまうのかと

いう問題は重大な問題ですから、そういうことのないように、長期の展望と中期の見通しと単年度

の計画を立てもらいたいということを要望し

て、終わります。

○今井委員長 次に、駒谷明君。

○駒谷委員 各委員から各般にわたっての質問がございました。私、持ち時間三十分ということでございませんが、要点に絞つてお伺いをいたしたいと思

和五十五年の十月に作成をされ閣議決定が行われました「農産物の需要と生産の長期見通し」によりますと、昭和六十五年度の生糸の需要は、総需量が四十万俵、これに基づく国内生産見通しは生糸が三十万俵、繭十万トン、このような見通しになつておるわけでございます。しかし、近年にかけては綱の需要の減少、事業団在庫糸の圧力等による長期的な糸価の低迷、そういう状況から繭の生産動向は年々に減少をいたしておる御承知のとおりであります。特に五十九年度はさらに政府の指導により生産調整が強力に行われて、生産量が五万トンに落ち込んでいるという状況でござります。今回の繭価格安定法の一部改正、これによります新しい制度の運用いかんで蚕糸業にとって将来の展望に大きな問題が生ずるのではないか、そのように心配がされておるわけでござります。

○関谷政府委員 昭和六十五年度の「農産物の需要と生産の長期見通し」におきましては、五十三年基準の、これは私どもの数字のとり方と少し違います。

おられるのか、まず御所見をお伺いしたいと思

うわけでござりますけれども、需要について、当時の三十九万三千俵、基準年五十三年の数字をほぼ横ばいに置いておるわけで、それで四十万俵と見通したわけでございますが、その後の需要の減退が

非常に大きかったわけでございます。これはやは

り当初の予測以上に生活様式の変化等によります

いわゆる着物離れ現象が進みまして、一方、国民所得もなかなか伸び悩みの時期、いわゆる安定成長の時期に入りました被服費支出が非常に低下を

いたしまして、どちらかといふと安価な大量生産

型の衣服が求められるようになってきた、こうい

うような関係。それから価格関係として見ましても、どうも和装物が相対的にやや高価格である、

こういうようなことでござります。

これらの見通しをどう考えているかと、こういふことでございますが、実はこれは非常に難しくうございまして、現在の綱需要の九割方を占めております和装につきましては、どうもこれからも全体として減退、特にカジュアル着物と言われております。

ます小紋とかお召とかいうような系統のものは、やはり今まで減つてしましましたが、もう少し需要の減退、一方で一割弱になりますが洋装需要の伸びにどのくらい期待がかけられるか。これはのフォーマルあるいはセミフォーマル物は大体需要が底がたいのじゃないか。そう思いますと和装需要が底がたいのじゃないか。そう思いますと和装需要の減退、一方で一割弱になりますが洋装需要にウエートをかけますと、現在三十万俵少し割りましてものが、さらに二十万俵台に近いところまで減つていくような見通しにどうしてもなってします。そこに、和装中心の需要拡大の努力がこれからどれくらい成果を上げるか。特に背広とかコート類とか婦人の高級な洋装、こういう関係での国内需要の伸びがどのくらいに見込まれるか。これによりまして、和装だけで見ますと二十万俵台に近いというふうに見通されます需要の総体規模がもう少し期待が持てるということになるわけでございます。

いずれにしても大変難しいわけでございますが、一方においてかなり減るという悲観論がありますと同時に、やはり日本における綱需要といふものはかなり強い、相当規模のものはずっと残つていて、こういうような考え方もございまして、いすれにしても大変難しいわけでございます。

ますと同時に、やはり日本における綱需要といふものはかなり強い、相当規模のものはずっと残つていて、この点については関係者の意見を十分聞きながら鋭意需要の見通しに努めてまいりたいというふうに考えております。

○駒谷委員 和装については伸び悩みといふ状況であるし、特に洋装の関係は徐々に消費が上昇しているようでありますけれども、結局全体の需要

況であります。

ちなみにお伺いいたしますが、五十九年度、これは三月までとあります。そなままでとあります。五十九年の一月から十二月まで、暦年でありますとこの需要量はどれぐらいに数量が出ておりますか。

○関谷政府委員 暦年で五十九年を見ますと二十七万九千俵、こういうことになっております。

○駒谷委員 五十八年度の需要量から比べてやはりこれは下回つておる。特にこの分については五十九年度二五%の減産という指導が行われたという点があるわけでござりますけれども、先ほど、六十五年度の見通しについては大変厳しいけれども、数字的には把握していくという御答弁がありましたけれども、見通しとして、ことしの、いわゆる五十九年の暦年の需要量、これから見通し等を見た上で、その数字からどの程度上回ると予想されるか、そういう点について、これを基準にした形での見通しを一遍お伺いしたいと思います。

○関谷政府委員 これは太体、年によって同じでございますが、最近の年次を見ますと、先ほど申し上げましたように、この二十七万九千俵に相当する内需の九割方が和装ないし和装小物という、特に和装関係でございます。そうしますと先ほど申し上げましたように、このまま和装の需要減退傾向が続くとしますと、どうもこれよりふえるというような期待はおよそ難しいわけでございまして、和装の需要減を今後の需要増進の努力によりまして洋装面などでどのくらいカバーし得るか、こういうことになりますので、先ほども申し上げましたように和装の需要減だけに重点を置いて見通しますと、かなり二十七万九千俵よりも減つてしまふ、こういうような見通しにどうしてもなつてしまふわけでございます。

○駒谷委員 先ほどの御答弁の内容で、やはり絹の需要の減退あるいは海外からの製品との競合で、市場において大変厳しい現状になつてきておるわけでございます。特にこの繭糸価格安定制度に関する研究会の報告におきましても、この生産対策についてでありますけれども、生産規模の縮

小という問題、合理化、これは避けられないだらう、そういうような内容になつておるわけであります。

したがつて、今後の生産対策についてでありますけれども、政府は主産地形成、中核的養蚕農家の育成、これは低コスト生産の実現を目指しての生産構造の確立を図るということがねらいでありますけれども、この構想についてはどのような生産規模農家を目指しているのか、あるいは地域の問題あるはどれぐらいの養蚕農家戸数を考えているのか、具体的な構想等についてお伺いをいたしたいと思います。

○関谷政府委員 生産対策の関係では、短く申しますと主産地形成ということが中核的な養蚕農家の育成、この二つの柱を私ども考えておるわけございます。我々としましては、現状等から見ますと生産規模で大体一トン以上ぐらいいの規模を持つておるような養蚕農家の場合に、養蚕が主要作目となりましていわば地域の中心的な担い手になつて行く。そういう農家だけではもちろん主産地形成はできませんので、多少規模の小さい農家も複合経営として成り立つと同時に、こういう中核的な農家を中心にして一つの地域のまとまりとして、いろいろ共同飼育なり地域単位の施設を設置するなりしまして産地として團地化していく、これがもう一つの主産地形成の考え方でございます。

これは中核農家という農家の問題から申し上げますと、やはり今後の養蚕の中心的な担い手になります。我々としましては、現状等から見ますと生産規模で大体一トン以上ぐらいいの規模を持つておるような養蚕農家の場合に、養蚕が主要作目となりましていわば地域の中心的な担い手になつて行く。そういう農家だけではもちろん主産地形成はできませんので、多少規模の小さい農家も複合経営として成り立つと同時に、こういう中核的な農家を中心にして一つの地域のまとまりとして、いろいろ共同飼育なり地域単位の施設を設置するなりしまして産地として團地化していく、これがもう一つの主産地形成の考え方でございます。

これにつきましては、從来から高能率養蚕地域というものを設定しております。これは一応の基準としましては桑園が三十ヘクタール以上ある。こういう幾つかの町村単位をまとめまして指定をしておったわけでございますが、やはり今後一層の生産性向上の見地から、さらに大規模な桑園規模、集団化桑園、こういうものを考えていくとしますと、この基準をもう少し引き上げまして、例えば六十ヘクタールぐらいにするというような

的な主産地形成をねらう、こういうことが適当ではなかろうか。この辺の問題については、六十年度以降の生産対策の一つの中心的な考え方として打ち出したいといふことを考えております。

○駒谷委員 兵庫県におきましても、かつては養蚕県と言われた地域でございますけれども、御存じのとおり現在四百戸余りに急激に減少してお

ります。そういう人たちのお話を伺つても、将来に對しての見通しというか希望がない、これまででは私たちの伝統的な養蚕業はどうなるのだ

ろうというようの大変な心配を持つていらっしゃるわけであります。政府の見通しについても、どういうふうにやつてくれるのかということについての見通しも我々は全然わからない、そういうふうな声を私たちは常に聞くわけでございます。

そういう点から、先ほども質疑の中にありますたけれども、六十五年長期見通しでは四十万俵の需要量、これが現在では相当下回るであろう、そ

ういうことで、需要の拡大ということにも大変力を入れて今進めておられるわけでございますけれども、中長期の見通しをはつきりと立てていくべきではないか。特に今回の場合は、いわゆる在庫処理の関係で、現在十七万から十八

万近い在庫系を処理しなければならない。これは一定の期間を置いて放出する、そういう形になる

かと思ひますけれども、そなりますと長期見

通あるいは中長期見通しというものを政府とし

て早急にもう一度検討して、改めてこの改正後に

おきます長期見通しというものを立てるべきでは

ないか、全般的な内容等を通して考えなければな

らないのではないか、そのように思うわけでござ

いますが、大臣、この点についてどのように考え

ておられますか、お伺いいたします。

○佐藤国務大臣 晴天いたします。

先生のおっしゃいます長期見通しにつきましては、絹の需要と温州ミカンが大きく狂つたと思つておりますが、この長期見通しというものは単品

じやなくて全体をどう見るかということをごさいます。そんなことで、全体とすれば大体うまくいっている、そんな感じがするわけですが、個々の品目については事務的に十分配慮していかたい、このように考えておるわけでございます。

○駒谷委員 在庫処理の関係について一点だけお伺いいたします。

計画的に在庫を処理していく、そういうこととで、法律上に決められた形で今後放出をするとい

う法律の一部改正案でありますけれども、この計画的な放出とということについて、どの程度の期間を考えておられるのか、あるいは事業年度別の売

り渡し計画は、どの程度の数量を考えておられるのか、お伺いいたします。

○関谷政府委員 在庫処理について全体の年次計画のようなものをして、その数年の間に処理し

ていくという方針を最初から予定する方がいいんだという考え方も確かに理解できないわけではないわけでございます。ただ、私ども考えますのに、現在一万二千という基準価額が設定されま

だという考え方も確かに理解できないわけではないわけでございます。たゞ、私ども考えますのに、現在一万二千といふ基準価額が設定されましてまだわずかな期間でございますし、六十生糸

年度は実質的にその最初の生糸年度でございましてまだわずかな期間でございますが、ただ、どのくらいのテンボでいか、どのくらいの数量でいかかという、

その最初の出だしのところは大変大事だと思うわ

けでございます。

そういう意味では、まず当面はこの一万二千円

という基準価額、今度の新しい制度の安定下位価格でございますが、その状態のもとで、その制度

と調和をしながら在庫処理を促進していくための

売り渡しのテンボ、ベース、これをどうつかむか、我々としても当面の需給価格の動向をよく見なければならぬ、そういう意味で、今の時点で

何年で全体を処理する、あるいはどうしても処理

しなければならぬというような考え方で取り組む

よりも、とにかく地道なベースで、需給関係も見

ながら、まず出だしのベースをつかむということ  
が大事ではなかろうかと考えておるわけでござ  
ります。

○駒谷委員

この期間についてはまだ考へていな  
いということありますけれども、十年あるいは  
十五年かかるて處理する、そういう考え方もある  
ということござりますが、在庫を維持する費用  
として、貯蔵料を含めて金利が一日に四千万とい  
うことで、今度の法律の一部改正の中でこの在庫  
処理というのが大きな問題になつてゐるわけでござ  
いますけれども、大体どの程度の期間で處理を  
すべきか、そういう基本的な考え方を持つておら  
れないのでですか。その点はどうですか。

○閣谷政府委員 十年、十数年というお話をござ  
いましたが、今の判断からしますと、確かにかな  
り長期のものにならざるを得ないというふうに見  
込むこと自体、大変長過ぎると思ひますけれど  
も、そうかといって、では何年だということを今  
設定することが決していいことだとは私ども考  
えておらないわけでございまして、こういう大きな  
在庫が需給関係価格形成に影響を及ぼしてい  
るわけでござりますから、気持ちとしては早く処  
分したいという気持ちがある一方で、しかし反  
面、それで元も子もなくなるて、価格安定制度の  
方がこれによつて破綻してしまうというようなこ  
とに至つてはいけないわけでございまして、その  
間の具体的な調和点の求め方については、まだ今  
の段階では余り固定的な考え方、何年というよう  
なことを考へない方がいいのじゃないか。そういう  
ことを言ひますと、それを前提にしてかえつて  
価格形成上いろいろマイナスになつていくとい  
ふうに思ひますので、繰り返しになりますが、  
新制度によります発足時点でのいわば売り渡しの  
テンポをどう設定するか、これは相当慎重に考  
えて、これがうまくいきますと、そういうテンポを  
多少調整をする形で割合順調に在庫処理が進むよ  
うな展望もないわけではないというふうに考へて  
おるわけでござります。

○駒谷委員 それから、この在庫処理につきま  
しては時価に影響を及ぼさない方法ということだと  
ては

ざいますが、実勢価格という問題との関係であり  
ますが、影響を及ぼさない方策について先ほども  
いろいろとござりますが、改めてお伺  
いいたします。

○閣谷政府委員

これにつきましては、法律には  
一般競争入札契約その他の方策でということが書  
いてございまして、ただいま申し上げましたが、  
御答弁があつたわけでございますが、改めてお伺  
いいたします。

一つは、需給状況を考慮して毎月当面一定量を一  
般競争入札契約に付して売り渡す、これによりま  
して市場がそういうものをいわば織り込み済みで  
安定をしていく、こういうような状態になるのが  
一つのねらいでござります。そういう意味で、一  
回の売り渡し量を余り大量にするということは適  
当でない、いわばそのテンポをどういうふうにす  
るかということがございます。いずれにしまして  
も、毎月定量原則ということを一つ立てたい。も  
う一つは、売り渡しの予定価格を最低限として設  
定しまして、これを超える応札があつたときに売  
り渡すということです。それにしまして、これは余り低  
い価格で売り渡さない、こういうことでございま  
す。

こういうのが常時の事態でございまして、先ほ  
ど申し上げましたように私ども、こういうやり方  
で在庫が徐々にはけていく、こうなることを期待  
しているわけでございまして、もちろんその間、  
需給の不均等により価格が大変下がる心配もござ  
いますが、上がることなどがありましたときには、  
もちろんこの原則の例外としていろいろ調整  
を加えていく必要があるというふうに考えてお  
ります。

○駒谷委員 次に、輸入の問題でござりますが、  
先ほどからも種々答弁があつたわけでござります  
が、特に輸入の抑制という点について、事業団の  
在庫の処理という問題と絡めて現実に生産農家に  
おきましては事実上生産調整を行われておる、そ  
ういう面からどうしても輸入量についてはこの期  
間抑制をしていかなければ、やはり生産農家に對  
しても、また蚕糸業者に對しても、そのことにつ  
いての筋というものが通らないだろう、そういう

ふうに思うわけであります。現実には輸入に關す  
ることは評価をいたしておるわけでござりますが、  
今後の輸入についての見通し、そしてその対策に  
つてお伺いをいたします。これは農林、通産両  
省からお伺いいたします。

○新聞説明員 お答えいたします。

絹製品の輸入につきましては、我が国の置かれ  
ました国際的立場を踏まえまして、とり得る最善  
の方法というよろなことで、從来から主要供給國  
ないし地域であります中国、韓国及び台灣との話  
し合いをしておりまして、数量の協定を結んで極  
力その数量の削減に毎年努めてきたところでござ  
います。また、これらの二国間の協定等を補完す  
る観点から、その他の国、地域からの輸入に対し  
まして、協定の脱法となりますよう第三国で  
の加工、第三国を經由してきたものの輸入等を防  
止するため、輸入貿易管理令等のきめ細かい措  
置を実はつておるところでござります。この結果  
といたしまして、例えば絹織物を見ますと、そ  
の輸入数量は協定開始前の昭和五十年度と比較し  
まして現在約半分の水準にまで減少してきている  
ということです。これはこの間の絹織物の生産の減  
少率を大幅に実は上回る削減、こういうことにな  
つておるわけでござります。

今後につきましても、先生からお話をあります  
た蚕糸業あるいは絹業の厳しい実情というのがあ  
るわけでございまして、主要供給國との話し合い  
を軸に絹製品の輸入数量の抑制に最善の努力を払  
つておる所存でござります。相手国におきまし  
ても、毎年この削減をしてきたということです。削  
減の余地は次第に狭まりつつある、こういうよう  
なことになつてさてはおりませんけれども、引き続  
き削減の努力をしてまいりたい、かように思ひま  
す。

○駒谷委員 時間が参りましたが、絹の需要拡大  
の点につきましては、さきに我が党の水谷委員が  
従来五十七、八年あたりの約束しました数量のい  
ずれも、若干こういうものの処理が必要でござりますが、  
主に生糸の場合は、たゞ生糸の場合には、  
日本との協議の状況なども、内容的には、現在の  
日本の絹需要の減退、それに応じまして養蚕それ  
から製糸それからさらに絹業、こういう面でも非  
常に生産を制限している、こういう状況を理解し  
てもらうために状況説明をする、こういうことが  
あります。現実には輸入に關す  
ことは評価をいたしておるわけでござりますが、  
今後の輸入についての見通し、そしてその対策に  
つてお伺いをいたします。これは農林、通産両  
省からお伺いいたします。

○佐藤国務大臣 駒谷先生にお答えいたしました  
が、先生の御指摘のとおりでござります。

実は和服の需要が非常に減少してきてはいるとい  
ふふうに思ひます。政局は民間活力を導入しながら、いろいろな形で絹の需要拡大に  
本的な問題はどうしてもやはり絹の需要の拡大と  
絹業のこれから経営の安定はない。この法律一  
部改正を行われますけれども、その改正をした基  
本、最後に、先ほども御答弁がありましたけれども、  
も、どうしても絹の需要の拡大をしなければ蚕糸  
の点につきましては、さきに我が党の水谷委員が  
従来五十七、八年あたりの約束しました数量のい  
ずれも、若干こういうものの処理が必要でござりますが、  
主に生糸の場合は、たゞ生糸の場合には、  
日本との協議の状況なども、内容的には、現在の  
日本の絹需要の減退、それに応じまして養蚕それ  
から製糸それからさらに絹業、こういう面でも非  
常に生産を制限している、こういう状況を理解し  
てもらうために状況説明をする、こういうことが  
あります。現実には輸入に關す  
ことは評価をいたしておるわけでござりますが、  
今後の輸入についての見通し、そしてその対策に  
つてお伺いをいたします。これは農林、通産両  
省からお伺いいたします。

○閣谷政府委員 輸入問題につきましては、今お  
答えのございましたように、特に生糸も同様でござ  
います。

うような試験研究をしながらよりいいものをつく  
るという努力が必要かと思つています。

それからもう一つ、先ほど先生からお話をござ  
いました飼の生産量の問題で、国内の生産量、輸  
入、それから事業団の在庫十七万俵、この三つを  
どうするかといふことが大きな問題ですが、私は  
輸入の縮減につきましては通産、農林で最大限努  
力したい、こう思つております。また、事業団の  
在庫十七万俵余につきましては実は二つの考え方  
に売り渡すことによりまして価格に影響があつて  
あるのです。一つは、財政当局は早く高く売つて  
赤字を少なくしたい、こういうことだと思いま  
す。それからもう一つ我が省とすれば、この特別  
会計で四十四億を出したわけですから、そういう  
意味でしておる。したがつて価格を中心によ  
く。そのために特別勘定を設けて、ことしも一般  
そなことで、あとはやはり価格の問題です  
ね、先生御存じのとおり。実は私はデパートへ行  
つて御婦人の下着から全部買いました。買ってず  
うと見ましたが、やはりちょっと高いですね。  
だから、これをいかに安くするかということ。そ  
ういう形の中にはやはり一番安いのは洋服とレーン  
コートですね、すばり言うと。洋服は七、八万円  
から十万円、レーンコートは六、七万、やはりこ  
れが一番向いていますね。

それからもう一つは、やはり先ほど基本的に言  
いましたような、農林水産業関係は約八百万ござ  
います。家族を入れて二千五百万。この人たちが  
やはり自分の農林水産業を守るという立場で、で  
きるだけつくつて着ていただく、こういう姿が大  
切ではないかと思います。したがつて、いいもの  
をつくる、また販路の拡大をいたしますとともに、  
やはり農林水産業関係者がみんな買って、生  
糸、綿を守るんだ、ひとつこういう姿勢を持つて  
頑張りたい、こういうふうに思つておりますが、  
何分の御後援を心からお願ひいたします。

○駒谷委員 以上で終わります。

○今井委員長 次に、小川国彦君。

○小川(國)委員 大変遅くなつた時間に恐縮で  
ございますが、先般の私の質問に対する答弁の中  
で、ぜひこれは御見解を訂正願つておきたいとい  
う点がございます。それからもう一つは、この今  
回の改正の主要な点が、どう考えましても日本の  
養蚕業あるいは生糸産業の将来にとつて重大な、  
非常に暗い影を投げかけている、そういう面では  
はいけない、これをどう配慮するかということで  
すが、基本的には価格を最重点に置いてやってい  
く。そのため特別勘定を設けて、ことしも一般  
の生産費におきまして私は、三十箱以上  
の生産農家においても昭和四十九年以降生産費を  
カバーできていない、こういう実態を指摘したわ  
けであります。それに対して関谷局長も、それは  
お認めになつたわけありますが、ただその論議  
の中で、生産費を実際に農家が支出した物費や  
雇用労働費、それに償却費のみに限定して見れ  
ば、千七百五十五円の現在の基準価額でもなお五  
百円がらみの収入がある、こういうふうに答弁さ  
れているわけですが、私どもは生産農家の  
厳しい費用の実態を見てまいりますと、この五百  
円がらみの収入があるといふ見方は非常に無理な  
見方ではないかといふふうに考えるわけでありま  
す。どう考えて農水省は自給飼料とか家族労賃と  
いうものを生産費と認めない立場をとつてこうい  
う見解を出されたのか。生産費の算出については  
確保されるという見方は非常に無理があるのでは  
規定されているわけであります。そういう前提で  
議論してきますと、一キロ五百円がらみの収入が  
かといふことを私どもは肌で感ずるわけでありま  
す。確かに昭和五十八年の農村の臨時日雇いの賃  
金が六千円か七千円、實際は一万円からの手間賃  
というようなことから見ると、この養蚕農家の家  
族労働報酬が二千八百三十円といふのは驚くべき  
低賃金じゃないか。そういうような実態にある養  
蚕農家に、そういう数字をもつてしてこれを所得  
であると言うのは、もう本当に実態を超えた見方  
になつてくるのじやないか。

して食い違ひがないといふうに私は考えており  
ます。

○小川(國)委員 趣旨においては反していないと  
いう御説明は私もわかるわけでありますけれど  
も、ただ問題は、養蚕農家の一日当たりの所得は  
三十箱以上で四千十円、これは地代まで含めた一  
日の総収入ということですが、さらにまた、家族  
労働報酬は三十箱以上の方で一千八百三十円とい  
う賃金になっているわけです。これを見ても、い  
かに養蚕農家の賃金が低賃金で計算をされている  
かといふことを私どもは肌で感ずるわけでありま  
す。そういう意味で、額として十分であるとい  
ふことは決してないと思ひますが、ただ、そうい  
ういわゆる所得という性質を有する収入がないわ  
けではない、こういふことを申し上げたわけでござ  
います。

○小川(國)委員 この点議論を蒸し返してもなん  
ですが、そういう実態の認識、やはり農蚕局長が  
養蚕農家の厳しさといふものの実態を理解してい  
ただいて、私はこういうふうに理解をしまし  
て、もう一つの次の問題にまいりたいと思いま  
す。

○小川(國)委員 今日までの質疑の中で、基準価額については今  
年も一万二千円を据え置いていくといふ見解を明  
らかにされたのですが、やはり三年、五年、長期  
の見通しに立つてこの価格を維持していく、養  
蚕農家に対してこういう安定的な見通しを与える  
ことができるかどうか、この点はいかがですか。

○小川(國)委員 いわゆる基準価額一万二千円で  
ございますが、これは法律改正成立後できるだけ

○駒谷政府委員 この問題につきましては、先生  
のお尋ねの趣旨と私の申し上げていることとは決  
まりません。

○小川(國)委員 趣旨においては反していないと  
いう御説明は私もわかるわけでありますけれど  
も、ただ問題は、養蚕農家の一日当たりの所得は  
三十箱以上で四千十円、これは地代まで含めた一  
日の総収入ということですが、さらにまた、家族  
労働報酬は三十箱以上の方で一千八百三十円とい  
う賃金になっているわけです。これを見ても、い  
かに養蚕農家の賃金が低賃金で計算をされている  
かといふことを私どもは肌で感ずるわけでありま  
す。そういう意味で、額として十分であるとい  
ふことは決してないと思ひますが、ただ、そうい  
ういわゆる所得という性質を有する収入がないわ  
けではない、こういふことを申し上げたわけでござ  
います。

○小川(國)委員 この点議論を蒸し返してもなん  
ですが、そういう実態の認識、やはり農蚕局長が  
養蚕農家の厳しさといふものの実態を理解してい  
ただいて、私はこういうふうに理解をしまし  
て、もう一つの次の問題にまいりたいと思いま  
す。

○小川(國)委員 いわゆる基準価額一万二千円で  
ございますが、これは法律改正成立後できるだけ

早く畜業振興審議会に諮りまして六十年度の分を決めるわけでございますが、その場合に現在の水準を維持する方向で対処する、これは既にお答えをしたとおりでございます。

六十一年度以降、ややその先も含めました問題については、これは私ども考え方としましては、六十年度が一万二千円の価格のもとでどういう需給関係、どういう価格関係、あるいは生産もどういうような方向をたどるかというのは、実質的にこの年度が初年度でございます。そういう意味で、この状況を見きわめ、この六十年度の推移を見きわめたところで六十一年度以降の行政価格の水準についても考えなければいけないというよう思つておりますし、今その先あるいはもと今まで固定的に考へるということはかえつよくないのではないか。

いずれにしても、ことしの六十年度の問題といふのは、この一万二千円の基準価格、いわゆる安定基準価格のもとで実勢価格の維持を図つていく、こういうような努力をしまして、その後の問題についてはまたその時点で慎重に検討すべき問題であろう、こういうように考へております。

○小川(国)委員 考えております。

○小川(国)委員 不安のないような水準といふのを、八・五割を下らない、こういうふうに理解していいですか。

○小川(国)委員 私どもが一番心配しておりますのは、今回の異常変動防止措置の撤廃とそれから十七万俵の放出 この二つの事実は、どう考えても蘭糸の価格を下げていくという要因にしかならないわけですね。その場合に、皆さんの方でこういう法案を出してきてても、少なくとも生産費の八五%を下らない最低蘭糸は保証していかれるのか。こういう変動防止措置をなくしても、十七万俵を放出しても、この今まで防止措置があつたときのようなら、守つていく実態といふものは八五%を下らないという最低線を上回っていく、そういう裏づけなり保証といふものは、皆さんの決意としてあるのかどうか、この点をひとつ。

○閑谷政府委員 これは從来から生産費基準で八五%、これは臨時特別政令で特別の場合には六割を下らない額ということがあわせて決まつている

わけでございますが、そういう生産費基準の異常変動防止措置というものでは不十分だということでお中間安定が決められておるわけでございます。この中間安定措置が、従来の実績で申しますと少なくとも価格安定については機能し得たし、ある意味では、そのもとでこういう在庫がたまつたわけでございます。

そういうことからしますと、この中間安定措置というものに対する期待が非常に大きいというふうでございますので、その価格決定については、私ども需給状況等を見ながら十分慎重に決めてまいります。

○小川(国)委員 不安のないような水準といふのを、八・五割を下らない、こういうふうに理解していいですか。

○閑谷政府委員 していいですか。

○小川(国)委員 これは中間安定の従来の価格を

のものを、もちろん異常変動の中ではござりますけれども、やはり需給実勢といふような考え方で

対応してまいりますので、これがひとり立ちしま

したときに従来の基準生産費との関係、八五%な

り六割との関係でどういうふうになるかといふこ

とは先の事態といふことになりますけれども、私

どもはやはりある程度の期間を見た需給の安定と

いう場合には、供給面での、生産条件と法律に書い

てございますが、生産費の要素といふものはいず

れにしても十分に勘案されるはずである。ただ、

それが明白に何%であるかということは、その時

期の需給状況に応じて生産費の勘案の仕方といふ

ものがいろいろ変わってくる、こういうことにな

るのではないかと思っております。

○小川(国)委員 将來に対しても非常に不安を残す材料を残しておる、私どもはこう言わざるを得ないと思うのです。

それから、時間がありませんからもう一つ、前

回の委員会、きょうの委員会で、四万七千五百ト

ンに近い数字に減反が行われざるを得ない、前回

の二割あるいは二割五分に匹敵するような減反を避けなければならぬ、こういう御答弁なんですが、この五万トンを割つて機織り業は成り立たないということまで言われている状況なんですが、やはり減反はせざるを得ないという状況ですか。

○閑谷政府委員 従来の減反、減産と言われているものの性格でございますが、これは形として

は、あくまでも五十九年度のものも全般運を中心とします生産者団体が自主的に蘭の生産調整をす

ることでございまして、それが行政當局との考え方で数値的に四万七千五百トンという

ことで一致をして実施をした、結果が二五%減で

はなくて一八%減になった、こういうような性格でございます。

来年度につきましては、私どもこういう仕組みにまで実施をするかどうかということで、生産者団体の意向としては五十九年度と同様な取り組み方までは無理であるということでござりますので、役所としましては四万七千五百トンあるいはもう少し下回るかもしませんけれども、需給状況から見るとこの辺が生産の総体としての限度ではないかという、いわば情報提供的な意味合いで、あるいは誘導的な意味合いで目標というものを考えなければいけませんが、五十九年度と同様な意味で生産者団体の仕事として生産調整に取り組むということは生産者団体自身の意向としても考えておらないようでございますので、今そういう方向で、役所としましてはあくまでも需給状況から見るとこの辺が限度だというふうに思っております。

○小川(国)委員 その払い下げをしないという点はいいのですが、もう一つ、財政負担をしてもらえば払い下げをしてはいけない、こう思つておるわけでございます。そんなことで、私は一万二千円の価格に多少でも影響があるようならば一俵たりとも払い下げ、放出はしない、こういう考え方を持っています。

○小川(国)委員 その払い下げをしないという点はいいのですが、もう一つ、財政負担をしてもらえば払い下げをしてはいけない、こういう点はいかがですか。

○佐藤國務大臣 これは、今度は御存じのことの

ように特別勘定をつくりまして、このため、たしかに一般会計から四十四億余赤字を補てんしたといふことだと思います。それは当然なことだと考

えております。

○佐藤國務大臣 これはひとつこれ以上の、自主

減反といいながら実質的には上からおりてくるものでありますから、それがないことを強く要望しておきたいと思います。

○小川(国)委員 それから最後に、私は輸入をど

うしてもストップしないことには今後の混乱と値

下げは避けられないだろうと思うのですが、実績

を見ますと、絹織物も一次製品も絹糸も実質的に

は減つてないわけです。通産省がいろいろ御努力

をされていて、佐藤農林大臣はこの間こういう答弁をして

いるのですね。「実は、今の一つの問題は、価格

がどうなるかという場合、例えば払い下げの場合に、仮に払い下げて価格に影響を与えるならば払い下げなければならないわけです。それで今度は国が

財政負担を考えればいい。そうしなくちゃ価格な

ふうに理解してよろしくございます。」こういう答弁をしてい

るのですが、これは財政負担を行つて考へ方

を大臣がお持ちになつてしまつて、こういう

ことだと思つておられるのですね。」

○佐藤國務大臣 小川先生にお答えいたしま

すが、実は私は事業団の在庫十七万俵につきまして

は二つの見方があると思います。その一つは、財

政当局はもろん早く高く売つて赤字財政を少な

くしたい、こういうのは当然だと思います。また

我が省とすれば、これは生糸の安定価格を恒久化

するためにつくった制度ということでございまし

て、仮に今の価格に多少でも影響があるようなら

ば払い下げはしてはいけない、こう思つておるわ

けでございます。そんなことで、私は一万二千円

の価格に多少でも影響あるようならば一俵たりと

も払い下げ、放出はしない、こういう考え方を持つております。

こういふことは、二国間交渉をやつていらっしゃる

るということなんですが、実質的には十万六千俵

の輸入があるわけです。国内の生糸の十九万俵と

事業団在庫の十七万俵を合わせただけでもう内需

の二十八万俵に匹敵する数字になってしまった

で、輸入の十万俵をストップしなければまたまた

在庫があえでいくことは明らかなんで、これを抑

制するという面では、通産省が思い切った措置を

とつていくといふ強力な決意がなければならぬと

思うのですが、通産省、実際に抑制のための努

力、二次製品などで金額的に見ても上がってきて

いるものを下げるという努力はなすっているのか

どうか、今後さらなる決意があるのかどうか、この

点はつきりしていただきたい。

○新閣説明員 お答えいたします。

絹製品の輸入に対する問題でございますが、現

在、日本の置かれている国際的な立場と、この

で、この間も御答弁いたしましたように、絹糸な

り絹織物につきまして主要供給国との間に話し合

いをして毎年数量削減に努めてまいりました

で、それから、そういう脱法的なものの輸入を防

止するということをいろいろな政令上のきめ細か

い措置をとっていることを申し上げました。絹織

物につきましては、五十年度と比較して現在は半

分以下の水準に達している、こうしたこと、引き続

きこういう努力をしていくということでござい

ます。

それから、特に輸入につきまして競合というこ

とでありますのは着物等の絹の二次製品に対し

ての問題でございます。私ども、主要供給国、特に

中国、韓国、台湾からの和装の二次製品の輸入に

つきましていろいろ様子を見ておるわけでござい

ますが、実は昭和五十五年の五月末から輸入貿易

管理令に基づく事前確認制といふものを適用しま

して実態把握を行つております。これによります

と近年、金額とか点数とか重量、いずれで見まし

ても増加する傾向は認められていない。例えば五

十九年の上半期を重量ベースで見ますと、前年同

期比で二四・五%もの減少、こうなっているわけ

でございます。

以上のことから、絹の中で和装というものが非

常に大事でございますし、量も多い、ウエートが

大きいわけでございますが、その和装二次製品の

輸入の国内需給に及ぼす影響が、一応今のところ

は数量的にはそういうふうになつておるわけでござ

りますが、先生からもお話をありましたとお

り、関係業界からの危惧ということを私ども十分

承知しておりますので、今後とも、こういう事前

確認制というものを活用して、実は輸入動向的

確に把握してまいりたい、かように思います。

○小川(国)委員 時間が参りましたので、最後に

農水大臣に。今、通産当局の述べられた削減への努力、全国の養蚕農民を代表する立場からも、また、あるいは機織り業を維持していく立場からも、農水省として強く通産省に申し入れ、協議を重ねながら輸出削減への努力を最小限度に抑え込むためにはまず輸入を抑えるしかない、この点に最後の努力を

お願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤国務大臣 今、通産当局から申し立ており

て最大限努力したい、こう考えております。

○今井委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○今井委員長 この際、本案に対し、中林佳子君外一名から修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。中林佳子君。

○中林委員 私は、日本共産党・革新共同を代表

し、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業

團法改正案に対する修正案について、提案理由及び趣旨を説明いたします。

今日、我が国の蚕糸業は長期にわたる生糸、繭糸の低迷による減産を余儀なくされ、養蚕經營からの離脱が続出するなど、かつてない危機に直面しています。

こうした危機を招いた根本原因は、長引く消費不況等による絹需要の減退の中で、養蚕農家には大幅な繭減産を強要しながら、依然として高い水準の生糸、絹製品の輸入を続けてきたことがあります。

また、輸入増等による蚕糸砂糖類価格安定事業團の生糸在庫累増を理由に、国産糸の買い入れ量を上回る在庫糸の放出を行うなど、事業団が本来果たすべき価格安定機能を事实上放棄してきた結果です。

したがって、今日の蚕糸業危機打開のために

は、生糸、絹製品の輸入を厳しく抑えることと結びつけて事業団の過剰在庫を解消し、事業団の価格安定機能の強化を図ることが何よりも求められています。

ところが、政府改正案は、輸入はこれ以上減らせないことを大前提に、事業団の在庫解消を優先的に進めるため、国内繭、生糸生産の一層の縮少で対応しようとするものです。

そのため、第一に政府案は繭、生糸行政価格の算定を生産費基準から需給安値をより重視したも

のに改悪し、大量の在庫糸放出のもとでつくり出された実勢価格に合わせた価格安定帯の設定、つまり大幅な引き下げに道を開くものです。

第二に、政府案は、一度と事業団在庫累増とい

う事態を招かないことを至上命題として、一定期間保管した保有糸を価値の相場にかかわりなく放

出することとしています。これでは事業団の需

給調整機能は一層後退することは明白です。

こうした政府改正案には到底賛成できません。

我が党修正案は、山間地の農業や地域経済に欠

くことのできない役割を果たしている蚕糸や絹業を重要な地場産業、伝統産業としてしっかり守

り、振興させる立場からのものです。

その第一は、生産費を基準とした異常変動防止措置を廃止し、需給実勢の名による価格安定帯の

大幅引き下げに道を開く政府案の価格安定措置に

関する規定を削除し、現行どおりとするもので

す。

第二は、法改正以前の事業団在庫糸に加えて、今後買い入れ、保管期間が一定期間を超えた生糸についても、事業団は特別勘定で經理し、この特

別勘定に係る在庫糸の処分については、計画的

に、時価に悪影響を及ぼさないよう売り渡すこと

とし、特に、その売り渡し先として、輸入が急増

している保税加工用生糸の輸入を減らし、この在

庫糸を置きかえることとするものです。

また、この保税加工用に置きかえる在庫糸の売

り渡しと新規用途売り渡し以外の特例的な売り渡

して、事業団が国産糸を買い入れ中は停止するこ

とを明記するものです。

第四は、国内産繭や生糸の生産調整実施中や

業団の過剰在庫糸の処分中は、生糸、絹製品の輸

入について特に厳しく規制するものです。

以上が修正案の提案理由と主な内容です。

委員各位の御賛同を賜りますようお願いいたし

ます。

第四は、国内産繭や生糸の生産調整実施中や

業団の過剰在庫糸の処分中は、生糸、絹製品の輸

入について特に厳しく規制するものです。

以上が修正案の提案理由と主な内容です。

委員各位の御賛同を賜りますようお願いいたし

ます。

この際、本修正案について、国会法第五十七条

の三の規定により、内閣の意見があればお述べい

ただきたいと存じます。佐藤農林水産大臣。

○今井委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わ

りました。

○今井委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わ

りました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条

の三の規定により、内閣の意見があればお述べい

ただきたいと存じます。佐藤農林水産大臣。

○佐藤国務大臣 ただいまの修正案につきましては、政府としては反対でございます。

○今井委員長 これより繭糸価格安定法及び蚕

糸砂糖類価格安定事業團法の一部を改正する法律案

及びこれに対する修正案を一括して討論に付しま

す。上西和郎君。

○上西委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行おうとするものであります。

今日、我が国蚕糸業をめぐる情勢は内外ともに非常に厳しいものがあり、その結果、蚕糸砂糖類価格安定事業団の生糸在庫量は十七万五千俵に達するという極めて憂慮すべき事態を招いております。

このような事態に対して、養蚕農家はもちろん、製糸工場など関係者挙げての需給均衡化策がとられ、懸命の努力を続けているにもかかわらず、蚕糸業の前途はすばり言つて悲観的だと断定せざるを得ません。

こうした情勢を明確に踏まえ、長い歴史と伝統を誇る我が国蚕糸業の基礎を確立するため、蚕糸業関係者は政府に対し繰り返しその対策強化を求めてきましたのであります。今回提案された本法案の内容は、残念ながらこうした期待を大きく裏切るものと言わなければなりません。

以下、反対する理由を二点に分けて具体的に御説明申し上げます。

まず第一点は、繭糸価格の算定方法についてであります。

現行法に明記してある生産費を基準とするという規定がその姿を消していることで、これはどうしても承服できません。このことは、とりわけ全国十一万余の養蚕農家にとっては痛恨事だと言えましょう。なぜ生産費を基準とした算定方法を削除したのか、その真意をはかりかねる、このところに本法案に賛成できない最大の理由が存在するのであります。

第二点は、輸入の規制についてであります。

事業団の生糸在庫量が異常に膨れ上がった原因の最もたることは、国内需要の減少にもかかわらず、無秩序と言ってよい紡織物等の輸入が累年続いたことだと言つてよいでしょう。それなのに、本法案改正事項の中には、輸入規制の強化はさておき、条件つきとはいえ、事業団の在庫生糸

をどう放出するかということを優先させている傾向が露骨にうかがえるからです。養蚕農家を初め事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

人。

以上、大まく一点に分けて理由を申し上げ、本邦蚕糸業のさらなる発展のため抜本的な施策を早急に講じられるよう心から祈念して、反対討論を終わらせていただきます。

○今井委員長 これにて討論は終局いたしました。

○今井委員長 これより採決に入ります。

○繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、中林佳子君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今井委員長 起立少數。よって、中林佳子君外一名提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○今井委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○今井委員長 この際、本案に対し、玉沢徳一郎君外四名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議、民主君外四名から、自由民主党・革新共同の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。田中恒利君。

○田中(恒)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議、民社党・国民連合及び日本共产党・革新共同の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

提

を代表して、繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

繭糸価格安定制度が安定帶における

事業団法の一部を改正する法律案に対する附

帯決議(案)

政府は、繭糸価格安定制度が安定帶における価格の安定を通じ蚕糸業の経営安定を図ることを重要な目的としていることにかんがみ、本法の運用に当たっては、左記事項の実現に努め、蚕糸業の安定的発展に万全なきを期すべきである。

### 記

一 新しい繭糸価格安定制度の下における今后の繭糸価格の決定に当たっては、養蚕農家等の経営状況、需要の動向を踏まえ、再生産が図られるよう適正に決定すること。

二 価格決定時期については、從来三月に決定してきた原則を踏まえ、養蚕農家に不安を感じぬよう適切に設定していくこと。

三 特別勘定における事業団の在庫生糸の売渡しについては、実勢系価の動向に十分配慮して行うこととし、特に実勢系価が安定基準価格を下回り又は下回るおそれのある場合は、売渡し数量の調整に特段の配慮を行うこと。

四 生糸、紡織物等の輸入については、国内需給に重大な影響を及ぼすことのないよう、二國間協議等を通じて輸入数量の抑制に一層努めること。

五 紗の需要拡大を図るために、きものの大衆化、洋装分野を含めた新規用途の開拓、研究等抜本的な需要増進対策を講ずるとともに、編製品に至るまでの流通の改善合理化を図ること。

六 養蚕農家が安心して繭生産に取り組めるよう、繭糸、生糸、紡織物等の中・長期需給見通しを早急に確立すること。

七 生産性の高い養蚕經營を確立するため、各般にわたる適切な生産施設を積極的に講ずること。

右決議する。

以上でありますが、決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の十分御承知のところでありますので、その説明は省略させていただきます。

○今井委員長 何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願いいたします。(拍手)

○今井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

玉沢徳一郎君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○今井委員長 〔賛成者起立〕

○今井委員長 起立総員。よって、本案に対し附

帯決議を付することに決しました。

○佐藤農林水産大臣 この際、ただいまの附帯決議につきまして、佐藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤農林水産大臣。

○今井委員長 この際、ただいまの附帯決議につきまして、佐藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤農林水産大臣。

○佐藤農林水産大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○今井委員長 お諮りいたします。

○今井委員長 ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○今井委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○今井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○今井委員長 内閣提出、農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正す

る法律案、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたしました。佐藤農林水産大臣。

農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○佐藤農務大臣

農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案

農業改良資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業改良資金制度は、昭和三十一年に発足して以来、農業事情の変化に対応して制度及び運営の改善を図りつつ、新技術の導入、農家生活の改善及び農業後継者の育成のための無利子資金の貸し付けを通じて農業経営の安定と農業生産力の増進に貢献してまいりました。また、自作農創設特別措置特別会計制度は、昭和二十一年に発足して以来、政府による農地の買収、売り渡し等の經理を行なう特別会計として自作農の創設及びその経営の安定に寄与してきたところであります。

しかしながら、近年、農業をめぐる情勢の変化を利用して農業の経営規模の拡大、生産コストの低減等農業経営が直面する諸課題に対応して経営基盤の強化を図るために、農業改良資金制度の一層の活用を図ることが求められております。また、この制度は、都道府県階級で資金が回転する仕組みであるため、都道府県によっては資金余剰が生じ、あるいは不足が生じており、厳しい財政事情のもとで、資金の効率的利用を図ることが緊急の課題となつております。

一方、自作農創設特別措置特別会計制度については、農地等の売買に伴う差益がこの特別会計に累積し、相当額の剰余金を保有するに至つたため、この剰余金を、現下の農政上の大規模な課題である農地保有の合理化のための施策に有効活用し、構造政策の強化に資することが適切であると考えられます。

政府におきましては、このような諸情勢に応じて、農業経営に意欲的な農業者が合理的な生産方式の導入、経営規模の拡大等を図ることを促進するため、農業改良資金制度について資金種目の再編拡充を行うとともに、資金の効率的利用が図られるよう政府の助成方法を変更し、あわせて農業経営基盤の強化に資する観点から、本資金制度及び農地保有の合理化のための措置に係る政府の経理を一般会計と区分して行えるよう自作農創設特別措置特別会計制度を改組することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、農業改良資金助成法の改正について御説明申し上げます。

第一に、資金種目を再編拡充して、新たに生産方式改善資金及び経営規模拡大資金を設けること

であります。

生産方式改善資金は、現行の技術導入資金を再編拡充したものであります。従来の貸付対象である能率的な技術の導入のみでなく、作目や地域

の実態に即し、農業生産の再編成やコストの低減等農業経営が直面する課題に対応して、普及を図るべき合理的な生産方式を導入するために必要な資金であります。

また、新たに設けられる経営規模拡大資金は、土地利用型農業の経営規模を拡大するため、農業の強化を図るために、農業改良資金制度の一層の活用を図ることが求められております。また、この制度は、都道府県階級で資金が回転する仕組みであるため、都道府県によっては資金余剰が生じ、な資金であります。

第二に、資金の貸付事業を行う都道府県に対する政府の助成方法の変更であります。

これまで、国は都道府県に対し、必要な貸付

財源の三分の二以内を補助しておりましたが、今後は、これを無利子で貸し付けることとしております。これによりまして、今後は、國への償還金を再び都道府県への貸付財源とすることにより、ある農地保有の合理化のための施策に有効活用されることとしております。

一方、自作農創設特別措置特別会計法の改正について申し上げます。

この特別会計の名称を農業経営基盤強化措置特別会計とするとともに、その経理の対象を農業経営基盤の強化に資するための農地保有合理化措置及び農業改良資金に係る政府の貸付金の貸し付けとすることとしております。

まず、これにあわせてこの特別会計における剩余等の財源の効率的利用に関する措置を講ずることとしております。

以上の法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

また、これにあわせてこの特別会計における剩余等の財源の効率的利用に関する措置を講ずることとしております。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林漁業金融公庫資金制度は、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、農林漁業者等が必要とする長期かつ低利の資金を融通することを目的として、昭和二十八年に発足したものであります。が、以来、農林水産施策の展開の方向に即応して逐次制度の改善を図りつつ、今日まで農林漁業の発展に多大の貢献をしてまいりました。

しかしながら、最近の農林水産業を取り巻く諸情勢について見ますと、農林水産物の消費の伸び悩み、経営規模拡大の停滞等極めて厳しいものがあり、このような状況のもとで、農林水産業の体質の強化を図ることが重要な課題となつております。

第一は、制度の整理合理化であります。

農地等取得資金等の三分五厘資金については、構造政策等の方向に即して重点化を図り、その一部を五分資金とすることとしております。

また、農業、林業、沿岸漁業の構造改善事業の推進のための資金につきましては、制度の簡素化等の観点からこれを統合し、農林漁業構造改善事業

法定上限金利を八分五厘に統一改定することとしております。

政府といしましては、このような状況を踏まえ、農林漁業金融公庫資金制度について、農林漁業の育成強化及び農林漁業の構造改善を促進しつつ資金の効率的利用と制度の簡素化を図るとの観点に立って見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

この特別会計の名称を農業経営基盤強化措置特別会計とするとともに、その経理の対象を農業経営基盤の強化に資するための農地保有合理化措置及び農業改良資金に係る政府の貸付金の貸し付けとすることとしております。

まず、これにあわせてこの特別会計における剩余等の財源の効率的利用に関する措置を講ずることとしております。

また、これにあわせてこの特別会計における剩余等の財源の効率的利用に関する措置を講ずることとしております。

さらに、生鮮食料品等の流通の近代化を推進するため、卸売市場近代化資金について、地方卸売市場等の仲卸業者を貸付対象として追加することとしております。

次に、林業経営対策の強化を図るため、林業経営改善資金の貸付対象として林業経営の複合化のためには必要な施設を追加することとしておりまして、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、制度の整理合理化であります。

農林漁業金融公庫資金制度は、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、農林漁業者等が必要とする長期かつ低利の資金を融通することを目的として、昭和二十八年に発足したものであります。が、以来、農林水産施策の展開の方向に即応して逐次制度の改善を図りつつ、今日まで農林漁業の発展に多大の貢献をしてまいりました。

しかしながら、最近の農林水産業を取り巻く諸情勢について見ますと、農林水産物の消費の伸び悩み、経営規模拡大の停滞等極めて厳しいものがあり、このような状況のもとで、農林水産業の体質の強化を図ることが重要な課題となつております。

第一は、制度の整理合理化であります。

農地等取得資金等の三分五厘資金については、構造政策等の方向に即して重点化を図り、その一部を五分資金とすることとしております。

また、農業、林業、沿岸漁業の構造改善事業の推進のための資金につきましては、制度の簡素化等の観点からこれを統合し、農林漁業構造改善事業

法定上限金利を八分五厘に統一改定することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

農業近代化資金制度及び漁業近代化資金制度は、農業者、漁業者等に対する長期低利資金の融通を円滑にするため、協同組合系統資金の活用を図りつつ運用されておりますが、昭和五十八年末においてその融資残高は農業近代化資金がおよそ

一兆二千九百二十八億円、漁業近代化資金がおよそ二千八百四十二億円に上っております。農業者、漁業者等の資本設備の高度化及び経営の近代化の推進に大きく寄与しているところであります。

これら両制度につきましては、制度創設以来、逐次改善を図ってきたところではありますが、最近における農業者、漁業者等の資金需要の大型化に即応して、その貸し付けの最高限度額を、それぞれ現行の一倍に引き上げることとし、農業者、漁業者等に対する施設資金等の融通をより円滑にすることとした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容であります。

○今井委員長 引き続き、補足説明を聽取いたします。閑谷農蚕園芸局長。

○閑谷政府委員 農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案について申し述べましたので、以下その内容について若干補足させていただきます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容について若干補足させていただきます。

まず、農業改良資金助成法の改正について御説明申し上げます。

第一に、技術導入資金を再編拡充して設けられる生産方式改善資金についてであります。

技術導入資金は、本資金制度の中心をなす資金項目として、昭和三十一年の制度創設以来、近代的農業技術の普及定着化を通じて農業経営の安定と農業生産力の増大に大きく貢献してきたところであります。近年における農政の課題に対処するため、これを再編拡充し、従来の貸付対象である能率的な技術の導入のみならず、作物の転換、品質の向上、低コスト化等を図るために合理的な生産方式の導入に必要な資金として生産方式改善資金を設けるものであります。

その具体的な内容につきましては、政令において、従来の技術導入資金に加え、畜産、果樹、野菜及び養蚕についておのとのその部門の課題に対応した資金を新たに定めることとする見込みであります。

また、新たに政令で定める資金の一部については、貸付限度額を標準資金需要額の百分の九十とし、償還期間も上限を七年から十年に引き上げることとしております。

第一は、経営規模拡大資金の新設についてであります。

我が国農業の体质を強化するためには、技術と経営能力にすぐれた農家を育成し、これらによつて農業生産の相当割合が担われるような農業構造を実現していくことが重要であります。特に土地利用型農業は、施設型農業に比べ規模拡大が立ちおくれていることにならがみ、従来から農用地利用増進事業等により、農地の流動化を促進し農業を継続していくことが重要であります。

○今井委員長 引き続き、補足説明を聽取いたします。

○閑谷農蚕園芸局長。

○閑谷政府委員 農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案について申し述べましたので、以下その内容について若干補足させていただきます。

第一に、特別会計の名称及び設置規定の改正であります。

農業経営の基盤である農地の買収、売り渡し等の経理を行つてしましました自作農創設特別措置特別会計について、農業経営基盤の強化に資するための農地保有合理化措置及び農業改良資金に係る政府の貸付金の貸し付けに関する政府の経理を

第一に、農林水産施策の展開の方向に即した制度の改善充実についてであります。

その一は、総合施設資金の貸付対象の拡大であります。

総合施設資金は、自立経営農家を育成するため、農業経営を総合的に改善しようとする農業者に対し各種資金を包括的に融通する資金制度として設けられたものであり、現在、自立経営を一挙に実現する者に対して貸し付けを行つております。

今回の改正は、農業をめぐる情勢の変化等によ

計において農業者に繰り返し貸し付けるという仕組みとなつております。

また、歳出科目の追加に伴い、従来一般会計へ回転資金であったのではありませんが、資金需要の地域差及び年による変動から、未貸し付けの剩余金が特別会計に累積する都道府県がある一方、償還地から、今後は、毎年度の貸付必要額のうちその三分の一以内を国が都道府県に無利子で貸し付けることとしたものであります。

また、政府の助成方法の変更に伴い、都道府県の特別会計に関する規定及び既に都道府県に交付した補助金に関する規定を整備するほか、新たに、未貸付金のうち国の補助金に係る部分について自主的に国に納付できる道を開くとともに、この納付金も国からの貸付金の財源に充てることとしております。

第三に、昭和五十九年度の決算剰余金の処理についてであります。

昭和五十九年度の決算上生じた剰余金につきましては、この特別会計の改組に当たり、これを積立金として積み立て、農地等の買収代金及び農地保有の合理化に関する事業の助成の財源に充てる場合に限り、これを使用し得ることとしております。

以上をもちまして、農業改良資金助成法及び農業創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終ります。

○今井委員長 後藤(康)政府委員 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由説明申しあげましたので、以下その内容について若干補足させていただきます。

第一に、農林水産施策の展開の方向に即した制度の改善充実についてであります。

その一は、総合施設資金の貸付対象の拡大であります。

総合施設資金は、自立経営農家を育成するため、農業経営を総合的に改善しようとする農業者に対し各種資金を包括的に融通する資金制度として設けられたものであり、現在、自立経営を一挙に実現する者に対して貸し付けを行つております。

この特別会計において行う農業改良資金に係る

第三に、農業改良資金の貸付事業を行う都道府県に対する政府の助成方法の変更であります。

従来、この制度は、その財源の三分の二以内を国からの補助金の交付を受け、都道府県の特別会

り一挙に大幅な経営規模の拡大を図ることが困難

となつてゐること等を踏まえ、今後の我が國農業

の中核的担い手として期待される若い農業者が自

立經營を目指して段階的に經營規模の拡大等を行

う場合にも、総合施設資金を融通し得ることとし

ようとするものであります。

なお、この総合施設資金の貸付対象の拡大に伴

い、貸付対象がこれと重複することとなる果樹園

經營改善資金及び酪農・肉用牛經營改善資金につ

きましては、これを総合施設資金に統合すること

としております。

その二は、林業經營改善資金の貸付対象の拡大

であります。

近年における我が國森林・林業をめぐる情勢に

は極めて厳しいものがあり、木材需要の停滞等を

背景とした木材価格の低迷、労賃、諸資材価格の

上昇等から林業經營の収益性は悪化しております。

一方、我が國の森林資源の状況は、戦後の造林

による人工林がまだ伐期を迎えていないこと

から、伐採による収入を期待し得ないのみなら

ず、今後相当の期間において、保育、管理のため

の経費を支出していかざるを得ない状況にあります。

このような状況を踏まえ、林地取得及び育林の

ための資金を融通する林業經營改善資金につきま

して、育林期間における林業經營の維持と林業生

産活動の継続に資するため、特用林産物の生産等

經營の複合化に必要となる施設資金を貸付対象に

加えることとしております。

その三は、卸売市場近代化資金の貸付対象の拡

大であります。

これまで卸売市場近代化資金のうち仲卸業者資金につきましては、中央卸売市場の仲卸業者が貸付対象となつておりましたが、近年、地方卸売市場の統合整備による市場規模の拡大等が進む中で、地方卸売市場における仲卸業者の機能の強化が求められている状況にかんがみ、中央卸売市場以外の卸売市場の仲卸業者についても本資金の融通の道を開くこととしております。

その四是、新規用途事業資金の内容の充実であります。

農林漁業の生産力の維持増進のためには、その

生産性の向上とあわせて、農林畜水産物の安定的

な販路の確保等を通じた消費の拡大を図ることが

極めて重要であります。

近年の農林畜水産物の需要の動向を見ますと、

加工食品、外食向け需要が増大している一方、全

体としては需要が伸び悩んでおり、一部品目につ

いては過剰問題も生じております。

このよろんな状況を踏まえ、国产の農林畜水産物

の加工需要の増進を図る観点に立って、從来、で

ん粉の新規用途であるブドウ糖の製造加工の事業

に必要な施設資金を融通してきた新規用途事業資

金につきまして、新規用途開発の対象を、需給事

情等から見て需要の増進を図ることが特に必要と

認められる農林畜水産物とすることとしておりま

す。また、加工原材料用の新品種を使用する製造

加工の事業を営む者に対しても本資金の融通の道

を開くとともに、貸付対象資金について、施設資

金のほか新規用途の開発導入及び品種の育成導入

に必要な資金も融通することとしております。

第二に、制度の整理合理化についてであります。

その一は、三分五厘資金の重点化であります。

農地等取得、構造改善事業推進、林地取得の三

分五厘資金につきましては、その基本は維持づ

くこととしておりま

す。

その二は、卸売市場近代化資金の七

分五厘資金につきましては、今後とも財投金

利等の状況に応じた弾力的な金利改定を行つてい

く必要がありますので、これら資金に係る法定上

限金利を過去の財投金利の推移に照らし八分五厘

に統一改定することとしております。

し、それ以外の者については五分の金利を適用す

ることとしております。

その二是、農業、林業、沿岸漁業の構造改善事

業の推進のための資金の統合であります。

すなわち、制度の簡素化にも資するため、農業構

造改善事業推進資金及び沿岸漁業構造改善事業推

進資金と林業の構造改善事業の推進のための資金

を統合し、農林漁業構造改善事業推進資金とし、

この結果、これまで共同利用施設資金等で対応し

てきた林業の構造改善事業について計画的に推進

することができます。

その三是、財投金利等に連動して金利改定を行

つてまいりました漁船資金、塩業資金、共同利用

施設資金、主務大臣指定施設資金、卸売市場近代

化資金、新規用途事業資金及び乳業施設資金の七

分五厘資金につきましては、今後とも財投金

利等の状況に応じた弾力的な金利改定を行つてい

く必要がありますので、これら資金に係る法定上

限金利を過去の財投金利の推移に照らし八分五厘

に統一改定することとしております。

さらに、現在では既に役割を終えたものとして

事実上廃止されている沿岸漁船整備促進資金及び

沿岸漁業協業化促進資金の二資金につきまして

は、今回これを整理することとしております。

このほか、公庫の理事及び監事の任期につきま

して、特殊法人の役員任期の統一の方向を踏ま

え、二年とすることとしております。

以上をもとに、農林漁業金融公庫法の一部

を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わり

ます。

○今井委員長 以上で趣旨の説明は終わりまし

た。

次回は、明二十七日水曜午前九時五十分理事会

会、午前十時から委員会を開会することとし、本

山村振興法の一部を改正する法律案

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の一

部を次のよう改正する。

第十条に次の二項を加える。

2 国は、振興山村のうち自然的、經濟的、社会

的諸条件に特に恵まれず、かつ、産業基盤及び

生活環境の整備の程度が著しく低いため振興の

緊要度が高い振興山村に係る山村振興計画に基

づく事業であつて当該振興山村の振興のために

特に重要と認められるものについては、その円

滑な実施が促進されるよう配慮するものとす

る。

附則第一項中「昭和六十一年三月三十日」を「昭

和七十年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、

第十条に一項を加える改正規定は、昭和六十年四

月一日から施行する。

理 由

山村振興法の実施の状況にかんがみ、その有効

期限を昭和七十年三月三十一日まで延長すると

ともに、振興の緊要度が高い振興山村の山村振興計

画に基づく重要な事業の円滑な実施が促進される

よう配慮する必要がある。これが、この法律案を

提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、平年度約八十

億円の見込みである。

本案施行に要する経費としては、平年度約八十

億円の見込みである。

繭糸價格安定法及び蚕糸砂糖類價格安定事業

團法の一部を改正する法律案に対する修正案

繭糸價格安定法及び蚕糸砂糖類價格安定事業團

法の一部を改正する法律案の一部を次のように修

正する。

第一条中目次の改正規定を次のように改める。

目次中「第十二条の十三の九」を「第十二条の

十三の十」に、「第十九条の二」を「第二十条」に改める。

第一条のうち第一条の改正規定中「その生産条件、需給事情等からみて適正な水準における」を「安定価格帯を超える異常な変動を防止するとともに、必要に応じ、安定価格帯の相当な水準における価格の」に改める。

第一条中第一章の章名の改正規定から第七条の改正規定までを削る。

第一条中第七条の二から第十二条の三までを削る改正規定を次のように改める。

第七条の二第一項第三号及び同条第二項から同条第四項までを削る。

第九条を削り、第九条の二第一項中「壳渡対象生糸」を第七条の二に規定する生糸(第十二条第一項において「壳渡対象生糸」という。)に改め、「第七条の二第三項」を削り、同条を第九条とし、第九条の三を削る。

第一条中第三章の章名及び同章第一節の節名を削る改正規定を削る。

第一条中第十二条の四及び第十二条の五を削る改正規定を次のように改める。

第十二条の四中「事業団法」を「蚕糸砂糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第四十四号。以下「事業団法」という。)」に改める。

第一条中第十二条の六の改正規定及び同条を第八条とする改正規定を削る。

第一条中第十二条の七の改正規定及び同条を第九条とする改正規定を次のように改める。

第十二条の七第二項中「含み、第七条の二第一項の規定による所屬替えをした生糸を除く」を「含む」に改める。

第一条中第十二条の八の改正規定、同条を第十一条とする改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定から第十二条の十の二第一項の改正規定までを削る。

第一条中第十二条の十の二第三項の改正規定及び同条を第十二条の一とする改正規定を次のように改める。

第一条中第三十三条第二項の改正規定及び同条を第十二条の一とする改正規定を次のように改める。

第十二条の十の二の次に次の二条を加える。

第二項に規定する生糸でその保有期間が農林水産省令で定めるものがある場合には、農林水産省令には、農林水産省令で定めるところにより、当該輸入生糸の壳渡しに係る計画を作成し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の承認を受けた計画の定めるところにより事業団が行う輸入生糸の壳渡しについての前項には、農林水産大臣の承認を受けて」とあるのは、「場合及び輸出貨物の製造輸出貨物とするための加工を含む。」に使用する原材料の用に供する場合には、次条第一項の承認を受けた計画の定めるところにより」とする。

第一条中第十二条の十三の四第一項の改正規定及び同条を第十二条の九とする改正規定から第十二条の十三の八に一項を加える改正規定及び同条を第十二条の十三とする改正規定までを削る。

あるのは、「場合及び輸出貨物の製造輸出貨物とするための加工を含む。」に使用する原材料の用に供する場合には、次条第一項の承認を受けた計画の定めるところにより」とする。

第一条中第十二条の十三の三第二項及び第十三条の三の二第一項の改正規定までを削る。

第一条中第十二条の十三の三の二第二項及び第三項の改正規定並びに同条を第十二条の八とする改正規定を次のように改める。

第十二条の十三の九の次に次の二条を加える。

(輸入に当たつての配慮)

第十二条の十三の十 政府は、繭若しくは生糸の生産の調整に関する施策を講じ、又は事業団が第十二条の三第一項の計画若しくは第十二条の十三の三の三第一項の計画の定めるところにより生糸の壳渡しを行つてゐる場合において、第十二条の十三の二、第十二条の十三の四又は前条の規定により外國産の生糸、外國産繭等又は外國産の絹糸等の輸入に関する措置を講ずるに当たつては、事業団の保有する生糸の数量が適正なものとなるよう配慮するものとする。

第一条中第十五条の改正規定を次のように改め

第一条中第十八条第一項を「第十二条の十の二第一項」に、「第十二条の八第一項」を「第十二条の十三の二第一項」に改める。

第一条のうち第一条の十の二第一項を「第十二条の十の二第一項」に改める。

第一条中第十九条の改正規定中「安定価格帯を超える異常な変動の防止及び安定価格帯の相当な水準」を「その生産条件、需給事情等からみて適正な水準」に」と削る。

第一条中第十八条第一項第一号の改正規定及び第二十九条の改正規定を削る。

第一条中第三十二条の改正規定を次のように改める。

第三十二条第一項第一号中「前号」の下に「又は次号」を加え、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

3 繭糸価格安定法第十二条の十の二第一項

に規定する生糸及び同法第十二条の十三の三第一項に規定する輸入生糸の壳渡しに係る第二十八条第一項第一号の業務及び同号ニの業務並びにこれらに伴う同号ホ

の業務並びにこれらに附帯する業務

第一条中第十七条を削る改正規定、第十七条の二の改正規定及び同条を第十七条とする改正規定を次のように改める。

第一条中第十七条を削る改正規定及び第四章を第二章とする改正規定を削る。

第一条中第十六条の改正規定及び第四章を第二章とする改正規定を削る。

第一条中第十七条を削る改正規定、第十七条の二の改正規定及び同条を第十七条とする改正規定を次のように改める。

第一条中第十七条を削る改正規定、第十七条の二の改正規定及び同条を第十七条とする改正規定を次のように改める。

第一条中第十七条を削る改正規定、第十七条の二の改正規定及び同条を第十七条とする改正規定を次のように改める。

第一条中第十七条を削る改正規定、第十七条の二の改正規定及び同条を第十七条とする改正規定を次のように改める。

第十七条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第十七条の二中「五万円」を「十万円」に改める。

第一条のうち第十九条の改正規定中「前二条」を「前二条」に改める。

第一条中第五章を第四章とする改正規定を削る。

第一条のうち附則第三項の改正規定中「附則第十四条の二に規定する特別の勘定に同条」を「第十三条第一項第三号の業務に係る勘定に同法附則第十四条の二」に改め、「毎事業年度、当該事業年度の開始前に」を削り、「当該生糸」の下に「(第十二条の十の三第一項に規定する生糸及び第十二条の十三の八第一項に規定する輸入生糸を除く。)」を加える。

第一条のうち附則第三項を「前二条」に改める。

第一条中第十八条第一項第一号の改正規定及び第二十九条の改正規定を削る。

第一条のうち附則第三項を「前二条」に改める。



資金の額（前条及び第三項の規定により特別会計から一般会計に繰り入れた金額並びに当該事業の廃止後に同条の規定により特別会計から一般会計に繰り入れることができる金額を除く。）

の合計額に対する補助金残高の」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、都道府県が、第三条に規定する事業を廃止する前に、貸付金の未貸付額の一部を政府に納付することを妨げるものではない。

3 都道府県は、前項の規定により政府に納付金を納付したときは、当該納付金の額に対応する一般会計からの繰入金の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二百四十四号。以下「改正法」という。）の施行の際都道府県が昭和五十九年度に国から交付を受けた補助金を財源の一部として醸農及び肉用牛生産の振興及び合理化を図るため醸農經營若しくは肉用牛經營を営む者又はその組織する団体に無利子の資金を貸し付ける事業を行つてゐる場合においては、都道府県は、当該事業に係る権利及び義務を特別会計に属させることができる。この場合においては、当該補助金及び都道府県の一般会計から当該事業の財源の一部に充てられた資金について、それぞれ第二十一条第一項に規定する国からの補助金及び同項に規定する都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた資金とみなして同条の規定を適用する。

#### （自作農創設特別措置特別会計法の一部改正）

第一条 自作農創設特別措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 農業経営基盤強化措置特別会計法

第一条を次のように改める。

第一条 農業経営基盤の強化に資するための農地保有合理化措置及び農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二十九号）第三条の規定による貸付けに関する政府の經理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

前項の「農地保有合理化措置」とは、次に掲げるものをいう。

一 自作農創設のため政府の行う土地、権利又は立木、工作物その他の物件（以下「農地等」という。）の買収、使用、売渡し、賃貸等

二 農地保有合理化法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。）の行う同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業その他の農地保有の合理化に関する事業に係る財政上の措置で政令で定めるもの

第三条 中「農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第十四条の規定による政府に対する支払金」を「農業改良資金助成法第二十条の規定による償還金（同法第二十二条第一項及び第二項の規定による納付金を含む。次項において同じ。）」に、「以て」を「もつて」に、「報償金」を削り、「補償金」の下に、「前条第二項第一号の財政上の措置に要する費用、同法第三条の規定による都道府県に対する貸付金」を加え、「旧自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）に基いて発行した証券（以下農地証券といふ）及び「農地証券の発行及び償還に關する諸費」を削り、同条に次の二項を加える。

前項に規定する農業改良資金助成法第二十一条第一項の規定による償還金の額に相当する

金額は、前項に規定する都道府県に対する貸付金の財源に充てるものとする。ただし、都道府県が行う同法第三条に規定する事業の実施状況に照らしてその必要がないと認められるに至つたときは、当該必要がないと認められる範囲内の金額については、この限りでない。

第一項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

第四条を次のように改める。

第四条 削除 第五条第一項を削り、同条第一項中「農地証券及び」を削り、「一時借入金」を「並びに一時借入金」に改め、「並びに農地証券の發行及び償還に関する諸費」を削る。

第七条第一項及び第三項中「大蔵省預金部」を「資金運用部」に改める。

第八条第一項に次のただし書を加え、同条第一項及び第三項を削る。

ただし、当該剩余金から政令で定める金額を控除した金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができ

る。

第九条を次のように改める。

第九条 内閣は、毎年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

前項の予算には、当該年度及び前年度における農地等の売渡し及び買収に関する計画表を添付するものとする。

第十条中「勅令」を「政令」に改める。

（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。  
（農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措置）  
第一条 第一条の規定による改正前の農業改良資金

助成法第二条第一項に規定する技術導入資金（次項において単に「技術導入資金」という。）は、この法律の施行後においても昭和六十年六月三十日までの間は、貸し付けることができる。

（自作農創設特別措置特別会計法の一部改正）

第三条 第二条の規定による改正後の農業経営基盤強化措置特別会計法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十年度の予算から適用し、自作農創設特別措置特別会計の昭和五十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。ただし、昭和五十九年度の決算上剰余を生じたときは、改正前の自作農創設特別措置特別会計法第八条第一項の規定にかかわらず、これを農業経営基盤強化措置特別会計の積立金として積み立てるものとする。

資金及びこの法律の施行後前項に規定する日以前に貸し付けられる技術導入資金については、なお従前の例による。

（自作農創設特別措置特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の農業経営基盤強化措置特別会計法（以下「新法」という。）の規定は、昭和六十年度の予算から適用し、自作農創設特別措置特別会計の昭和五十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。ただし、昭和五十九年度の決算上剰余を生じたときは、改正前の自作農創設特別措置特別会計法第八条第一項の規定にかかわらず、これを農業経営基盤強化措置特別会計の積立金として積み立てるものとする。

資金及びこの法律の施行後前項に規定する日以前に貸し付けられる技術導入資金については、昭和六十年六月三十日までの間は、貸し付けることができる。

（自作農創設特別措置特別会計法の一部改正）

第三条 第二条の規定により預託した場合に生ずる利子收入は、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とする。

4 第一項ただし書の規定による積立金は、農地等の買取代金及び新法第二条第二項第二号の財政上の措置に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、予算で定めるところにより、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入に繰り入れができる。

最近における農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、農業経営基盤の強化に資するため、農業改良資金制度について生産方式改善資金及び経営規模拡大資金を設けるほか、政府の都道府県に対する

る助成を貸付方式に改めて資金の効率的利用を図るとともに、自作農創設特別措置特別会計制度について農地保有の合理化を促進するための事業に係る助成及び農業改良資金制度に関する政府の経理の追加等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

#### 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改める。

第十一条第一項を次のように改める。

総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十八条第一項中「左に」を「次に」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第一号の二中「あたつて」を「あわせて」を「併せて」に改め、同項第六号に改め、同項第一号の二及び第九号を「及び第六号」に改め、同項第一号の四中「第三号の二」、「第四号及び第九号」を「第一号、第三号及び第六号」に改め、同項第一号の五中「第三号に掲げる資金のうち乳牛又は肉用牛の購入に係るもの並びに同表の第三号の二、第四号及び第九号」を「第二号、第三号及び第六号」に改め、同項第八号中「外」を「ほか」に改め、同項第三項中「農業若しくは」を「農業、林業若しくは」に改める。

第十八条の二第一項中「附設團完場」を「付設團完場」に改め、同項第一号の五中「第三号に掲げる資金のうち乳牛又は肉用牛の購入に係るもの並びに同表の第三号の二、第四号及び第九号」を「第二号、第三号及び第六号」に改め、同項第一号の四中「第三号の二」、「第四号及び第九号」を「第一号、第三号及び第六号」に改め、同項第一号の五中「第三号に掲げる資金のうち乳牛又は肉用牛の購入に係るもの並びに同表の第三号の二、第四号及び第九号」を「第二号、第三号及び第六号」に改め、同項第八号中「外」を「ほか」に改め、同項第三項中「農業若しくは」を「農業、林業若しくは」に改める。

第十八条の二第一項中「附設團完場」を「付設團完場」に、「行なう」を「行う」に、「卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第三十三条第一項の仲卸しの業務」を「仲卸しの業務（農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。）」に改める。

第十八条の三第一項中「の外、農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百一十五号）第二条第一項に規定する農産物等」を「ほか、農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの」とする。

附則第二十五項中「第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる資金を除く。」を削る。

別表第一の第一号(六)、(七)及び(八)の利率の最高の欄

欄中「年八分」を「年八分五厘」に改め、同号(九)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「ほか」に改め、同号(十)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(十一)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(十二)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(十三)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(十四)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(十五)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(十六)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(十七)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(十八)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(十九)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(二十)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(二十一)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(二十二)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(二十三)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(二十四)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(二十五)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(二十六)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(二十七)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(二十八)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(二十九)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(三十)

の貸付金の種類の欄中「年の外」を「のほか」に改め、同号(三十ー)

の他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用」を加え、「且つ」を「かつ」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

附則第二十四項中「年八分」を「年八分五厘」に改める。

附則第二十五項中「第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる資金を除く。」を削る。

別表第一の第一号(六)、(七)及び(八)の利率の最高の欄

欄中「年八分」を「年八分五厘」に改め、同号(九)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十一)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十二)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十三)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十四)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十五)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十六)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十七)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十八)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十九)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(二十)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(二十一)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(二十二)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(二十三)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(二十四)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(二十五)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(二十六)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(二十七)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(二十八)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(二十九)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(三十)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(三十ー)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(三十ー)

三 農業、林業又は沿岸漁業の構造改善のため必要な事業を一定の区域において総合的に実施するのに必要な資金であつて、第十八条第一項第五号の二、第七号若しくは第八号に掲げるも

の又は果樹若しくは指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必要なもののうち主務大臣

くは第八号に掲げるも

の又は果樹若しくは指

定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必

要なものうち主務

大臣の指定するもの

の外のもの

(二) (一)に掲げる資金以

外のもの

別表第一の第一号の利率の欄中「年三分五厘」を「年三分五厘十五年三年」に改め、同号(一)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(二)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(三)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(四)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(五)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(六)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(七)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(八)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(九)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十一)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十二)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十三)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十四)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十五)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十六)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十七)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十八)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(十九)

の貸付金の種類の欄中「の外」を「のほか」に改め、同号(二十)

別表第一の第四号を削り、同表の第五号の貸付金の種類の欄中「又は」を「若しくは」に改め、「指定するもの」の下に「又は第十八条第一項第八号に掲げる資金であつて育林期間中における林業經營の改善のために必要なもののうち主務大臣の指定するものを加え、同号(一)の利率の欄中「年三分五厘」を「年三分五厘十五年（森林施設の実施に關し主務大臣の定める要件に適合する者以外の者に貸し付けられる資金については、年五分）」に改め、同号(二)の次のように加える。

第十八条第一項第八号に掲げる資金

別表第一の第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とする。

第一項第八号に掲げる

資金

別表第二中第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とする。

第一項第八号に掲げる

資金

理由

農林漁業經營の育成強化及び農林漁業の構造改

善を促進しつつ資金の効率的利用を図るため、農

林漁業金融公庫の貸付金に係る資金種類の整理統

合、貸付条件の改定等を行うほか、特定の農林畜水

産物の需要の増進に資するため、その新規用途の

開発等に必要な資金を同公庫の貸付けの対象とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案**

**農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律**

**(農業近代化資金助成法の一部改正)**

**農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。**

**第一条 第二条第三項第一号中「一億五千万円」を「五億円」に、「五千万円」を「一億円」に、「一千万円」を「二千万円」に改める。**

**(漁業近代化資金助成法の一部改正)**

**第一条 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。**

**第一条第三項第一号中「三億円」を「六億円」に、「一億二千万円」を「二億四千万円」に、「三千万円」を「六千万円」に改める。**

**附 則**  
この法律は、公布の日から施行する。

**理 由**

農業近代化資金及び漁業近代化資金の貸付けの限度額を引き上げて、農業者等及び漁業者等に対する施設資金等の融通を円滑にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

**農林水産委員会議録第三号中正誤**

|   |       |   |
|---|-------|---|
| 正 | 安 全 性 | 正 |
| 六 | 六     | 六 |
| 八 | 三     | 八 |
| 一 | 一     | 行 |
| 末 | 未     | 段 |
| 五 | 八     | 誤 |
| 三 | 三     |   |
| 元 | 元     |   |
| 二 | 国     |   |
| 一 | 有     |   |
| 末 | 化     |   |
| 五 | 國     |   |
| 二 | 改     |   |
| 六 | 廢     |   |
| 今 | さ     |   |
| さ | ら     |   |
| ら | に     |   |